

平成29年第2回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（6月6日）（火曜日）	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2 会期の決定	5
1. 日程第 3 諸般の報告	5
1. 日程第 4 行政報告	6
1. 日程第 5 一般質問	6
勇 元 勝 雄 議 員	7
子育て支援について	
グリーンベルトの利用状況について	
観光地の管理について	
水管理組合について	
雨水計画書は出来たのか	
東天城中学校の立て替えは	
母間地区のサイレンについて	
（豊島介護福祉課長、高岡町長、向井学校教育課長、 岡元総務課長、幸田地域営業課長、福耕地課長、 琉水道課長、亀澤建設課長）	
富 田 良 一 議 員	27
コミュニティFM放送について	
児童生徒の通学時の安全対策について	
（岡元総務課長、住田企画課長、向井学校教育課長）	
幸 千 恵 子 議 員	33
地籍調査について	
国保について	
介護保険について	
一般廃棄物処理について	
（福耕地課長、岡元総務課長、亀澤建設課長、 東農林水産課長、琉水道課長、高岡町長、	

芝健康増進課長、秋丸収納対策課長、豊島介護福祉課長、
政田住民生活課長)

1. 散会	62
第2号(6月7日)(水曜日)		
1. 開議	66
1. 日程第1	会議録書名議員の追加指名	66
1. 日程第2	一般質問	66
	松田太志議員	66
	ICT教育の今後について	
	徳之島町における青年団活動の現状について	
	今後の子ども・子育て計画について	
	(向井学校教育課長、高岡町長、深川社会教育課長、 豊島介護福祉課長、芝健康増進課長、岡元総務課長)	
	鶴野将光議員	86
	NHK大河ドラマ“西郷どん”について	
	世界自然遺産登録について	
	子育て支援	
	(幸田地域営業課長、幸野副町長、住田企画課長、 向井学校教育課長、高岡町長、芝健康増進課長)	
	是枝孝太郎議員	100
	奄振について	
	農業振興について	
	経済圏の拡大について	
	(住田企画課長、高岡町長、東農林水産課長)	
1. 日程第3	議案第36号 専決処分について承認を求める件について	113
1. 日程第4	議案第37号 専決処分について承認を求める件について	115
1. 日程第5	議案第38号 専決処分について承認を求める件について	116
1. 日程第6	議案第39号 専決処分について承認を求める件について	117
1. 日程第7	議案第40号 徳之島町暴力団排除条例の一部を改正する条例について	118
1. 日程第8	議案第41号 徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	119

1. 日程第 9	議案第 4 2 号	徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	122
1. 日程第 10	議案第 4 3 号	徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	123
1. 日程第 11	議案第 4 4 号	徳之島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	125
1. 日程第 12	議案第 4 5 号	徳之島都市計画亀津第 1 工区土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例について	126
1. 日程第 13	議案第 4 6 号	総合整備計画の提出について	127
1. 日程第 14	議案第 4 7 号	平成 29 年度一般会計補正予算（第 1 号）について	129
1. 日程第 15	議案第 4 8 号	平成 29 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	142
1. 日程第 16	議案第 4 9 号	平成 29 年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	143
1. 日程第 17	議案第 5 0 号	平成 29 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	144
1. 日程第 18	議案第 5 1 号	平成 29 年度公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	145
1. 日程第 19	議案第 5 2 号	平成 29 年度水道事業会計補正予算（第 1 号）について	146
1. 日程第 20	報告第 1 号	繰越明許費について	147
1. 散 会			148
第 3 号（6 月 8 日）（木曜日）			
1. 開 議			151
1. 日程第 1	陳情第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の要請について	151

1. 日程第 2	発議第 1 号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書	152
1. 日程第 3	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	153
1. 閉 会		154

平成29年第2回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

平成29年第2回徳之島町議会定例会会期日程（案）

平成29年6月6日開会～平成29年6月8日閉会 会期3日間

月	日	曜日	会議別	日程
6	6	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問 （勇元・富田・幸）3名
	7	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問 （松田・鶴野・是枝）3名 ○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○各常任委員会
	8	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○委員長報告 ○発議 ○閉会

平成29年第 2 回徳之島町議会定例会

第 1 日

平成29年 6 月 6 日

平成29年第2回徳之島町議会定例会会議録

平成29年6月6日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

勇元 勝雄 議員

富田 良一 議員

幸 千恵子 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松田太志君	2番	鶴野将光君
3番	富田良一君	4番	宮之原順子君
5番	勇元勝雄君	6番	徳田進君
7番	行沢弘栄君	8番	幸千恵子君
9番	池山富良君	10番	是枝孝太郎君
11番	保岡盛寿君	12番	木原良治君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	福岡兵八郎君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 宮之原剛君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	秋武喜一郎君	総務課長	岡元秀希君
企画課長	住田和也君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	東弘明君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	幸田智博君
農委事務局長	元山吉二君	学校教育課長	向井久貴君
社会教育課長	深川千歳君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	秋丸典之君
税務課長	安田敦君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	川野加州年君	水道課長	琉好実君

△ 開 会 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

おはようございます。

ただいまから平成29年第2回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番富田良一議員、15番住田克幸議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（福岡兵八郎君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月8日までの3日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（福岡兵八郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から平成28年度の例月現金出納検査、平成29年3月分と4月分の結果報告及び平成29年度の例月現金出納検査、平成29年4月分の結

果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、ごらんいただきたいと思います。

また、今期定例会におきまして、本日までに受理した陳情、請願は会議規則第92条の規定により、陳情、請願書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしましたので、御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（福岡兵八郎君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

行政報告を行います。

主なものだけピックアップをして報告いたしたいと思います。

まず、3月17日～3月20日、徳之島祭り、尼崎市に出張しております。

3月28日～3月29日、鹿児島県過疎地域自立促進協議会出席。全国市町村水産振興対策協議会出席。JACの中期経営計画説明会に出席。

4月15日～17日、関西奄美会創立100周年記念大会に出席。

4月24日～4月26日、地元の県会議員との意見交換会。平成29年度の県政説明会。奄美群島振興開発総合調査に係る説明会等に出席。

5月3日、第20回全国闘牛サミット徳之島町大会に出席。職員並びに関係者には深く感謝申し上げ、大成功裏に終わりました。

5月5日、黒砂糖祭り。5月3日、5月5日と続きましたが、役場職員、また関係者の皆様方には深く感謝を申し上げ、成功裏に終わったことを報告いたします。

5月9日～5月11日、平成29年度鹿児島県離島振興協議会臨時総会に出席。

5月14日～15日、奄美群島国立公園指定の記念行事に出席。

5月18日～5月20日、第38回通常総会・命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（福岡兵八郎君）

日程第5、一般質問を行います。

勇元勝雄議員の一般質問を許します。

○5番（勇元勝雄君）

皆さん、おはようございます。

私は、議員になって3年3カ月が過ぎようとしています。この3年余の間、私は町民のために何ができたのか、毎日が自問自答の連続です。これでよかったのか、毎日悩んでいます。

私は、常々思っています。議員は、議員になるのが目的ではありません。議員になって町民のために何がしたいか、その仕事をするためには、議員という資格が必要だから私は議員になりました。議員になるのは目的遂行のための一つの手段だと私は思っています。

何でも賛成の議員、いろいろ国会でも、今問題になっています。東京都でも問題になっています。

議員は町政に対して是は是、非は非の姿勢で臨むのが一番の町民の福祉の向上のためになるものだと、私は思っています。町政の暴走をとめることができるのは、我々議員一人一人の力にあります。

今まで、4億6,000万の土地問題、民間の宅地造成に対して5,000万以上のタンク設置、人口、ごみは減っているのにごみ収集車を1台ふやして600万何がしかのお金を出してる。一番大きいのは、私は14名の職員の退職、そして36名の職員採用。このように町民の皆様が非常に疑問に思うことを、議会は全部多数決で決めてきました。

町のお金は、町長のお金でも我々議員のお金でも役場職員のためのお金でもありません。町民一人一人の福祉の向上のために使わなければいけません。

我々議員の一番の仕事は、町政の批判と監視だと思います。私は、あと9カ月、町政を批判すべきは批判し、町民目線の政治を目指して頑張っていきたいと思います。

まず、1項目め、子育て支援について。

乳幼児医療無料化、今度で8回目の質問です。

全国的に見ても乳幼児医療の無償等は、60%以上の市町村が実施しています。県下でも43市町村のうち38市町村が実施をしている。残る5町村のうち与論町は、新聞報道で2018年度をめぐりに無償化をやりたいという話です。そして、喜界町、高校卒業まで県条例と同じで3,000円負担で高校卒業までやっています。三島村出産祝金、伊仙町出産祝金を出しています。それに対して我が徳之島町は、そういうもろもろの子育て支援を怠っているように私は思います。

徳之島町は、今後どのような子育て支援を考えているか伺います。

○議長（福岡兵八郎君）

ただいまの勇元議員の挨拶で、何でも賛成議員とか暴走とか、表現を慎重にしてくださいように、町民にくれぐれも誤解を招かないような表現を慎重にさせていただきますように注意

をしておきます。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○介護福祉課長（豊島英司君）

今の質問にお答えいたします。

以前から、議員から御質問がありました。本町では、住民税の非課税の世帯の方は全額助成しておりますし、来年10月からは病院窓口での支払いも不要になります。そしてまた、ひとり親世帯の医療費の助成も、ひとり親の方、子供が満18歳まで無料としております。

議員が言われるように課税世帯の方まで無償化した場合は、我々公務員も対象になり、さらなる不公平感が感じられるのではないかと私は思います。

無料化に向けて県で行われた乳幼児医療費懇談会においても、受診がふえたり医療費や市町村窓口、市町村の業務も業務負担がふえるのではないかと課題に上げられておりますし、休日や夜間診療の増加で小児科医の負担も増加するのではないかっていう意見も上げられておりますので、適正受診を促す対策を求める声もあるってことです。

現在も住民非課税世帯の未就学児を対象にして県も助成をしておりますので、本町も県の方針に合わせていきたいと考えております。

○5番（勇元勝雄君）

今の課長の答弁を、私が聞いているのは町単でどれぐらいのことを今後やっていくかという話であって、不公平が出るとかそういうのおかしいんじゃないですか。

県下でも38市町村はやっています。また、与論町は来年をめどにやるという新聞報道もありました。今の課長の答弁では、無料化したら不公平感が出る、その38市町村はどういう考えでその乳幼児医療の無料化をしているか、課長の見解を伺います。

○町長（高岡秀規君）

課長と答弁を打ち合わせして、同じ考えですので答弁をしたいというふうに思います。

医療費の助成につきましては、負担とサービスというバランスもございます。今、課長の答弁にあったように、なぜこの無料化をするかという理由によりけりだと思います。

そして、子育て支援につきましては、私は高校生まで子育てでもありますし、高校生から大学に出る、それも子育ての一環です。その医療費だけが子育て支援ではなくて、まず何に予算を配分するかということですから、私どもは今、スポーツ少年、そしてまた、ICT教育とか子供たちが生きていく上で必要なもの、精神的な強さであったり、カルチャーショック受け

ないような教育環境の構築に予算をかけていく、それこそが私は子育て支援の一環だろうというふうに思います。

そして、医療費につきましては、今のデータでいきますと医療費が少しずつ増加傾向にあります。そしてまた、もし無料化になったときに医療費が増大したときに、税金が、保険税というものが上がってしまうわけです。だからこそ今、町がやっている政策につきましては、生活保護世帯、非課税世帯については無料です。そしてまた、ひとり親につきましては18歳まで無料です。つまりは弱者の視点に立って町民目線で無料化はしているところであります。

課長の答弁があったものについては、課税世帯、つまりはある程度医療費につきましては払う余裕、負担が可能であろうという世帯については所得の格差によって、医療費については徴収をして負担をお願いしているところであります。

そのバランスにおいて今の国と県の政策に従うことこそが、かえって保険税の増額には結びつかないというふうに考えております。

○5番（勇元勝雄君）

現在医療費の無償化をしてる市町村が、無償化以前とどのぐらいの医療費が上がったか、わかっている分だけでよろしいですから教えてください。

○町長（高岡秀規君）

恐らく他の市町村の予算については把握してないと思いますが、考えられるのは、一般会計の繰り入れで考えていただければありがたいなというふうに思います。

日本全国で実際には黒字と言われてるものが一般会計から繰り入れをしているということです。徳之島町では1億四千万～五千万であります。全体で三千四百～五百億円の一般会計からの繰り入れがあるというふうに今は考えております。

○5番（勇元勝雄君）

国保税はどこの市町村でも多分赤字だと私は思います。それ一般会計から全部繰り入れをしていると思います。

しかし、医療費が無料化になったから、病気でもない子供を病院に連れていく、町長は前も答弁しました。病院へ連れていったら感染症にかかるおそれがあるからとか、そういう答弁もありました。誰でも病院には行きたくないんですよ。皆さんも子供を産んで育て、そして自分の子供が病気で金がないから病院に連れていかない、町長の子育て支援と私の子育て支援はちょっと違うと思うんです。それは教育も大事です。じゃあ町長が言うように教育にどれぐらいの町単位の予算を組んでるのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

平成29年度にはICT教育、プログラミング教育でありましたり、あと学士村塾の経費でありましたり、そして単独で言いますと、当然スポーツ少年団等々、それは以前からやっております。

ますが、今後も新たな教育環境の指導者への育成でありますとか指導者の誘致等で今後も使っていきたいというふうに考えております。

今後、税の負担がふえないのは一般会計からの繰り入れで賄っているということでございますから、平成30年度には恐らく国民健康保険税が県の主体の事業になります。

そこで議論されているのが実は、子供の医療費についての議論が検討会を立ち上げるというふうに聞いておりますので、国や県の政策というものは、あらゆるデータに基づいて私はやっているものだというふうに認識しております。

その中でなぜ無料化にするのかということとは、過疎化でありましたり子供たちを、特殊出生率を上げるとかそういったものを考慮して無料化にするということであれば、データ上は医療費を無料化にしても子供がふえたというデータはないということであります。

実は、子供が特殊出生比率が高くなる傾向にある政策というものは、保育所の待機児童の解消でありますとか、あと、ゼロ歳児～2歳児、母親等がしっかりと仕事をできる環境づくりをつくるとか、あと病児保育等、そういったものに予算をかけていくことこそが特殊出生比率にはプラスの効果があるということを私は認識しておりますので、医療費につきましてはしっかりと国と県の政策を鑑みながら進めてまいりたいというふうに思います。

○5番（勇元勝雄君）

この間、前の議会で副町長も言いました。先生夫婦で共働きをしてる先生は1,000万近くの収入があると。町長が今、学士村塾、それも所得制限でやっているわけでしょうか。恐らくやってないと思います。そういうことを考えたら、恐らく税金というのは1,000円払っても納税者です。1,000円払っている人がどれぐらいの生活をしてるか。前、副町長が言ったように共働きで1,000万、そういう人もいるでしょう。だけど、大多数の町民は、子供はもっと欲しいけど今の経済状態では産めない。そして、子育て支援、現在いる若者を島に残すために、私はやらなければいけないと思っています。

特殊出生率が上がるとか、また人口がふえるとか、今の世の中、乳幼児医療を無料にしたって人口がふえるわけではないです。自然減、社会減で人口は年々減っていくのは目に見えています。

現在の若者に今の経済状態を考えて、私は乳幼児医療はぜひ必要だと思います。ほかの38の市町村、恐らく国保税は全部赤字、私はそう思っています。現在、隣の都城市、宮崎県の都城市、4億何千万かのお金を使って乳幼児医療を助成するという新聞報道もあります。また、南薩摩市、1億何百万かの金をかけて給食の無料化もしています。そこに所得制限があるかないか、それは私は調べてないからわかりませんが、恐らく所得制限は設けてないと私は思います。

1千何百万ですよ、1千七、八百万でできる事業です。

現在の町長は前の答弁で、議会だよりも載っています。

「米の育て方を教える。乳幼児医療費は、生活保護世帯、非課税世帯は無料。完全無料化は

所得が高い人が有利となる。米が欲しい人には米を与えるのではなく、米の育て方を教えるという理念で子育てを教えていきたい」

町長が言う、米が欲しい人に米の育て方を教えるということはどういうことでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

それは、生きる力であります。当然、教育環境をしっかりと整えて、都会に出てもしっかりとカルチャーショックを受けないように、一人で自立していけるような教育環境をつくることでもあります。そして、若い人たちが島に住んでいただけというものは、しっかりとした雇用の確立が必要でありますから、今、福祉の雇用でありますとか農業関係、そしてまた、産業育成に今力を入れて、住みやすく仕事がある地域をつくろうということでもあります。

生きる力、つまりは米の育て方というものは、仕事を将来10年後、20年、子供たちが大人になったときにしっかりと生活していけるような教育環境、そして精神的なものの考え方等々を町のほうで環境をつくっていくということでもあります。

○5番（勇元勝雄君）

町がしてる植物工場、美農里館、どれぐらいの雇用が生まれたのでしょうか。

○議長（福岡兵八郎君）

勇元議員、今子育て支援だから幅広いですけれども、通告外は入れないでください。

○5番（勇元勝雄君）

答弁させて。

○町長（高岡秀規君）

美農里館等々細かな数字、七、八名だと思いますが、町が考えているのは、徳之島に残すためだけの政策ではないわけです。子供たちにはあらゆる可能性があります。だからこそ、世界で活躍する子供たちが生まれることもあります。だからこそ、世界で活躍できる教育環境を整えたい。そして、それよりもまして私たちの役目は、自然と一緒に暮らす価値観というものが子供たちに必ずあるでしょう。そのときには島に帰ってきてくださいというところで、子供たちにあらゆる才能を発揮できる教育環境をつくることでもあります。

10年後、20年後、今、我々人間がやってる仕事がロボット化する可能性があるというふうに思います。世界を見ても、今まで人間がやってきたことが全てコンピューター化されて、そこには仕事がなくなる可能性がある。しかしながら、必ずロボットをメンテナンスする人、ロボットを開発する人、使う人というところに仕事が生まれてくるだろうということを想定いたしまして、平成29年度からはICT関係のプログラミング教育を始めます。そしてまた、ロボットのプログラミングについても、子供たちがプログラミングできるわけですから、子供たちにもそういった経験をさせながら、大人になったときの夢を、あらゆる夢を見れるような教育環境をつくっていききたいというふうに考えております。

○5番（勇元勝雄君）

今、町長が答弁しましたICT関係、今小規模校でやっています。これを全町の小学校でやる予定はあるのでしょうか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今現在、ICT特化してるところは、山小学校それから母間小学校、花徳小学校の3校でICTに特化した授業を取り入れているところがございます。これは、小規模校の弱点でありますものをICTを使って授業を改善したいということでございますので、今後も終了した後も、この3校はもちろん小規模校等につきましては導入していきたいと、継続していきたいというふうに考えています。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

今の答弁では、小規模校が主だということですよ。じゃあ、教育の公平化の観点から亀津小学校、亀徳小学校、そこまでも広げるのが町長の子育て支援と私は考えるんですけどどうでしょうか。

○議長（福岡兵八郎君）

勇元議員、通告外ですから。通告したどおりに従ってやってください。

○5番（勇元勝雄君）

答弁に対して聞いてるだけです。

○議長（福岡兵八郎君）

いいです。ちょうどいいです。通告内に入って下さい。

○5番（勇元勝雄君）

答弁に対して質問してるだけです。

○議長（福岡兵八郎君）

いいえ、通告外です、質問が。まだいっぱいあるじゃないですか。議長が言っているわけですから聞いてください。

○5番（勇元勝雄君）

毎回子育て支援、町長と私の考えは対立しています。

2項目めに入ります。

他の市町村では、子育て支援の財源としてふるさと納税、地方消費税の社会保障分、一般財源、起債を利用して乳幼児医療費、保育所、給食費等の補助をしています。隣の天城町では、保育所乳幼児医療を無料にしてる、中学校まで無料にしています。出産祝金もことしから増額をいたしました。

徳之島町も、もっと子育て支援を単独でもやるべきではないかと思えますけど、どうでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

先ほどの質問とも同じようなところだと思います。財源等についてはまた担当部署と検討しなければいけないかと思いますが、先ほどもありましたように、医療費等、保育料、その他県、国との基準に従って、沿って取り組んでいきたいと思えます。

天城町の保育料についてなんですけど、ちょっとお聞きした中では、一応毎月お支払いすることになっているってことで、年度末に未納がないことを確認いたしまして、全額返還しているってことで、未納のある方につきましては保育料をいただいているっていうようなお話をお聞きいたしました。

町としても単独でってことなんですけど、今、国が進めている子育て支援策を町としては現状維持していくってことで、町単独の支援策は今のところちょっと検討しておりません。

○町長（高岡秀規君）

福祉関係はそうではありますが、今、話で出ましたICT教育につきましては単独でやっております。子育て支援は福祉だけでなく、学校教育からも社会教育からもあらゆる方向から子育て支援の単独事業を構築しなければいけないというふうに考えております。

○5番（勇元勝雄君）

町の予算というのは、大枠は決まっています。その予算の中でどこを削ってどこに回すか、そういうことでなければ予算は組めません。

私は、子育て支援、前は保育料の無料化も言ってました。だけど、2つ同時にはできないだろうということで、今、乳幼児医療だけをやっています。

奄美市は、地方消費税の社会保障分で、小学校6年生まで無料化を実施したという新聞報道もあります。ほかの38の市町村、そして与論町、来年から実施する予定、そして喜界町は、高校卒業まで月3,000円の負担をいただいて無料化、またもろもろの事業を実施しています。

徳之島町、もっと子育てに優しい徳之島町であってほしいと思えます。副町長が言ったように、夫婦共働きで1,000万、最低限所得制限を設けてでも、私は、乳幼児医療の無料化を実施すべきだと思えます。

次に、グリーンベルトの利用状況について。

今現在、2つのホテルの前のグリーンベルトの現在の状況を見て、どのように考えるかお伺いします。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

ホテル周辺に限らず、今、グリーンベルト一帯は、本来の目的である防風林の役目を果たし

ている部分もあります。しかしながら、亀徳新港の利用者、文化会館、体育センター、保健センター、福祉センターあるいはJAの葬祭場または建設会館、病院、周辺の商店だったり飲食店、あと役場であったり、そういうところにおきまして、今、亀津漁港であるとか、護岸の河川敷、そして今言われた一般グリーンベルト、そこにさまざまな車両が駐車しているという現状がございます。それはやっぱり亀津市街地一帯の駐車場が非常に不足していると、そういうことが起因してグリーンベルトにも駐車車両が多くあると思っているところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

今現在、町の大事な財産、結局、ホテルもろもろの個人が無料で使用しています。もし、とめるんであったら、私は駐車料金をもらうべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

今は駐車場として整備をしているわけではございません。あくまでもグリーンベルトでございます。そして、ホテル利用者のみが駐車しているとは限りません。その辺は御理解いただきたいと思います。

○5番（勇元勝雄君）

これから徳之島は、ことし、国立公園に指定されました。来年は自然遺産になる可能性があります。現在の状態、観光地のホテルの駐車場とはとても思えません。観光客に気持ちよく駐車場を利用させていただくために、ホテルに駐車場用地として貸し出すことはできないか伺います。

○総務課長（岡元秀希君）

今、平成27年度から、町有地活用検討委員会13名の委員で活用方法について検討しているわけございまして、その方向性が定まった時点でそれを実行していくということで、今、保健センターの下を駐車場168台整備をして、今月中には完成して多くの方に利用いただけるものだと思っております。

今、議員が言われたホテル周辺につきましては、拙速な判断をするよりもまだ慎重さが足りないと思っておりますので、その委員の中でもさまざまな意見がございます。例えば、今、議員がおっしゃられたようにリースで貸し出す、あるいは公売で売却する、そして、中にはミニ公園をつくるかあるいはそのモクマオウは外来種ですのでそれを伐倒して、新たな樹木を植栽して緑地帯にすると、そういったさまざまな意見がございますので、これは慎重に少数意見についてもしっかりと議論を尽くした上で、方向性を定めてから実行したいと、判断したいと思っているところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

去年からその利用促進協議会ですか、なってるわけですね。この間、去年の11月、日本食研に研修に行ったときもその会長に言われました。「スピード感がない」と。

しかし、現在の状態で駐車場にするしかないんですよ。駐車場がなかったら、あそこのホテルどうなるんですか。ホテル側でも町から借りてぴしっと整備したほうが、この間、副町長も福祉センターの裏の駐車場に対して「景観保護になる」とかそういうことを言ってました。

現在、モクマオウの中に車がとめてある。国立公園の徳之島、非常に恥ずかしい状態ですよ。私は、ホテルの前のグリーンベルトはホテル側に貸すべきだと思いますが、どう考えますか。

○総務課長（岡元秀希君）

物事はスピード感を持ってやることと、慎重に議論を重ねる場合と両面あると思っております。

そのホテルに貸し出すというのは、ホテル側の意向かもしれませんが、また委員会の意向が違う場合もございます。そういったところを今、当初予算でグリーンベルト一帯、不動産鑑定評価をしてそれをまた委員会にかけて、貸し出すのかどうか、公園化するのかどうか、そういうことをまた話していきたいと思っております。

まず、そのホテルが駐車場で使えなくなったということであれば、それはホテルが自分で判断すべきものだと考えております。

○5番（勇元勝雄君）

売却するとか、グリーンベルトとしてつくってあるんですから、あっちはグリーンベルト残し、こっちは売却して家が建つ。今、東京都でも言ってます。小池知事、決められないって。もし、ホテルの前売却して個人の家が建った場合、ホテルはどうなるんですか。場所場所によって考え方が違っていいと私は思うんですが。私は、ホテルの前のグリーンベルト、駐車場しかないと私は考えていますけど。

○総務課長（岡元秀希君）

ですが、周辺住民の意見も大事です。ですので、周辺住民が緑地帯整備してほしいと言え、それはまた委員会で方向性が定まれば緑地帯にすると。全て一緒にするわけではございません。駐車場で整備してほしいという意見が多くある部分については駐車場ということに考えています。

また、ホテルが困るかどうかという点もございますので、その辺はまた委員会のほうでそういう話も、また勇元議員の意見も尊重して、その中ではこういった意見があったということをお伝えしたいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

今、福祉センターの裏全部駐車場にしています。あそこは全部、住民の同意を得ているわけでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

福祉センター一帯については住民の家屋等はそんなに存在はしていません。前のアンケート

によっても大体7割、の人がモクマオウを伐採してほしいと、そのうちの9割が駐車場にしてほしいというアンケート結果が以前ございました。そういった中において、今、さまざまなイベントを文化会館であったり、体育センター、保健センターを利用される方々、そして福祉センター、非常に困っている部分が多々ありますので、そういったものの解消と市街地全体の駐車場不足、それを解消するというところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

駐車場、文化センターの駐車場、今、交番が建っています。交番を建てることに対して、あの場所に建てることに対して私は反対しました。交番を建てることによって現在の駐車場が二十四、五台、台数が減ります。

その前に、副町長の新聞報道で、違法駐車が多い。イベントのときは違法駐車が多い。そういうことがあるからあそこを駐車場にするということで新聞報道に出ていました。

あその裏のほうに県の駐車場があります。80台とめられます。その交番つくるとき、そういう護岸を潰してもらったら80台の駐車場を県と共有できるんです。この間、県に、お願いしに行ったら、護岸だからちょっと時間をくださいという話でしたけど、現在、実際あそこを駐車場にしていますが、その住民は全部納得しているわけでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

今、交番の話が出ましたけども、それ県と十分協議をして、町民の安心安全を守るためにどこが最適かということで16メートル道路沿いと、現在の場所に決まったと以前聞いております。私はその協議には参加していませんけれどもそういう話でした。

駐車場につきましては、全員が賛同しているかという、全員を当たったわけではございませんので、今後また、駐車場ずっと整備されていますので、苦情が来た場合には懇切丁寧に説明していきたいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

工事をする前に懇切丁寧に説明して、それから工事をすべきだと私は思います。

3番目、観光地の管理について。

各観光地の管理を集落にさせることはできないか伺います。

○地域営業課長（幸田智博君）

観光地の管理についてお答えします。

今までやっている予算は、今のとおりでやっていきたいと思っております。来年度になります、果たして観光地の管理を集落でできるものかという感じはあります。トイレを含む伐採等、業務ができるか、またその中、区長に関して集落の意向調査をやっていただきたいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

今、亀徳のなごみの岬、亀徳集落でできないかということで、今、区長と相談して、もしで

きるんだったら要望書を出してみようかという話をしています。

この間、金見のソテツトンネル、3町の議員でボランティアで行きました。金見のソテツトンネルです、ソテツ、土地、全部個人所有地です。実際、あそこのソテツの葉っぱを切り落としたりやりました。金見の区長と一遍話したことがあるんですけど、もうできるんだったらやりたいという話もありました。

集落は、観光地を集落で有償で管理することによって集落の運営費が生まれます。観光地を集落で管理することによって、共同作業によって住民同士の融和、縦、横の連携が生まれます。高齢者は軽作業に参加することによって小遣いにもなる、健康のためにも、私は非常にいいと思います。また、トイレの掃除、女性連、老人クラブの方々、金見あたりの集落だったらしょっちゅう行けると思うんです。

現在、観光地の管理はどのような形態でなされているのでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

当初、観光地を有する集落について、集落運営費の捻出、健康維持、集落住民の交流などの観点により、観光施設の維持管理を依頼することも集落から模索されました。しかしながら、現在、維持管理を行っていただける集落からも、高齢化が進み維持管理が困難な状況になってきたため、町に対応してもらえないかという相談もありまして、一括して町のほうで維持管理をしているということでございます。一部、地元の協力も得ております。

○5番（勇元勝雄君）

今までは有償でしていたんですか、それとも無償ですか。

○地域営業課長（幸田智博君）

集落に対してはボランティア作業です。それをしていただいていた。

○5番（勇元勝雄君）

集落にボランティアで観光地の管理をしてもらえる、本当にありがたい話です。

しかし、平成26年、27年、シルバーが171万円で委託やってました。28年度はシルバーから役場直営で213万3,000円の賃金が出て、共済費を入れて213万3,000円の賃金が出ています。29年度、424万6,000円の賃金、どうして3年間に2.5倍も賃金が上がったのか。

また、町長はシルバー人材センターの理事長でもあります。理事長は、仕事を探してシルバーの方々に仕事をさせてあげるのが、私は理事長の仕事だと思っています。シルバー人材センターに仕事をさせないで、役場直営にした理由はどういう理由でしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

観光地のシルバー委託から町の作業員移行管理についてですが、平成26年、27年につきまし

では、シルバー人材センターの委託事業として行いました。しかしながら予算の都合上、月2回の観光地トイレ清掃が主でありまして、伐採が余りできていないというのが現状でありました。また、前年度は週3日2人の体制で町の伐採管理を行っていましたが、今年度につきましては週5日2人の体制としました。世界遺産を見据えたさらなる観光地の美化保全ができていると考えております。

伐採のほうを直接雇用とした理由としましては、新たな雇用の創出と敏速な対応ができるためであります。

観光地においてはトイレの汚れ等のイレギュラーな問題が大変多くございました。現在、当日でもさまざまな作業に敏速に対応ができるメリットがあるためでございます。フットワークの利便性や指示系統が充実しまして、安心安全、また観光地美化保全に努めております。

観光地の中には集落の方が草刈りやトイレ掃除等の管理をさせていただいているところもございますが、他の集落においては高齢化が進み、地元での作業が難しいということでありました。

ソテツトンネルについては、これからも、現在のように、町と土地所有者での共同管理を行っていきたいと思います。

金見区長に伺いますと、金見集落は、町の行っている第3日曜日のボランティアを行っているとございまして。

先ほど言いました賃金ですが、社会保険料が入っているものだと思います。

それと、亀徳なごみの岬に関してはなごみの岬会というのがございまして、なごみの岬の会のボランティア作業を、なごみの岬を行っていただいております。

○町長（高岡秀規君）

確かに私はシルバー人材センターの理事長であります。仕事についての全権は、私は事務局長にあるものだと思っております。私の役割は、しっかりと組合員の高齢者の方がいい環境で仕事をしている環境にあるのかどうかというものの指導等を行うのが私の仕事であります。公平面からも、私が仕事について町からのあれは言うべきではないと。事務局長がしっかりと営業することこそが、高齢者にとっていい働く環境ができるものだと考えております。

○5番（勇元勝雄君）

先ほど課長から答弁がありましたけど、フットワークがよくなる。シルバーと契約してもそういう契約の仕方をしてもらいたいんですよ。契約書を交わすわけですよ。

現在、その賃金で雇っている人の仕事の内容は、どのような内容でしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

トイレの清掃、毎日見て回る。イレギュラーな点がございまして。そんな中で、役場のほうに、以前は、トイレが汚れてということで電話が来たりしましたけど、今のところ毎日のようにトイレを回って清掃し、また周辺整備です、伐採等、また33設置の一部でございまして、その

伐採と、また今管理できていない神社の伐採等も行っております。

○5番（勇元勝雄君）

この間、手々からずっと回ってきたんですけど、手々の公園、芝は全然刈られていません。トイレはある程度きれいだった。畦の金見にしても、中はボランティアでやったんでしょうか、ある程度きれいだった。畦の公園、これが伐採なされているのか疑問に思いました。下久志の海岸の公園は、あれは恐らくその人たちが芝刈りをしているんだと思いますけど、やっています。じょうで岬、中にはある程度ですけど、外は柵の外が草ぼうぼうで、とても観光地とはいえない状態です。なごみの岬、この間慰霊祭がありました。ボランティアで亀徳の人たちが入り口の途中まで草刈りをして、やめました。その後慰霊祭があるのに、入り口のほうは草がいつぱいある状態です。

四百二十何万ものお金を出して観光地を管理するなら、もっと立派な仕事をしてもらわなければ。雇用が生まれるとか。シルバーにあっても雇用は生まれるんですよ。観光地のトイレ、亀津から行くよりトイレだけでも各集落に任せたほうが毎日見に行きます。亀津から手々まで車で行って40分～50分時間をかけるより、私は集落に、もしやってもらえる集落があったら集落に管理を任せたほうが観光地はもっときれいになると思います。

課長の見解はどうでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

その前に、やっぱり区長のほうで集落にとって、集落全体でやるのか、それとも一部の人でやるのか、それが毎日できるのか、賃金はどれぐらいなのか、それは区長のほうで意向調査をしていただきまして、また来年度、進めていければと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

来年は、そのような方向で意向調査をして進めてもらいたいと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

11時15分まで。10分間だけ休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

勇元勝雄議員の一般質問を許します。

○5番（勇元勝雄君）

休憩中に、後ろの民生委員の方々に言われました。ボランティアで、毎月、観光地のトイレ、観光地の清掃をしているということでございます。

民生委員の方々、ボランティアで住民福祉のため一生懸命頑張っていること、大変ありがたく思っています。

我々議員も民生委員の皆様に負けないように、町民福祉のために一生懸命頑張っていきたいと思えます。

4番目、水管理組合について。

神嶺地区水管理組合は前にいろいろ問題があって、現在、財政的に非常に厳しい状態にあります。現在、水道課は神嶺ダムから取水をしています。ダムの水量があるときはいいと思いますが、渇水期には、農業用水を減らし取水をしています。その分農家は、さとうきび等の生育に影響を受け犠牲になっています。「一番水の欲しいときに水も出ないのに、水代は払えない」という人も出てきているそうでございます。そのために、水管理組合に補助金を出して経営を安定させることはできないか伺います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

神嶺地区水管理組合の経営安定化を図るため、耕地課といたしましては、現在、区域内の給水栓までのパイプライン等の老朽化または突発的な破損事故につきましては、本来、水管理組合が復旧を行わなければなりません。多面的機能支払交付金事業により復旧費の負担を行っているところであります。

この御質問に際しまして、現在の水管理組合の組合長に聞き取りを行ったところ、現在、管理賦課金は10アール当たり2,000円で、管理賦課金総額約350万円の予算で運営を行っているところだそうです。

現在のところ、水管理組合の運営には支障がないが、スプリンクラー等の修理等の準備ができなくて困っているという御返事をいただいたところです。この修理費につきましては、受益者と組合で折半をしているそうです。

また、水道課の協力をいただきまして、基幹水利施設整備事業、ストマネ事業という事業なんです。これを活用して神嶺ダム及び関連施設の補修、改修工事を計画、施工しているところであります。

第1神嶺地区といたしまして、平成27年度より加圧機場ポンプ、ファームポンドの除塵機、管理棟管理施設器具等の補修、改修。第2神嶺地区といたしまして、平成32年度よりかんがい区域のパイプライン、ファームポンド、ダム取水施設等の補修、改修工事を計画、予定しています。

このストマネ事業によるダム、かんがい関連施設の補修、改修で、現在想定されております漏水についても軽減され、ダム用水のさらなる有効利用ができると考えております。

耕地課といたしましては、水管理組合の経営安定化のため、現在行っている破損事故の復旧

費の負担、また、ストマネ事業によるかんがい施設等の補修、改修により御協力をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

水道課長にお聞きします。

大体どれぐらいの水量をオーバーして水道課はとっているんでしょうか、伺います。

○水道課長（琉 好実君）

お答えいたします。

水道課がオーバーしてもらっているというのはちょっと誤解かもしれませんが、配水量が多いときには、実際、基準よりオーバーしてもらっておりますが、配水池が満水になる夜中等はゼロになりますので、その合計で考えると、28年度は許可内の水量でおさまっております。

1日最大取水量は水道課で2,353トンとなっております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

今の浄水場、第一浄水場、あれ3,500トンの能力なんです。私も水道課に4回ほど行きました。ちょうど3回目のときに、ダム関係いろいろ言われました、浄水場の。二千三百何十トンダムから取って、あと1,000トン地下水で賄うという設計でしたけど、地下水が思うように出なくて、私がいたときは1日1,000トン弱の水を余分に取りっていました。どう考えても、二千三百何十トンでおさまるわけがないんです。いろいろ話は聞いています。私が水道課にいたときも、水管理組合長と何回も言い合いしたこともあります。命が大事かさとうきびが大事か。それは農家に対してはさとうきびのほうが大事です。水道課としては水のほうが大事。現在でもオーバーしてとってないということでしたら、また後で調べてみますけど、今までは1週間に1回かけているのを2週間に1回にして、ダムからの農業用の水を制限して水道に回していました。そういう時代もありました。反収がもし100キロ少なくなった場合、神嶺地区300町歩ぐらいあります。恐らく300トンの減、単に2万として600万です。今耕地課長おっしゃいましたストックマネジメント、そして多面的支払基金。多面的支払基金は配管の修理にも使えるお金でしょうか。

○耕地課長（福 旭君）

多面的機能支払交付金事業の中で、区域があるんですが、区域の中でパイプラインも補修対象という区域で囲っていれば使えるようになっております。地区でいいますと花徳のパイプライン、あと母間、神嶺地区のパイプラインについては補修をできるような形で申請はしております。

○5番（勇元勝雄君）

農家個人が、今現在スプリンクラー、非常に維持管理に苦勞しています。被害を受けているのは農家一人一人なんです。だからそのスプリンクラーの修理とか、そういうのを町のほうから補助金を出してもらって、全額はできないでしょう、半額の補助とかそういう手だてをしてほしいと思います。

また、この件につきましては、水道課の取水量についてはまた後で調べてみたいと思います。以上です。

5番目、建設課、亀津・亀徳の雨水計画書はできたのかどうか、またその内容について伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えいたします。

平成27年度委託業務にて、平成28年8月に基本計画の策定済みとなっております。

内容につきましては、公共下水道計画区域143ヘクタール、亀津、亀徳のほぼ全域です、において排水区域のブロック分けを行い、それぞれの区域内に流入してくる雨水を排除するだけの断面がとれているかどうかを判断し、改良の必要な箇所の選定を行いました。

○5番（勇元勝雄君）

建設課のほうにこの間要望したところ、きのう早速対応してもらいました。亀徳の散髪屋の横、グレーチングを入れてちょっとでも側溝のほうに水が流れるような方策をとってもらいました。どうもありがとうございます。

丹向川、中区の古勝川、亀徳の小郷川、元秋武町長の墓の参道の計画はどのように考えているか伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

雨水計画について、丹向川については、現在、道路兼河川として使用している区間が断面不足としており、改良が必要となっております。丹向川流域約88ヘクタールのうち、上流約13ヘクタールを奥名川へ流出させる案を検討しており、道路事業と連携を図り実施予定としており、これにより丹向川への雨水の流入量を軽減されると考えております。

続きまして、古勝川について。古勝川、常山保育所前の箇所で断面が上流側より狭くなっているため、改良が必要という結果になっております。現在、橋梁については点検中で、その結果に基づき改修計画を策定していきたいと考えております。

続きまして小郷川についてですが、木場商店裏の断面が狭いため、これは一度、勇元議員初め耕地課長と一緒に、裏の橋を改良するというので、現在、当初予算をつけ、耕地課のほうで対応すると伺っております。

続きまして、亀徳の参道については、先ほど勇元議員より話がありました亀徳小学校入り口、

ヘアーサロンバロンから秋津川について断面が不足しております。これは、先ほどおっしゃいましたように、一応応急措置としてグレーチングを入れているところではありますが、今後、道路事業での改良を進めていくよう調整しております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

亀津の丹向川です、現在、舗装して道路兼河川という格好で使っていますが、現在の状況を見たら、もとの河床の上に側溝を乗せてそこを舗装して道路兼河川という格好で使っているみたいなんです。そのために、私は、断面がその分だけ断面が少なくなってあふれる可能性が多いんじゃないかと思っています。またこの間、そこで一番大きな屋敷を持っている方にも伺いました。もし町が拡張するのだったらもう無償提供でいいですちゅう話も聞いています。

丹向川、13町歩の水を奥名川に流すという、今説明でしたけど、あそこの造成地の水はもともと白寿苑の裏のほうに流れていたんです。で、奥名川に流して畑総の溜枡に入れる、沈砂池に入れる。畑総の沈砂池も流域面積によって沈砂池の面積が決まっているんです。恐らく、勝手に町がそこに水を流してまた畑地の災害を起こす。そういう状態になるんじゃないかと私は心配しています。

そういうことも考えて、事業を進めてもらいたいと思います。

3番目、亀徳、参道、秋武元町長の墓の前の参道なんですけど、平成27年度の9月議会の答弁で、「秋武元町長の前の側溝の件ですけれども、県のほうが、それはU字溝ですか、提供していただけるそうですので、この前の臨時議会で予算通っておりますので早急に整備する方向で検討したいと思います」という答弁をもらっています。ちょうど1年半ぐらい前ですか。まだなされていませんけど、それをどのようにするのか考えを伺いたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

勇元議員にはまことに申しわけございません。それについては、その後整備は進んでおりません。U字溝については、まだ県のほうに確認して自分の目で確認してきて残っております。

その後についてなんですが、今後、勇元議員、道路のオーバー水があふれているのか側溝の水が激しすぎるのかちゅう考え方で、私どもといたしましては、現在、その状況と今違いました、県道の拡張工事を行いました。それについて、参道からのオーバー水に関しましては2カ所側溝があります。それで対応できないのかどうかというのを見きわめて、それであと、私どもほうでちょっと、3案計画いたしました。

あそこについては、側溝がため池側から出ているやつと、もう一つ道路のほうの上水を取る、2つの側溝があります。勇元議員がおっしゃられた最初の案は、約60メートルかかります、墓の左側に出るといふのは。それについてもちょっと予算が、私どもところで算定した結果、

約100万ぐらいかかるんじゃないかと、その側溝を利用してもです。私どものもう一つの案としては、その上で分かれている沈砂池の池から側溝をつなげようかと、縦を。あれ一旦横断しているんですけど、その側溝を縦につないだらそのままそれでいくわけですので、それだと10メートルでおさまります。約35万ぐらいでできないかと。で、3案なんですけど、これは現在ある横断がありますけど、その下にあふれているところですが、その下に横断をとろうか。これはなかなか、余りいいあれじゃないのかと思って、それで検討させていただきたいと思っておりますが、私たちの建設課の技術職員の案なんですけど、私は1番のほうで、もしあれでしたら。現在、県道のそれでおさまるんであればそのほうが一番いいと思っているんですけど、今後その案で検討させてもらえないでしょうか。

○5番（勇元勝雄君）

建設課長よく勉強しています。現場見えています。

沈砂池から出て側溝が10メートルぐらいつながっていないところがあります。その下のほうにまた、ちょっと畑の上に、畑のほうに上がる道路があります。そこも考えて、総体的に判断してやってもらいたいと思います。どうもありがとうございます。

6番目、東天城中学校の建てかえは。

東天城中の建てかえの計画はどのようになっているか伺います。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これは、過疎計画の中で東天城中学校の計画を策定しておるわけですが、平成30年度基本設計、31年度実施計画、建設予定が平成32年、33年にグラウンド等の整備ということで計画が上がっているところでございます。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

東中の建てかえは何年かおくれたんですけど、その理由は。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、学校再編計画検討委員会というもので、学校の再編について協議を今継続中でございます。その中で、東天城中学校、もろもろの学校統廃合をどうするかというのを検討しているところでございます。

今年度、この委員会で答申が出る予定でございますので、そうすれば町長への答申、来年度に再編の推進委員会を立ち上げ、住民に対する説明会等々が行われまして、再編準備委員会という本格的な作業に入っていくものと思われま。

おくれた理由は、まだ現在、再編検討委員会で協議を行っているということでございます。

以上でございます。

○5番（勇元勝雄君）

学校の統廃合の答申が平成27年ですか、答申が出たのが。それに対して再編検討委員会、2年間もかかるわけはどういうわけでしょうか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ちょうどそれが、27年に議会でも質問があったところでございますが、そのとき、国のほうからもこういった再編統合案というものですか、規模に下さいというのがあったということ、それから、再編計画検討委員会を立ち上げる委員の選任に対してちょっと時間を要したということ、それから、その再編計画委員会で出た答申を受けて教育委員会でも議論を重ねまして、ついこの間、計画委員会の案がまとまりまして、それについても同じように検討委員会に答申をするということございまして、この6月の末に、再編計画検討委員会で教育委員会案が協議されると思います。これがスムーズにいけば、今年度中に方向性が見えるというふうに考えております。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

先ほども言いましたけど、スピード感がないんです。子供たちは毎年毎年卒業していきます。古い校舎で卒業するより、1年でも新しい校舎で勉強して出ていきたい、そういうことだと私は思っています。

平成33年度、給食センターも計画しています、6億。事業が重なるからまたおくれるということがないようにお願いして、次の質問に移ります。

母間地区のサイレンについて。

前の議会報告会で、花徳地区でそういう要望が出ました。この間、母間の区長に聞いたら、要望書が出てないから予算を組んでいないという話でした。

実際、母間の集落、過去何十年かサイレンで時間が動いています。また、防災面、地域コミュニティのためにサイレンの設置は早急にすべきでないかと思えますけど、どうでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

母間地区のサイレンということでございますけども、今現在、新たに更新するというふうなことは考えておりません。

○5番（勇元勝雄君）

母間地区区長に聞きますと、早急に要望書を出さなければいけない。しかし、前に、議会報告会で要望書は出ているわけです、要望は。議会のほうから、また総務のほうに報告が行って

なかったかも知れませんが、母間地区、現在、防災無線よりも、サイレンのほうがいいという意見も聞かれます。早急に整備するように、お願いします。

○総務課長（岡元秀希君）

平成27年度に消防組合と協議をいたしまして、今、防災無線の屋外スピーカー、39カ所ございます。母間についても、花時名、大当、反川、池間、4カ所屋外スピーカーございまして、人家火災とか家屋火災、重大な災害等で、消防団参集が緊急に必要なときには、今、消防組合のほうで防災無線からサイレンを吹鳴することができるようになっています。

また役場でも、各集落毎、各スピーカー毎にサイレンの吹鳴をすることができますので、新たに設置するのではなくて、防災無線のスピーカーを利用して、サイレンを吹鳴させるということになっております。

そこで集落の時報等、必要なところにつきましては、サイレンもございまして、音楽を流すということも、屋外スピーカーでできますのでそういった希望のある集落につきましては、防災担当のほうに御連絡いただければ、そういった対応がすぐできますので、よろしくお願いたします。

○5番（勇元勝雄君）

サイレンの設置は、できないという答弁でよろしいでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

新たなサイレンの設置はできませんけれども、その防災行政無線でサイレンの音の吹鳴はできるということでございます。

○5番（勇元勝雄君）

母間の場合は取りかえなんです。役場もやっています、取りかえ。どうでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

役場が取りかえたのは平成26年度でございまして、平成27年度に消防組合と協議をいたしまして、防災無線でサイレンを吹鳴することはできると。ですのでサイレンを新たに設置しなくても、防災無線の屋外スピーカーからサイレン、あるいは音楽を流すことができるということでございます。

○5番（勇元勝雄君）

では母間の、総務課長のほうから母間の区長さんのほうに電話して、要望書を出しても無駄ですよということを伝えてもらいたいと思います。

我々議会の使命は、町の具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判、監視が議員、議会の仕事であることを肝に銘じ、町民目線の政治を目指して、あと9カ月半頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（福岡兵八郎君）

これで休憩いたします。昼は、13時15分から開会いたします。

きょうは、徳之島町の民生委員の皆様が傍聴席においでいただきました。

日ごろの福祉活動に対し、心から敬意を表します。きょうは、どうもありがとうございました。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時15分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

富田良一議員の一般質問を許します。

○3番（富田良一君）

きゅうがめら。こんにちは。

質問に入る前に、皆さん、これ御存じですかね。これ28年度のわかりやすい予算書で、けさ、29年度のが机にありました。これは誰が作成されたのか、課長。

○総務課長（岡元秀希君）

このわかりやすい予算書というのは、実は駐在員会で昨年から配付しておりまして、集落総会等で住民からの意見等あった場合は、役場の事業をこれで紹介していただきたいということで、非常に事業内容、各課わかりやすく、駐在員の説明、区長さんもできると思っております。

これにつきましては、財政係長の清加奈子が一生懸命つくって、毎年、駐在員会に間に合わすと。ことしは4月26日にごさいましたので、そのときに駐在員に配っているところでございます。

○3番（富田良一君）

ぜひ、褒めてやっていただきたいと思います。

大変、これ見ると、写真と絵をうまく使ってわかりやすいし、また、見やすいです。私、29年度はどうかなと思いましたが、けさ、机に乗っておりました。ぜひ今後とも続けていただきたいと思っております。

議員の皆さん、どうでしょう。わかりやすいですね。

ということで、私の質問に行きたいと思います。3番議員富田良一が通告の2項目について質問します。

先日、あまみエフエム開局10周年記念を盛大に祝う記事が、新聞に載っていました。あまみエフエムといえば、豪雨災害で大活躍したコミュニティFM放送局のことです。

2010年10月20日に奄美で記録的な豪雨があり、大変大きな災害に見舞われたのを記憶しておられると思います。その当時、災害当初は、ほとんどの通信が災害孤立地域と不通だったため、地元コミュニティFMラジオ局のあまみエフエムは、10月20日の昼過ぎから24時間体制の生放

送に体制を切りかえて、被災情報や交通、そして行政情報をメッセージ放送しました。この放送により、安否確認がとれた被災者も多くいました。そのようなことから、災害によって交通手段や固定無線の通信手段が破壊されても、コミュニティ放送による情報伝達が有効であることを実証されました。

このことから、国もコミュニティFMラジオ放送を重視し、各地方公共団体に、コミュニティ放送に対する支援制度を活用しながら、地域の実情に応じ、コミュニティ放送のさらなる活用を図っていただくよう通知しております。

コミュニティ放送のよいところは、地域の話題や行政、観光、交通、医療等、地域に密着したきめ細やかな情報等の提供、避難所等の災害情報をリアルタイムで提供することも可能であることです。また、自動化によって、番組制作の時間にとらわれずに、時間のあいているときに収録して番組をためておけることです。ひとり暮らしの高齢者にとっては、島唄など好きな音楽が朝まで聞くことができ、心の癒やしにもなることです。

短所としては、ほとんどありません。ミニFM放送では電波が弱くて広範囲に届かず、屋内で聞きづらいのが欠点でしたが、このコミュニティ放送のその点は大丈夫です。

ここで質問ですが、今、全国でコミュニティ放送を活用する動きがありますが、我が町ではどのように考えておられるのか、活用するのかもしれないのかを伺いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○企画課長（住田和也君）

お答えいたします。

議員がおっしゃたように、コミュニティ放送のメリットは地域密着型の情報の伝達手段でありまして、また、地域づくりの一つの手段でもあると考えられます。また、防災無線と連動して運営することが大きなメリットでもあります。

防災ラジオを通じた高齢者の見守りなど、福祉面での活用等も検討しながら、財政部局とも協議しながら前向きに検討していきたいと思っております。

○3番（富田良一君）

前向きということですので、いつごろにコミュニティ放送局を開局する予定でおられるのか伺います。

○企画課長（住田和也君）

開局につきましては、老朽化した本庁の建てかえや防災行政デジタル無線への切りかえ等も含めて検討していかなければならないと考えております。

○3番（富田良一君）

もし、コミュニティ放送局を開局する場合、場所はどこにするのか、また何人ぐらいで運営する予定なのか伺います。

○企画課長（住田和也君）

今現在の段階で場所がどこということとは提示できませんが、考えられることは、先ほどのように庁舎の建てかえに合わせた庁舎等、また消防なども考えられます。運営につきまして、公設民営になるのではないかと考えております。

○3番（富田良一君）

運営するには毎年維持管理費がかかりますが、どのように考えておられるのか、お願いいたします。

○企画課長（住田和也君）

運営につきまして、基本は開局する運営団体の広告料とかの収入でございます。しかしながら、それでもなかなか町の助成が必要になってくると思いますので、こういった面につきましては委託料などが考えられると思います。

○3番（富田良一君）

エフエムたつごうは現在2人で、数人の人たちが有償ボランティアで運営して、維持管理費が年間五、六百万かかっているそうです。それは龍郷町が出していると聞いています。

コミュニティ放送局を開局すると、スポンサーを募ることができます。また、ふるさと納税の活用も可能だと思います。そうすれば、町の出費も軽減されると思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（住田和也君）

スポンサーを募ることでコマーシャル料等も考えられますが、確かに民営の場合には、そのようなことも導入が可能だと思います。町からの支出といたしましては、先ほどの答弁のように委託料等を現在考えております。ふるさと納税の活用につきましては、運営費等は継続的な保障的な性質があり、また、ほかの事業との兼ね合いもありますので、ふるさと納税の活用については困難なものがあるのではないかと考えます。

○3番（富田良一君）

ちょっと前後しますが、コミュニティ放送局を開局するには、申請して許可がおりるのが1年かかります。また、防災行政無線の切り替え時期に、急にコミュニティ放送局を開局するのはどうかなと思いますが、今のうちから準備したらどうでしょうか。

○企画課長（住田和也君）

コミュニティ放送のメリットは、地域密着型の情報伝達の手段であり、また、行政防災無線と連動して運営できることがあります。既に奄美大島では、あまみエフエムやエフエムうけん、エフエムせとうち、エフエムたつごうなどの放送局なども開局されております。また、近隣市町村の放送局と情報交換などをいたしまして検討していきたいと考えております。

○3番（富田良一君）

「石の上にも三年」と言いますが、なれるまで二、三年はかかると思います。仮に設置して、始めたらどうでしょうか。もし、新しい場所に移転する場合には、機材だけ誘導すればいいので、そんなに経費はかからないと思いますが、どんなものでしょうか、総務課長。

○企画課長（住田和也君）

コミュニティFMは民間が運営主体とされていることから、地域住民や関係機関との協力、御理解が必要になります。

開局に当たりましては、放送法や電波法に定める手続が必要でございます。また、総務大臣の免許を受けなければなりません。

地域に密着した各種の情報が、1週間の放送時間が50%を超えなければならない、また、無線従事者の配置なども必要でございます。現在、庁舎を含めた公共施設には、放送局を置けるだけのスペースがございません。設置場所の確保、またコミュニティFMは民間が運営主体とされていることから、しっかりとした運営母体の確保等を含めて検討していかなければならないと考えております。

○3番（富田良一君）

この防災行政無線の切りかえ時期はいつなのでしょう。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

平成34年の12月1日でございます。

○3番（富田良一君）

34年の12月ですね。切りかえにはどれぐらいの、国、県、町の費用が必要なのか。

○総務課長（岡元秀希君）

まず、屋外スピーカーあるいは中継局、これのデジタル化に2億8,500万。戸別受信機が7万か8万ですので、全世帯、新たに受信機を設置すれば約4億円です。6億8,500万円ほどかかると思っておりますけども、これは過疎債を利用して切りかえを行うという予定ですけども、財政のほうとしましては、屋外スピーカーは全てデジタル化を図って、戸別受信機のかわりに各戸に防災ラジオ、これを設置できないかと思っております。そのほうが、それぞれ携帯もできますので、農作業等、各出先においても持ち運べて、緊急時に役に立つんでないかと。でき得るならばその方向で、防災ラジオですと6,000万円前後ですので、屋外スピーカー等々が2億8,500万、防災ラジオ6,000万で約3億5,000万と安価で設置できると思っておりますので、この方向ででき得るものならば進めていきたいと思っております。

○3番（富田良一君）

その受信機の件ですが、現在7万～8万かかっています。それをコミュニティFM放送と連動してやると、7分の1の単価で購入できるわけです。ぜひ進めていただきたいと思っております。

また、屋外スピーカーも、本当に台風時なんかは全然聞こえませんが、コミュニティ放送の場合は個人でも購入できる価格ですので、7分の1か8分の1ぐらいですので、ぜひ、このコミュニティ放送局の早期開局実現に向けて頑張ってください。

次の質問に入りますが、児童生徒の通学時の安全対策について伺います。

去る3月、千葉県松戸市におきまして、登校中の小学校3年生の児童が何者かに殺害されるという大変ショッキングで痛ましい事件が発生しました。まだ記憶に新しい事件ですが、その後の調査で、児童が通っていた学校の保護者会の会長だった男が、この事件の容疑者として逮捕され、社会に大きな衝撃を与えました。

保護者会といえば、ふだんから子供たちの通学の安全のために見守り活動を行っている団体です。その会長が容疑者として逮捕されたわけですから、御両親のお気持ちを考えると本当に心が痛みます。また、地域の保護者や子供たちの衝撃はどんなに大きかったらと想像します。

徳之島町においても、児童が不審者に声をかけられたとか、追いかけられそうになったなどの話を耳にします。また、県外では登下校中の子供たちの列に車が突っ込み、子供たちが死傷するという痛ましい交通事故も発生しています。

次代を担う子供たちは、地域全体で見守り育てていかなければなりません。徳之島町においても多くの地域の方々がボランティアで、登校中などに子供たちを温かく見守って活動してくださっていることを、ありがたく、心から感謝申し上げます。

そこで、徳之島町における児童生徒の通学安全対策について伺います。

本町の小中学校の場合、学校によって児童生徒数の規模が大きく異なることから、その対策についても、地域の実情に応じた対策はとられているものと思いますが、基本的な児童生徒の通学安全対策として、交通安全面及び防犯対策面でどのような方針で臨み、対応しておられるのかについて伺います。

また、子供たちに対して、ふだんから具体的にどのような指導、注意をしているのか伺います。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

千葉県の事件につきましては、教育関係者等、非常に大きな問題だと思っております。子供たちにとっては味方であるはずの保護者会の会長が容疑者として逮捕されたということで、非常にいろんな関係機関でも関係者でも衝撃を受けているところでございます。

翻って徳之島町の取り組みでございますが、現在、町の教育行政方針というものを、毎年、重点施策の中に上げているわけでございますけど、その重点施策の中で、安全衛生管理の面では、例えば日常的な安全点検の実施と早期対応、それから危機管理マニュアル等生かした訓練、

それから交通安全教室、AED操作講習の実施、風水害・火災・地震・津波・不審者侵入等に対する避難訓練の実施、それから安全衛生委員会、各学校で計画的な開催をして対応を考えているところがございます。

それから、これはまたボランティアで行っていただいているんですけども、スクールガードと申しまして、各学校にボランティアで、地域住民がスクールガードとして交通安全面や防犯面等で学校への指導もしくは対策等を行っているところがございます。

以上でございます。

○3番（富田良一君）

今、スクールガードという話が出ましたが、徳之島町では何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○学校教育課長（向井久貴君）

このスクールガードと申しますのは、今現在、小学校のほうに配置しておりまして、現在、小学校が8校ございまして、その中で20名のスクールガードが活躍しているところがございます。

また、そのスクールガードに対して指導を行うスクールガード・リーダーというのが1名いらっしゃいまして、このスクールガード・リーダーにつきましては報償費をお支払いしまして、各学校の見回り、交通安全対策等、それから危険箇所の指摘などにつきまして指導、助言等を行っているところがございます。

以上でございます。

○3番（富田良一君）

そのスクールガードになっている20人の方はどういう方たちなんですか。わかりますか。わかりましたら……。

○学校教育課長（向井久貴君）

済みません。職種とかそういったものは調べてないんですが、大体地域の方で、学校に関心のある方等々、交通安全等に熟知している方等を学校のほうからお願いしているということがございます。

以上です。

○3番（富田良一君）

今、我々南区のほうでは島童会という組織が亀津全体であって、南区支部という感じで、今、ゼロの日の立哨を朝7時ぐらいから、子供たちの登校日に合わせて前後しますが、月に3回やっていますが、こういう、ほかにもやっているところがあるのか、ちょっと伺います。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えします。

島童会、南区の活動は、ずっと私も見ているところでありまして、他地区でこのような

活動しているのは、私もちょっと聞いたことはございません。

また、交通安全につきましては、交通安全週間等がございまして、各地区でも見回り活動とか、学校校門前での指導を行っているところですが、防犯については、なかなかまだそこまで徹底されていないということがございまして、今言った島童のような見回り活動を各地区でも広げていくというのは大事なことだと考えております。

○3番（富田良一君）

ぜひ、各地区でも広げていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、子供たちは地域の宝であり、地域全体で見守り、育てていかなければなりません。先ほど言ったコミュニティFM放送も使って、島の未来を担う子供たちが元気で通学し、明るく楽しい、そして充実した学校生活を送ることができるように願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

次に、幸千恵子議員の一般質問を許します。

○8番（幸 千恵子君）

お疲れさまです。きょうの最終となりますので、頑張っていきましょう。

質問の前に一言発言をさせていただきます。

原水爆禁止2017国民平和大行進が、5月6日に全国11の地域からスタートしました。東京・広島コースは4日に名古屋入りし、市内14カ所から2,000人が行進に参加しました。北海道の礼文島を出発したコースは、津軽海峡を越えて今日4日に青森県入りをし、青森県側に引き継がれました。行進は、ここから太平洋コースと日本海側コースに分かれて、平和をリレーしながら、広島・長崎を目指します。

国民平和大行進は1955年から始まりました。

そして、今日2日には、日本国憲法施行70周年「九条の会」講演会が東京都内で開かれました。日弁連憲法問題対策本部の弁護士、伊藤真さんは、「自衛隊についての考え方はさまざまありますが、戦争をする自衛隊を認めることはおかしいということは、みんな一致できるのではないのでしょうか」と話され、9条の中に自衛隊を書き込むことの問題を訴えました。早稲田大学教授、浅倉むつ子さんは、「戦争を正当化するということは、女性に対する暴力や性被害を強化させるものとなる。女性の活躍や女性が輝く社会を願うのであれば、それを可能にする平和と平等を女性に保障してほしい。平和なくして平等なし。平等なくして平和なし」と訴えました。

安保法制廃止と立憲主義回復を求めるオール埼玉は市内で集会を開き、1万3,000人余りが参加し、「戦争をさせない、憲法を守れ」と唱和しました。全国各地で平和を守る行動が取り組まれています。

そして、今、国会で議論されている共謀罪法案については、本当のこの中身を知らない国民が多くおり、そして国際社会からも懸念の声が上がっています。共謀罪というのは、戦前に、政党や宗教者、市民団体を弾圧し、たくさんの無実の国民の命を奪った治安維持法にそっくりです。従来刑法は、既に起きた犯罪を処罰対象とするのが基本原則です。そして、人の心の中、内心は処罰しません。

しかし、この共謀罪は、内心も処罰されることとなります。2人以上で話し合いや準備の段階で取り締まることとなります。この話し合いを取り締まるためには、みんなが使っているメールやLINEなどの通信、怪しいと判断すれば、日常的に国民のプライベートを盗聴、盗撮するという完全な監視社会をつくることとなります。そうでなければ、起きていない犯罪を取り締まれるはずがありません。取り締まる範囲も、捜査機関の判断で幾らでも範囲が広がる可能性があります。

一般の人が処罰対象になることも明確になりました。政府はテロ防止と言っていますが、日本は、テロを取り締まる国際法を既に批准しており、新たな法律をつくらなくても、現行法でテロを取り締まることは可能です。共謀罪が必要な理由がありません。自由に物が言えない社会がやってきてしまいます。自由も平和も人権も民主主義も、一人一人が意識的に守らなければ、なくなってしまいます。当たり前のようにある大切なものをなくさないよう、今一緒に頑張るときだと私は考えます。

以上、申し述べましたが、2017年第2回定例会議において、8番日本共産党の幸千恵子が通告の4項目について質問をいたします。

まず、1項目め、地籍調査について質問いたします。

地籍調査の進捗状況は奄美群島内でも大きな差があります。与論町では90%以上、ほぼ100%という状況になっている中で、10%台という自治体も少なくありません。地籍調査をめぐる状況についてお伺いをします。

まず、10年前、5年前、そして現在の調査進捗率と推進状況をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○耕地課長（福 旭君）

①の調査進捗率、調査体制についてお答えします。

本町の、10年前、平成19年度の調査進捗率については16.37%、5年前、平成24年度につきましては16.99%、現在、平成28年度につきましては17.65%となっております。

また、調査体制につきましては、10年前、平成19年度には職員6名、調査員1名、5年前、平成24年度は職員4名、作業員2名、調査員2名、現在、平成29年度につきましては職員5名、作業員5名の体制で事業を行っております。

なお、測量業務につきましては、測量会社への外注による業務委託で作業を行っているところ

ろです。

事業における事前調査、一筆地調査立ち会い作業は町営の作業班、測量業務につきましては外注班で事業を行っているところであります。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

現在は18%ぐらいかなと思っておりましたので、それよりも少ないという状況にも驚いたんですが、10年前にも16.37%と、わずか1%しか進んでいないという状況に大変驚きました。これが進まない要因としてはどういうものがあるか、具体的にお尋ねします。

○耕地課長（福 旭君）

地籍調査の遅延理由なんですけど、1番目、相続人調査で他市町村への調査依頼を行っているんですけど、相続人が探せないことが多い。2番目、昔、口約束等で売買や土地交換を行い、現所有者と名義人が違うケースが多く、トラブルが多い。3番目、過疎化により耕作されていない畑、田んぼがあり、その境界が不明なことが多い。また、調査時に伐採等、ハブの危険性があるために伐採に時間がかかったりして、調査が進まないことが多いということを聞いております。

○8番（幸 千恵子君）

進まない要因が、今のように3つ明らかになっているわけですが、この要因というのは随分前からはっきりしていたんではないかなと思うんです。今のような相続人の問題であるとか、他市町村にいらっしゃるはずの人が探せない、そういう状況というのはほっとけばほっとくほど、時間がかかればかかるほど、1日おくれればおくれるほど、ますますこれは迷宮入りしてしまうと思うんですが、これについてはどうされるおつもりなんですか。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

3番目でも答えようと思っていたんですが、この地籍調査業務につきましては、やっぱり早期完了が求められている事業なので、町としても、これから早く完了する方向に向けて推進していく方向で検討しているところです。

○8番（幸 千恵子君）

それはまた後で、じゃあお伺いしますが。

調査体制についてですけども、10年前に比べると、今はもうほとんど体制的には厚くはなっていない状況ですが、ここに多分、きょういただきました、先ほども紹介のあった資料の中で見たところ、29年度事業予算としては2,750万ほど入っているはずなんです。これまでも、かなり予算は投じていると思うんですが、それでもこの状況であるということでは、体制的なことをもう少し検討するべきではないんでしょうか。今の体制を継続してやっていく予定でし

ようか。

○耕地課長（福 旭君）

これも3番目で説明しようと思っていたんですが、平成28年度に計画していた調査面積と本年度、29年度に調査をしようとしている面積、約倍増しております。これから町の考えとしても、この地籍調査を進めていこうということで、28年度の職員からすると1名かな、職員も増をして体制を整えておりますので、推進に向かって頑張っていく所存であります。

○総務課長（岡元秀希君）

体制をふやせということですけども、事業量がある程度決まっているんです。こちらが要望したら要望するだけの事業量はとれないということがありますので、とれた場合は増員ができますけども、同じ事業量で職員だけ多目に配置するということはいかかなものかなという考えでおります。

○8番（幸 千恵子君）

私の質問の仕方が、ちょっと順が変になるんですけど、先ほどの答弁の中で、町の職員以外の業者のほうに外注しているのがあるということで、作業分担をしているというような話でしたけれども、具体的には外注はどのように、町内の幾つの事業所に分担をしていてどういうかわかりでやっているのか。それにしても余り進んでなさ過ぎるもんですから不思議に思うので、ちょっとわかりやすく具体的な説明をお願いします。

○耕地課長（福 旭君）

ここで一応地籍調査の業務の流れについて、簡単に説明させていただきます。

まず、地籍調査を行う地域を確定して、そこにいらっしゃる地権者を調べて、これから地籍調査を行いますよという案内文書を送付いたします。その後、一筆地調査というのを行います。これは土地の一筆ごとに土地所有者の立ち会いを求めて、所有者、地番、境界がここですよというような立ち会いを行います。その後、立ち会った土地を一筆ごと、座標をちゃんと振って測量業務を行います。この測量業務のときに外注で測量会社に委託するという形で今現在進めているところであります。

この測量業務なんですが、これは入札を行っておりまして、町内に事務所を持っている測量会社皆さんによって入札を行って決めているところです。指名願を出していただいたところで入札を適正に行っております。

○8番（幸 千恵子君）

入札で行っているということですが、町内に何業者あって、実際に町が外注を行っているのは何業者なのか。

○耕地課長（福 旭君）

測量業者が5社で、今、外注を受けているのは1社だけです。まだ業務自体が、面積が、先

ほど総務課長からもありましたが、大きくないので、1社でその測量業務を行っております。

○8番（幸 千恵子君）

それでは全然間に合わないと思うんですが。先日の奄美群島国土調査推進協議会というところの会長さんも言っていますね、自然遺産登録との関係から、この地権者との土地境界の確定などが必要で、とても重要な課題であるというふうにおっしゃっていました。

これ、どのようにして100%完了につなげる予定なのか。何か特別な体制でやるというふうにさっきおっしゃったと思うんですけども、具体的にどういう段階で、いついつごろを100%完了するというめどを持って頑張っていられるのか、ちょっとわかるようお願いいたします。

○耕地課長（福 旭君）

この資料では、地籍調査業務が始まったのが、本町は平成3年から始まっております。計画では、一応52年完了ということにしてあるんですが、今の進捗率を見ますと、52年では到底終わらないと考えております。

ですが、先ほども申したとおり、この地籍調査業務においては早期の完了が急務でありますので、これからなるべく調査面積を多目に国のほうに申請して、それが受け取ってもらえるような感じで申請を上げていきたいなど。こちらが、先ほど総務課長からもありましたが、こんだけしたいと上げて、国のほうで切られるパターンが多々見えていますので、なるべくちゃんと採択していただけるような方向で事業を進めていきたいと考えています。

○8番（幸 千恵子君）

世界自然遺産登録を目前に控えた今なので、今であれば、国もこれまでと違った判断をするものだと思いますし、するべきだと思いますので、この時期にきちんと国と話をする必要があると思うんですけども。

先日、インターネットを見ていましたら、国のほうでも、国土交通省ですか、地籍がなかなか進んでいないところもあるので、平成29年度の補助金交付を希望する民間事業者等募集しますということで出ていますが、これは多分、自治体を通さずに民間事業者が直接申請をするというものなんですけれども、こういうものとかをぜひ利用して、町内に5つある測量会社が総出でこれを進めていけるような、特別な時期だから総出で進めていくという特別な体制をつくる必要があるのではないかなと私思いますけれども、これ、いかがでしょうか。

（「法律が絡むよ」と呼ぶ者あり）

○耕地課長（福 旭君）

これから検討させていただきたいと思います。（発言する者あり）

○8番（幸 千恵子君）

先ほど言いましたけれども、民間事業者を募集しますというネットがありました。こういう

ものについて確認していただいて、ぜひ、町がかかわらないものとしても、民間業者に情報を出すなり相談をするなりして、特別な体制をとることを要望したいと思います。

そして、順不同になりますけれども、道路整備や拡張が必要なんだけれども、地籍調査がされていないというような観点から、対応ができていないといった状況があることが、私もわかりました。地籍調査と他課事業とのかかわりがどうなっているのか、調査終了待つの状況であるとか、調査終了後に連絡をしたり連携をしたりという状況がどうなっているのかお尋ねします。

○耕地課長（福 旭君）

②の他課事業とのかかわり合いについて説明をいたします。

地籍調査と他課事業の関係ですが、国庫補助のハード事業等で用地買収が必要である場合は、登記の変更が必ず必要となります。

地籍調査が済んでいない箇所につきましては、所有者・地番・境界・相続等が確定していないため、売買、登記の変更ができず事業が行えないところがあるとのこと。

調査終了待ちについてなんですが、関係各課で、その都度、事業について計画している箇所を相談していただきまして、その事業の優先度を検討して地籍調査業務を進める体制をとっているところであります。関係各課としましては、建設課・農林水産課・総務課の事業となります。

調査が終了した後につきましては、地籍調査が終了しましたという旨を、各課に連絡させていただいております。

○8番（幸 千恵子君）

地籍調査が終了したら、終了しましたよと連絡をしているということですが、先日、下久志のちょっとあるところの相談を受けて、建設課ともども見に行ったときに、4年前に申請が出ているんだけど、地籍調査がされていないので、地籍調査が終わってからということになっていた状況なんですが、行ってみたら、実は調査が終わっていたというのが実際あったんです。

ということは、ちょっとこれ、かなり問題だなと思い、今回取り上げたわけですが、ほかの課、今、言われました建設課等、地籍調査結果待ちという状況が、まだほかにもありますか、現況をお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

ちょうどいい機会ですので、その答えになっているかどうかかわからないですけれども、お答えしたいと思います。

現在、今、南区の闘牛場近くが始まっております。これは急傾斜地事業です。そこにおきましては、筆界未定、その土地の決まらない土地が2筆ぐらいあったんですけど、今、いらっし

やる富田議員を初め、南区の集落がみんなで頑張ってもらって、それを集落で解決していただきました。

それまでは、その筆界未定が解決しない限りは、もう絶対、今の私たちの事業は進行することはできません。それはまた、前、富田議員も区長のとときに全力を尽くしていただきまして、解決することができました。

だから、今からは、その筆界未定待ち、筆界未定がなければ、県の工事、みんなそうなんですけど道路拡張工事、恐らくそこができてないのはそういうことです。だから、今後の事業に関しましては、その筆界未定等があれば、もうそれ以上進まないということで、ここでお願いなんですけど、議員さんの皆様方も、その地域に行って、その筆界未定を解消してもらえれば何とかなると思いますので、一番がその問題だと私は考えております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

では、建設課では、その南区のそれが解決した以外には、地籍調査待ちというのはないということですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在、拡張工事とかそういう場合に、ほかの土地に絡むときにそういったことが必要になりますので、私たちの改修工事とかそういうのにおきまして、現在、ある段階でそれをいじる分には関係ないわけです。

今度の16号線とかありますね、亀津中学校の前、あそこの土地を買収するときに、そこをちゃんと、土地をしっかりとってもらって売買が始まるということで、現在のところはそういった拡張工事というかやっておりますので、現在のところはまだない状況です。

○8番（幸 千恵子君）

ほかの課、例えば水道課であるとか農林水産課であるとか、そういうところでは、この地籍調査の結果待ちという状況はありませんか。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

農林水産課におきましては、現在、地籍調査の進捗待ちという事例はございませんけれども、農林水産課における一つの事業として、公的機関である農地中間管理機構を活用する際に、字図あるいは公図が異なり位置図が特定できない農用地につきましては、現在、借り受けができないということがございます。

その点において、担い手への集積とか集約化への影響が考えられているということがございます。

以上です。

○水道課長（琉 好実君）

お答えします。

水道課も事業で浄水場の更新をやっておりまして、土地の購入を行ってきました。

我々のところは、偶然、その土地の所有者がはっきりしている土地を隣に購入できたので、地籍のことは関係なかった次第です、今の事業は。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

地籍調査というようなことは、特に私なんかには難しい話で、あんまりかかわっていなかったんですけども、先日、下久志の道路が狭くて救急車も通らない、救急車もちろんそうですし消防車も通らないと、火事があったときに困るので拡張してほしいという話を4年前から町に上げているんだけど進まないのという話で、確認に行ったら、なんと地籍調査は終わっていたということなんです。

そういう意味では、住民の生活に大きく影響することもありますので、各課、確認しあって、今の特別な時期にいろんな形で、この地籍調査が100%完了するような特別の態勢が必要だと、私、思います。

沖縄県などは、ほとんど100%終わっているんです。終わっていないところが、たしか83%ぐらいの竹富島ですかね、そこぐらいで、あと、ほぼ100%終わっているんです。

向こうと沖縄県と鹿児島県、奄美群島とのそんなに大きな違いがあると思えないんですけども、その職員が10人ぐらいで、遅々として進まない状況ですので、これについて特別な態勢をとる必要があるのではないかと、私、考えますが、町長、総務課長、どうお考えですか。

○総務課長（岡元秀希君）

先ほども申しあげました国の事業量がどんぐらいもらえるかです。事業量がどれぐらいもらえるかということですよ。

沖縄など、補助率よかったかもわからないですけども、どれぐらいの量を徳之島町にいただけるかということに尽きると思います。

○町長（高岡秀規君）

実は奄振事業でも、もうずっと前から地籍事業に対しての補助事業を構築するよという事で要望はしているんですが、なかなかそれが認められないということでもあります。

県や国のほうでは、地籍調査を早急に進めるという文言はいいんですが、いざ、今、総務課長が答弁しましたが、予算を確保の要望をしたときには何割かのカットになってしまっているというのが現状であります。

そして、民間に委託するにしても、測量まではいいんですが、立ち会いであつたりとか境界の住民のトラブル等々は、どうしても役場が介入せざるを得ないというところから、非常に進

捗率が悪いというのは現状でありますので、今後は公共事業以外にも、山や崖や面積の大きいところにも手は伸ばせればいいんですが、今後は、また国や県、それと奄振事業での対応を要望していきたいというふうに考えております。

○8番（幸 千恵子君）

国次第という結果待ちの状況もあると思いますが、特に今の時期ですので、自然遺産登録という目標に向けて、今、取り組んでいるわけですから、この時期だからこそ強く要望していただける時期だと思うんです。

ですから、その姿勢を見せること、そして、この国土調査推進協議会の会長も言っていますように、今の時期だから重要な課題だと言っておりますので、この時期に乗り越えなければ、これが進んでいくと思えない状況なんです。この10年で1%ちょっとですよ。

特別な体制、特別な思いを持ってやらなければ進められないと思いますので、ぜひこれは進めていただきたいということを強く要望して、次の2番目に移ります。

国保についてですが、社会保障予算の自然増削減を掲げる安倍政権のもとで進めている医療保険改革法による国保の都道府県化が来年度から本格的に始動することになっています。

その実施期間、準備期間となる今年度の取り組みを含め、国保制度が今後どう変わるのかということをお伺いしたいと思います。

具体的に国保財政の流れがどう変わっていくのか、町と県の関係と体制はどうなるのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

①についてお答えします。

今までは、市町村で国保の財政とか運営をしておりました。今後、30年度より都道府県が市町村と共同で国保の運営を行うこととなっております。

都道府県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営のための中心的な役割を果たします。

一方、市町村は被保険者の資格管理、保険料の決定、賦課徴収、保険給付などの事務を行うほか、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を、今まで同様、引き続き行ってまいります。

これら県と市町村の役割分担のもと、県は市町村ごとに医療費水準、所得水準を考慮して、国保事業納付金、これから納付金といいますけど、算定し、市町村は県が決定した納付金を県へ納付します。

そして、県はその納付金を元手にして、市長村に対して医療給付の全額を支払うという流れになります。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

いよいよ来年の4月ということですが、かなり難しい内容があるなと思って、聞くほうも何と聞いていいか、よくわかんないんですけども、町としては、体制的に何か変わることはありますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

失礼しました。

町民は、余りこの改革は感じられないと思います。国全体の国保の仕組みが大きく変わるんであって、県が財政の運営責任主体になって、これまで同様、町民に対してのサービスは引き続き行っています。

県が財政運営主体となった理由は、小さな保険者ですね、人口の少ない保険者等が、急激な医療費が高騰すると財政運営の破綻につながるということで、国も25年度から医療費が40兆円を超えて、毎年1兆円ずつ増加している、ここに危機感を持って、県主体の県と一緒に運営をするということになります。

○8番（幸 千恵子君）

2番目ですが、町が町民にどれだけ国保税を課すかというのは、町が県からどれだけ納付金を割り当てられるかによって左右されることになるようですけども、県から町に割り当てられる納付金と、国保世帯の国保税はどれくらいになると予測していらっしゃいますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

2番の納付金、保険料（税）はどれくらいになるかについてお答えします。

納付金等につきましては、県において、ただいま市町村と連携会議をたびたび行っております。そして、納付金と絡むのが標準保険料率というのが必ず一対になっておりまして、その算定方式等については検討段階であります。

また国においても、いまだに多数の検討事項が残っており、随時、今、方針を示している段階であります。

なので、その基本ルールがしっかり定まったあとに試算を行うため、納付金と保険税については、現段階ではお答えすることができないという状況であります。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

連携会議を密に開いているということでしたけれども、今は、そのルールづくりということだろうと思いますが、県からの、その納付金が具体的に数字として割り当てられるのはいつごろを御予定していますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

はっきりとした数字は、12月の末～1月の上旬と言っております。

市町村においても来年の予算なんか組まなきゃいけないので、県とか国に要望しておりますが、国の運営方針がまだ随時しか発表されないもので、今現在は12月の末か1月初めということ聞いております。

○8番（幸 千恵子君）

本当に来年度の予算編成に大きく影響する時期になるわけですが、その土壇場に来た状況で数字を示されても、予測していなかったような金額を示された場合に、それは考えられるんですけども、その場合に町として、担当課として、金額に対する意見、議論をすることは可能ですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

おっしゃるとおり、ぎりぎりになって決まるということで、本当に慌ててその後の作業をしなきゃいけないという状況を、今現在あるということ予測されております。

一応、大体決まりましたら、町の国保運営協議会にしっかり諮って、期日的にもなくなるかもしれないんですけども、この議会にもその基本ルールとかを御説明する場を設けたいと思っております。

現段階では幾らになるかがはっきりしませんので、どうなるかがはっきり見えていない状況であります。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

国保については、28年度の場合、短期保険者証を交付されている方が84世帯で166人、保険証を持っていない方が126世帯、142名というふうに、私、資料をもらっています。

こういう状況で、多分、県からは100%完納が求められると思うんですけども、今の状況を見ますと、とてもじゃありませんが滞納、そして、それにより短期保険者証だとか無保険の状態の人は改善されるわけでありませんので出てきます、当然。

そうなった場合に、同じように保険証の差し押さえとか取り上げとか、財産差し押さえとか、そういうものも強化されていくことにつながるわけでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

この標準保険料率というのが、ちょっとしっかり定まっていないんですが、これをもとにして、各市町村がこれを参考にしてといったほうがよろしいですかね。例えば収納率が本当は100あるべきなんだけど91%の収納率しかない場合は、それに見合っただけ保険料率を定めなければいけないと思います。

ということで短期保険証、来年度のことなので、ちょっと予測が難しいところはあります。

○8番（幸 千恵子君）

先ほど、町民はあまり変化を感じないんじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、

県から示される納付金の額によっては、その示された時点で、今現在の基準と比べて、これは大変上がっているとか、これはうちの今の基準とおんなじくらいだとかいうふうに判断できると思うんですけども、これが基準よりも、今のこの町の基準よりもふえていると、明らかにふえているということになった場合に、町としては、そのまま町民に税金を課していくことになるのか、県に対して、これ、ちょっと無理だと、こういうことではできないというようなことが言えるのかどうか、今の基準よりも高い金額が示された場合には、どう対応されるんですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

そのような事態も発生するかと思えます。そういった場合は、激変緩和措置というのがありまして、急激な保険料が上がった場合は、県から支援を受けれるようになっております。

この激変緩和措置の率とかは、まだはっきりしないところがありまして、次の翌年度から返していくという形になるかと思えますけれども、まだ若干、そのところははっきりしないところがあります。それなりの措置はする方向で行っております。

○8番（幸 千恵子君）

いろんな名前が出てきますんで、その激変緩和措置というので県は対策をしていますよというふうに言いたいんでしょうけれども、実際、自治体ごと、それぞれ町民にとってみれば、これが上がるということは死活問題なんです。

負担がどれだけふえるかということで大変なこと、生活に直接影響してくることですので、先日の鹿児島島の研修でも言われました。国が示してくることを、そのままのみにして、はい、わかりましたというふうな対応をするものではないと。やっぱり町民のことを考えて、どうやっていくべきかということをよく考えて工夫をするべきだというふうな話がありましたけれども、本当にそうだと思います。

国が決めたことだから、そのままやってしまっただけは町民が苦しい状況に追い込まれるということがわかる状況であれば、やっぱり町民の命もですし、生活も健康も守るためには、それなりの工夫をやっていかなければ、町の町民を守ることはできないと思うんです。

そういうことを考えつつ、これからも、その県との会議と意見交換等をちゃんとやっていてほしいと思います。

3番目ですけれども、2018年度には内容を大幅に改変した新しい医療費適正化計画も始まるようです。その内容で具体的にわかるものがありましたら御説明していただけるでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

医療費適正化計画、医療制度改革の一環として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国及び都道府県は医療費適正化計画を策定し、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提

供の推進に関する目標を定めております。

県が策定しておりますが、徳之島町では医療分析、データヘルス計画というのがありますが、もとに重症化予防、特定健診の受診率向上、生活習慣病の有病者及び予備軍の減少等を目標に、国や県の保健事業、特別調整交付金ですが、保健事業を活用して取り組み、結果として医療費の伸びの抑制を図っていきます。それが適正化計画です。

○8番（幸 千恵子君）

これは、各自治体ごとにそれぞれで計画する内容もあるわけですか。今、言われたそのデータベース計画の中のどうかありましたけど、それがそれになるのでしょうか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

町自体で作成するものなんですか、もう一度お願いします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

町独自で計画するものもあります。それが、今、言われるデータヘルス計画です。

○8番（幸 千恵子君）

この中には、医療給付費については予測ではなくて目標を明記するというようなことを、私もちょっと勉強したらありますけれども、そういうことになるんですか。目標予測ではなくて、目標をきちんと数値として書くということになるんですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

このデータヘルス計画はたくさんあって、そのようなことが書いてあったかとは思いますが、私がちょっと目を通しておりませんので、ちょっと答えられません。すいません。

○8番（幸 千恵子君）

本当に今年は準備期間として大変だと思います。けれども、そのときにその場にいらっしゃるわけですから、ぜひ全部、しっかり勉強していただいて、この議会にも説明できるようにしてほしいですし、先ほど言いましたように、やっぱりそのままですと町民がどうなるかということ考えたことも考え合わせて、ぜひこの準備に当たっていただきたいと思います。

町民が泣くことにならないように、国保保険証がないという人がふえていかないようにということを、ぜひ、しっかり研究していただきたいと思います。

4番目ですけれども、2018年度には医療介護総合法によって導入された地域医療構想も本格的に始動するようです。

この構想は高齢者のピークとされる、高齢化のピークとされる2025年に向け、病床機能の再編を進めるため都道府県がつくる計画のようですけれども、そして、鹿児島県も既に出しているようです。

これにより、県内、奄美内とか町内とか、病床数がどういうふうに変化をするのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

病床数ですが、2025年、平成37年ですが団塊の世代が75歳になる年であり、医療介護の需要が最大化になると考えられています。

地域医療構想とは病床削減が主な目的ではなく、2025年に向けて、その地域に必要な医療を効率よく行うための目安となるものです。

ここ奄美医療圏域ですけれども、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部、与論における2015年、2年前の平成27年は、病床数の報告は1,776床です。推計される2025年、病床必要数は1,265床と推計されておりまして、マイナスの511病床の減少となっております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

全国規模で見ると33万床削減されるということが、国会での小池議員の質問で明らかになっていますが、これは入院ベッドを機能ごとに区分して、救急や集中医療を担う高度急性期などのベッドを減らして、軽症とされる患者を在宅化していくことを目指しているようなんです。

このマイナス511床ということですが、今のは奄美全体ですよ、徳之島島内においてはどういうふうになるのかわかりますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

県のあれですね、奄美圏域ということで、そのベッド数だけ出されて、徳之島町単位では、ちょっと出されていない関係で、ちょっとわからないんですが、奄美圏域においては、先ほど言ったように病床数は減少しておりますが、その病床機能別ですと、高度急性期と回復期の病床数は増加すると。急性期が減少するという推計はされております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

県や国はわかっているけども、なかなか教えてくれないことがあると思うんです。ですから、こっちのほうから積極的に、しつこくちゃんと聞いていって、いろんなことが来年度になって困らないようにしてほしいと思います。

大きな2番目ですけれども……。

○議長（福岡兵八郎君）

幸議員、休憩しましょう。

40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

幸千恵子議員の一般質問を許します。

○8番（幸 千恵子君）

大きな2番目です。

国保加入者の現状と新制度後、どう変わるのかお尋ねいたしますが、1番目、現在の国保加入世帯数と加入人数、加入割合を、加入割合というのは世帯数に対して国保が何割という感じですね、をお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

平成29年3月末現在で、戸籍人口が1万969人です。そして、戸籍の世帯数が5,846世帯となっております。その中で国保の被保険者数は4,106人、国保の世帯数は2,474世帯です。加入割合は、被保険者の加入割合は37.4%、世帯の加入割合は42.3%となっています。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

42.3%の世帯が国保世帯ということですね。国保加入世帯の平均所得と5年前に比較しての変化をお尋ねいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

加入世帯の平均所得ですけど、現在、28年度は世帯の平均所得は75万2,013円です。5年前の24年度が80万7,502円となっています。

28年度と5年前の24年度を比較しますと、1世帯当たり5万5,490円減額となっております。以上です。

○8番（幸 千恵子君）

5年で1世帯当たりの年間所得は5万ちょっと減っているということですね。私、先日資料をいただいた、これは県議からもらった資料なんですが、県民1人当たりの、鹿児島県民1人当たりの所得というのを確認したんですけども、徳之島町は平成27年度が20万円でした、1人当たりです。これは県内41番目の状況です。

そして、天城町が17万2,000円、伊仙町が14万8,000円ということで、1人当たりの所得にするとこんなもんなんだと、すごいびっくりしたんですけども、3番目に所得に占める保険料の割合はどうなっているのか、5年前に比較して変化はどうなっているのかなどをお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

所得に占める保険料の割合は、5年前に比較しての変化はですけど、お答えします。

平成20年の後期高齢者医療制度の開始に伴っての税率、新設を最後に税率等の改正は行っていません。なので、現在も国保税の所得に占める割合は20年度以降変わっていません。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

その比率は幾らですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

医療費分が8.2%、後期高齢者への支援金分が4.0%、介護納付金分が、40歳から65歳未満になります。の方には2.6%という所得割がかかっています。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、ちょっと勘違いしていらっしやって、この3番は、国保加入世帯の年間所得に占める保険料の割合をお尋ねしたかったんですけれども、それは調べてないですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

すいません。私は率だと思って調べてきまして、その点は、ちょっと現在手元にありませんので、また後ほど、よろしく願います。

○8番（幸 千恵子君）

平成20年、国保世帯の中の年間所得が100万円以下の方が、平成20年には62%、24年には79%、そして25年～28年、29年と100万円以下の方が80%になっていて続いている状況です。

だから、町内の国保世帯の80%は、年間所得100万円以下という状況はあります。

これで、その世帯が、その世帯の中で占める保険料の割合というのは、ちょっとわからないんですけれども、とにかく年間所得が少ない世帯が多いということです。

次に4番目です。職業別世帯状況の現在と5年前の比較をしていただいて、どうなっているのかお尋ねします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

職業別世帯数の現在ですが、給与所得、営業所得、農業所得、公的年金その他所得、所得なし、未申告というふうにお分けします。

給与所得者は、29年3月では641世帯で、その5年前は24年3月が683世帯です。営業所得世帯に関しては、29年3月末が223世帯、5年前の24年3月が281世帯、農業所得に関しては、29年3月末180世帯、24年の3月末が241世帯、公的年金世帯は29年3月が319世帯、24年3月が292世帯、その他所得、29年3月が30世帯、24年3月末が23世帯で、所得なし世帯が、29年

3月末は896世帯、24年3月末が858世帯で、未申告者なんです、29年3月は185世帯、24年3月末が232世帯となっております。

○8番（幸 千恵子君）

それでは、国保税の現在の軽減状況がどうなっているのか、そして、広域化の後、来年度、軽減対象はどういうふうになるのかお尋ねします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

軽減状況であります、29年3月末現在は国保加入者世帯の総数が2,474世帯で、軽減世帯は1,900世帯です。全体の76%が軽減世帯となっております。

内訳が、7割軽減が1,202世帯、全体の48.6%です。5割軽減世帯が453世帯、全体の18.3%です。2割軽減世帯が245世帯、全体の10%となっております。

29年度においては地方税の税法の改正に伴い、5割軽減と2割軽減の判定基準が見直されて幅が広がったため、中間層、低所得者層の負担軽減がさらに図られます。

議案審議で、その軽減の件で出てきますけど、負担がさらに図られまして、30年度以降については、現在、国から示されておりませんので、ちょっとお答えすることはできませんが、以前の24年からすれば、軽減が低所得者、中間所得者に対しては軽減の幅が広がっております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

これは来年度以降も、今の7割、5割、2割軽減は継続ということによろしいですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

来年度以降が、ちょっとわかりません。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

わからないということは、そのことが県、国から示されていないのか、ただ資料はあるけれども読んでいないだけなのか、どうなのでしょう。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

国、県から、法律改正されていませので、示されていないということです。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

ことし3月時点での7割軽減が48.6%ですね。トータルで76%の方が軽減措置を受けているということですので、これがなくなれば、とても国保に加入できない状況の人も出てくると懸念されるんですけども、恒常的な低所得に対する負担減免制度がなければ、国保に加入する貧困層とか境界層を保険証取り上げや滞納処分に追い込んだり、そして預貯金も使い尽くして、生活保護受給に至らしめられるというようなことも考えられ、重大な要因と思われしますので、

この法的軽減制度ですね、これは継続することを強く要望して、必ずそれはしていただかなければ、国保自体が破綻すると思います。

そして、6番目ですけれども、国保世帯の納付・滞納状況、そして5年前に比較してどうあるのかお尋ねいたします。

○収納対策課長（秋丸典之君）

お答えします。

平成24年度の国保世帯の納付・滞納状況ですが、平成24年度、現年収入額が2億1,205万9,000円になります。平成28年度の現年収入額は1億8,600万1,600円になりますので3,145万7,400円近くが減少しております。これが納付状況です。

滞納状況は、平成24年度の現年度分滞納額が2,451万6,700円、28年度の滞納額が1,565万6,000円で900万円近く減少しております。

納付のほうの要因といたしまして、調定額が4,000万ほど減少していると考えられます。また、滞納額が減少した要因といたしまして、収納率が24年と28年度比べまして2%増があったおかげで影響していると考えられます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

滞納自体は24年に比べて減っているわけですね。いろんな要因があるようですけれども、滞納をしている方が全員悪質滞納者ではないと考えていらっしゃると思いますけれども、悪質滞納者であろうが、これは、国保というのは貧困な加入者が多いのに保険料が高いという、国保の言われています構造的矛盾ですね、ということが原因で起きていますので、そういった中で滞納者に一律にペナルティーを課しても生活困窮者を苦境に追い込むだけです。滞納者を一律に悪質だというふうに扱う発想は改めていただいて、国保料の収納活動を貧困把握の入り口と位置づけ、生活困窮者は積極的に減免制度や福祉施策につなげる方向へ行政を転換することが私は必要だと思っております。

次、7番目ですけれども、国保世帯の現在の短期保険者証、そして無保険の方の数、そして5年前に比較してどう変化しているのかお尋ねします。

○収納対策課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

短期保険者証交付数及び、うちのほうは無保険者という感覚では捉えておりませんので、保険証を受け取っていない方という形で捉えております。平成24年度の短期保険証の交付件数が403名、そして保険証を受け取っていない方が288名、平成28年度は短期保険証交付数が166名で保険証を受け取っていない方が144名、減少しておりますのは、要因といたしまして、被保険者数の減少が考えられるかと思えます。

○8番（幸 千恵子君）

保険証を受け取っていないということは、その方は保険証を持っていない、無保険という状況だと思いますので、そして、それも3桁から落ちていないという状況がずっと続いていると思いますので、その現実がわかりました。

そして、次に国保の医療費状況をお伺いしますけれども、医療給付費は現在と5年前を比較してどういうふうな変化があるのかお尋ねします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

28年度については、まだ、このあいだ5月に締めたばかりなので、23年度と27年度を比較してお答えします。

まず、23年度の医療給付実績は10億4,198万4,788円です。27年度は10億9,931万1,356円となっており、比較をしますと5,732万6,568円の増となっております。

医療費が伸びた主な原因ですけど、高齢化により、前期高齢者、65歳から74歳までの割合の人が年々増加しております。それに伴い、医療給付費と高額療養費が伸びているのが増額の主な原因だと思います。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

今後も、これは2025年に向けて伸びていくものだろうと誰もが予測していると思いますけれども、次に、広域化後も国保会計への一般会計からの繰り入れは可能なのか、お尋ねします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

今までも国保運営は、基本的な考えは一般会計からの法定外繰り入れはせず、保険税と公費で賄うとなっており、その基本方針は改革後も変わっていません。ですが、今後、県から示される標準保険料率により、町がきちんと賦課し徴収したが、結果として収納不足等により足りなかったときなどに、その部分をどのようにして賄うかという、各市町村が持っている基金とか前年度からの繰越金で対応しますが、さらに足りないという最終手段としては、法定外繰り入れもやむを得ないかなと考えているところです。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

今のやむを得ないかなというのは、一般会計からの繰り入れを今までどおりにしていかざるを得ないということでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

これは最終手段であり、いろんな医療費削減に対する事業とか、予防事業することによって、ある程度削減して、最終手段としてそのような形になるのではないかと思います。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

これは、国会でも議論になりましたけれども、2015年、2年前の4月16日、17日の国会での厚生労働省の答弁では、「新制度の導入後も国保会計への公費繰入は自治体で御判断いただく」ということですので、もうこの制度が変わったから一般会計から繰り入れをしないというようなことではなく、やはり地方自治を規定した憲法のもとで市町村が実施する福祉的施策を政府はとめることができないということを理解した上で、これはちゅうちょしないでやるべきだと考えていただきたいと思います。

次、③に行きますけれども、国保加入者は貧困なのに保険料は高いという国保の構造問題、構造的矛盾が深刻な状況で、国保世帯の職業状況は全国的に見て年金生活者や無職と非正規労働者が多数派になっています。全国的に国保加入世帯の平均所得は1990年代前半をピークに下がり続け、今や130万円台まで落ち込んでいます。徳之島町も国保世帯の8割が年間所得100万円以下という状況です。こういう中で、国庫負担割合の増額を国に対し要求すべきだと考えております。これは町長にぜひ答えていただきたいんですけども、全国知事会の動きなど、いろいろあると思いますが、全国の動向など、どうなっているのかお尋ねします。

○町長（高岡秀規君）

平成30年度の国保会計の改正に至っては、市町村の意見と県の意見等を集約すれば、いい方向に向かえるチャンスであるというふうに思っております。国庫の負担金の増につきましては、一般会計の繰り入れは、私どもとしては保険税を上げるというのは非常に厳しいだろうというふうに考えております。その中で国庫の負担金の増という話になりますと、県が主体となるということに了解したということは、その点は国が保証しますよというところがないと、恐らく県は納得しなかつただろうというふうに予想します。そこで、考えられる国庫負担の増につきましては、被用者保険ですね、被用者保険から高齢者向けの医療保険の医療費を少し増額になるのではないかなというふうに考えておりますということと、あと、消費税の社会保障費分が充てられるものだと私は考えております。それによって結果的に国庫の負担金の増につながるものだと考えておりますので、今後もしっかりと国保の安定の経営につきましては、国に対し、県に対して意見はしっかりと述べていきたいというふうに思います。

○8番（幸 千恵子君）

今の国保を取り巻く状況について、少し考えを述べたいと思いますけれども、これは小泉構造改革にさかのぼるものだと思いますが、不況構造改革による農林、漁業や中小企業の経営難、廃業という状況とともに、雇用破壊で非正規労働者が大量に国保に加入したこと、そして低所

得の高齢者が被保険者の多数を占めるようになったことが大きな原因で今の状況になっていると思われま

その一方で、一人当たりの国保料は1980年代が3～4万円、1990年代が6万円～7万円、2000年代以降が8万～9万円と上がり続けています。これでは滞納がふえるのは当然だと思います。保険原理に基づく民間医療保険では低所得者や有病者など保険弱者が多く加入する保険者ほど保険料が高くなります。こうした逆転現象を防止するために、国庫負担の投入で財政安定化と負担緩和を図ることが原則とされています。

実際、現行の国保制度が始まった1960年代ですが、政府は無職者が加入し、保険料に事業主負担もない国保を保険制度として維持するには相当額の国庫負担が必要であると宣言をしていました。ところが、自民党政権は国保の低率国庫負担を医療費掛ける45%だったものを給付費掛ける50%に引き下げた1984年の国保法改約以来、国保財政に対する国の責任を後退させ続けています。そして、加入者の貧困化の中でもそれを見直そうとはしませんでした。この二重の失政により国保は財政難、保険料高騰、滞納者増という悪循環から抜け出せなくなったのです。

こうした保険制度の矛盾の深まりを歴代政権は専ら滞納者の締め上げで乗り切ろうとしました。自民党政権は1997年の国保法改定で国保料を1年以上滞納した世帯からの保険証取り上げを義務化しました。これにより自治体による保険証取り上げの件数は激増し、2000年代半ばのピーク時よりは多少減ったものの、現在も短期保険者証、資格証明書、あわせて正規の保険証を持たない世帯が約120万世帯という状況が続いています。

高すぎる国保料を引き下げて、将来にわたって保険料高騰を抑えていくには国庫負担割合を引き上げ、国保の財政構造を根本的に変えるしかないと思います。かつての給付費の6割という国庫負担水準を回復し、さらに普段の拡充を行っていくことこそ国民簡易保険を持続可能にする唯一の道です。

国庫負担増の必要については、今回の国保改革を協議する席で、全国知事会が政府に1兆円の国庫負担増を要求するなど、幅広い共通認識になっています。町民の命と健康を守るための公的医療保険です。国や県からの方針を無条件に受け入れるばかりでなく、地方自治法、自治体として町民の命と健康を守るための独自施策を追求していく必要があることを私は申し述べさせていただきます。

そして次、介護保険に移りたいと思います。

2015年に利用料の負担割合が1割から2割に引き上げられたばかりですけれども、さらに3割負担が計画されているという状況があります。要介護高齢者の状況などをお伺いしたいと思います。

まず1番目、利用料負担が2割になったのは町内で何人になるのか。そして、それは何割なのか、お尋ねしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

平成28年度末、本町の介護保険利用者が550名です。うち利用料金が2割の方は5人いらっしゃいまして、率で0.9%になっております。負担割合の2割以上っていう方は年金収入等が280万円以上の方、280万円以下の方は1割負担となっております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

5人ということですね。

2番目です。利用料負担割合が3割になった場合の対象数は何人になりますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

現在、2割負担をされている方が対象になるんですけど、特に所得の高い階層の方、この方が3割になるっていう方向で、一応、年収が340万円以上ということで、これが平成30年8月から施行されるっていう形になっております。28年度末で対象になられる方はお一人のみです。

○8番（幸 千恵子君）

全国的には1割から2割に引き上げられた方は約45万人のうち約12万人が3割になるという対象のようです。

3番目に、介護度や年齢など施設入所者の状況は何か変化がありましたでしょうか。退所状況等をお尋ねします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

施設入所者の介護度による人数、町内の6施設なんですけど、要介護1の方が7名、要介護2の方が17名、3の方が45名、4の方が71名、5の方が42名っていうことで、平均介護度が4.7になっております。平均年齢が88.2歳っていうことで、入所者数が182名ということになっております。

入所、退所の数字なんですけど、これも6施設なんですけど、入所、退所それぞれ、これ、施設ごとに答えたほうがいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。適正な入所があって退所される方、退所の中には亡くなられた方とか、そういう方もいらっしゃいますので、数字の大幅な増減はない、ほぼ同じっていうような状況です。

○8番（幸 千恵子君）

退所の中で、例えば要介護3以上じゃないと入所できないとか、そういう規定があったと思いますが、そういうことによって退所した方はいらっしゃらないですか。要介護2だから、1だから退所になったという方はいませんか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

特養の場合は、やっぱり介護度が2になると退所という形なんですけど、またほかの施設の

ほうに入所されるっていうことで、変わりはないというような状況です。

○8番（幸 千恵子君）

5番になります、施設のベット数は足りているでしょうか。そして、今年度増床になる計画はありますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

今のところベット数は満床なんですけど、その中でも待機っていうことは、以前のように待機の方が少なくなっているというような状況で、もしも待機されている方も期間が短縮されておりまして、介護度の高い方は入所ができやすくなっているような、入所しやすくなっているということで聞いております。

町全体の施設利用者の数も年々減少傾向にあるということで伺っております。

入所希望者の数は、なかなか把握できなくて、全施設に希望を出しているということなんで、入所希望者の数はちょっと把握ができないような状況です。

増床計画なんですけど、各施設とも今のところは増床の計画はないということです。また、7月から奄美同仁会、宮上病院のほうで地域密着型小規模多機能居宅介護事業所を開設することになっておりまして、そこではデイサービスとか、ショートとか、そういう介護の利用ができます。

また、これは国土交通省の管轄なんですけど、サービスつき高齢者向け住宅もあわせて供用開始が始まるということで、そのほうも増床の計画はないんですけど、新たなそういう施設が7月から開所するということになっております。

○8番（幸 千恵子君）

多きな2番目です。介護労働者の雇用環境についてお尋ねしますが、施設別の入所者数と、それに見合う介護労働者が適正に配置されているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

入所者数と介護の労働者の適正かっていう御意見なんですけど、一応、介護労働者は適正であるということで、適正でなければ認可ができないということがありまして、入所の方と労働者の数は適正になっております。

○8番（幸 千恵子君）

認可になる時点での数は、もちろん適正でなければ認可にならないと思いますが、認可後、稼働している中でさまざまな変化があるというところも聞いておりますので、入れかわりが激しいところであるとか、さまざま問題を聞いたりしております。認可後、稼働の中で適正な数がちゃんと継続できているのかどうか、そこは把握していますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

それぞれ6施設にお聞きしたところ、現在、適正な人数が確保されているっていうことでし

た。

○8番（幸 千恵子君）

年度ごとにとか、定期的に人数的なところを報告する義務があるかどうかはわかりませんが、やはり適切な人数が確保できているのか、そういうところは数で、ちゃんと文書にして、表にして確認をする必要が私はあると常々思っております。そういうところは認識、意識して行ってほしいと思います。

次の介護ロボットの活用状況について、たしか2台ぐらい入れたんではしたかね、その活用状況はどうか、お尋ねします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

おっしゃるとおり2台、徳寿園のほうに入れておまして、導入して感じる点、徳寿園の方にお聞きしたことなんですけど、着脱には時間がかかると。あと、人工筋肉に空気を充填するのに時間を要するという事です。あと、小柄な女性には重たい、肩が痛い等の意見があるということです。それでも随時、使用して慣れている介護者の方はベットから車いすへ移動する際に要することで腰への負担軽減がかなり図られたということで、引き続き使用していきたいという声でした。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

以上、介護保険については終わりたいと思います。

最後になりますが、一般廃棄物処理について。一般廃棄物処理の有料化の目的は「一般廃棄物の排出抑制・再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革とし、市町村の一般廃棄物処理業務を循環型社会に向けて転換していくための施策手段」というふうに手引に位置づけられています。目的に対して成果などがどうであるのかお尋ねしたいと思いますが、1番目、一般廃棄物の排出抑制・再生利用の促進の状況はどうなっているのかお尋ねします。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えいたします。

ごみ全体につきましては、平成19年度からの10年比較しますと、排出量が995トン、20%減少してしまして、少しずつではございますが排出量も抑制されてきたのではないかと感じております。再生利用の促進については、再生率が約6割程度と聞いておまして、残りの4割がリサイクルできないごみとして廃棄されていますので、本年度は基本計画を見直す予定でございまして、その中にリサイクル率等を設定して目標を達成できるように取り組んでまいりたいと思います。

また、町、事業所、町民のそれぞれが役割と責務を果たすことによって、さらにごみの発生、

排出抑制、再生利用の促進につながっていくのではないかと考えております。

○8番（幸 千恵子君）

平成19年とおっしゃいましたかね。（「はい」と呼ぶ者あり）約10年ぐらいかかってですかね、20%ぐらい減ったということなんですが、徳之島は1つ広域ですので、3町でちょっと量を調べてみたんですが、これ、平成20年からですけれども、3町で見ると、ほとんど減ってないんですね。頭一緒の状況です。これ、可燃ごみです。不燃ごみも資源ごみもほとんど変わっていないんですね、3町で見ると。ですが、徳之島町だけで見ると少し減ってるんですね。ですが、伊仙町、天城町は可燃ごみ、減っていないどころか、全く減っていませんね。ふえていけるのもある状況です。ですが、これがもう3町ですので、3町として見ればほとんど変わらない状況なんですね。資源ごみの量は不思議なんですが、徳之島町はこの青いやつですが、徳之島町だけ、がくっと減っています、資源ごみの量が。伊仙町、天城町は少し減っていますけれども、余り変わりません。ゴミ袋の売り上げは上がってるんですよ。上がってるんですけど、この資源ごみの量の減り方がすごいんですね。これ、何かがあると思うんですけど、多分、話によると、徳之島町にも他町から来て、資源ごみを、家庭の門に出してあるものを持っていつていると。資源なので、お金にするために持っていつていると。車がどんどん積んでいくということをちょっと教えてもらったりしてるんですけど、そういう意味でこれは減ってきているのかなと思います。

全体として再生利用の促進と、ごみの排出の抑制というのが目的で有料化はされていると思いますけれども、今の見解では少し減っていると、効果があるのではないかというようなことだと思いますけれども、次に、まず負担の公平化という面ではどういうふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○住民生活課長（政田正武君）

負担の公平化につきましては、ごみの排出量が町民の中には、なるべくごみを排出させないようにしようという方と、そうでない方がおられると思います。ごみ有料化の手引にもありますように、排出量の多い町民と少ない町民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかない、排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できるとしています。有料化することで、むやみにごみを排出しないなど、ごみの減量化や意識の改革に少しはつながっているのではないかと思います。

○8番（幸 千恵子君）

公平化の問題ではいろいろあると思いますが、手引持ってらっしゃるようなので、みなさん読まれていると思いますが、いろんな自治体がいろんな工夫をされています。この公平化の問題では、ごみをたくさん出すから負担をたくさんしなさいというような形で有料化になっていますけれども、ゴミ袋がもったいないので、畑へ行って燃やしている人も結構います。そして、

そうしたくてもできない、町なかに住んでいると燃やすこともできませんので、当然、ごみとして出さなければならない。だけれども、子供が多いとか、その年代によってごみの量は違ってくると思うんですね。私なんか一人ですから、週1回ごみを出すか出さないかなんですね。ですが子供が多いとか、子供が小さいとかいう場合にはごみは出るんです。そういう場合には低所得の人ほど負担が大きくなるんですね。いろんな自治体が工夫をしていますけれども、低所得者の場合の手数料の減免制度だとか、あとは生活保護世帯には月々幾らかのごみ袋をもう無料で配布するとか、そういうふうな形で公平化を図ったりしているということもあります。

先ほどありましたが、住民の意識改革については、少し答えていただいたのでいいかと思いますが、4番目に、平成28年度一般廃棄物処理計画の中に有料化という文字は出てこなかったと思うんですね。有料化の場合、この処理計画の中に位置づけることというふうになっていると思うんですが、これは位置づけられていないんですが、これはいいんでしょうか。そして、有料化が進められた経緯など、どうであったのかお尋ねします。

○住民生活課長（政田正武君）

御指摘のとおり、現行の計画書にはごみの有料化についての目的等、載っておりません。現計画書の検証、見直しを今年行いますので、その国のごみ処理基本計画指針を参考に、本年度作成の予定の計画書にはごみ有料化などの項目につきましても盛り込んだ内容としたいと思えます。その有料化の経緯といたしましては、クリーンセンターの竣工、稼働に伴い、ごみの分別が始まるということで有料化されたと聞いております。

○8番（幸 千恵子君）

すいません、あと何分ですか。（「13分残っております」と呼ぶ者あり）

次に行きますが、有料化による手数料についてお伺いします。ごみ袋は1枚50円なんですけど、そのうちの手数料は27円です。この27円の用途はどうなっているのか、お尋ねします。

○住民生活課長（政田正武君）

主に、指定ごみ袋の製作委託料と施設の修繕、維持管理費と聞いております。

○8番（幸 千恵子君）

手引を読まれていると思うので、この手数料の使い方というのは、適正な使い方というのが書かれていると思いますから、おわかりだと思うんですが、ごみ袋の製作委託料は問題ないと思います。ですが、施設の修繕費というのには充てるべきものではないと思うんですね。手引には何に使うのが適しているというふうに書かれているか御存じですか。

○住民生活課長（政田正武君）

今、はっきりはわからないんですけども、一般廃棄物の排出抑制の啓発活動とか、リサイクルの設備の整備とか、あと集合収集とか、そういうことの啓発に使うとはうたっていると思います。

○8番（幸 千恵子君）

そういうふうにならわれているのは、クリーンセンターのほうでも把握しているんだと思うんですけども、実際はごみ袋の製作だけでなく、運営費にも使われています。ですから、町民にしてみれば、納めている税金からクリーンセンターの運営費も出しているはずなのに、さらにごみ袋を購入した中からも運営費をとられると、二重払いになっているという状況があるということは以前にも申し上げましたけれども、このことについては手引の中にも書いてありました。私、言っているのは間違っていないんだなと思って見たんですけども、そういうことで、使われ方が少し適していないということがありまして、私、その2番目に利用料の適正な使途について、次の3つを実施することを要望したいと思います。さっきおっしゃったことにもなるんですけども……

○議長（福岡兵八郎君）

幸議員、ちょっとすいません、先ほどの質問に高岡町長がお答えいたしますので、いいですか。

○町長（高岡秀規君）

政田課長の手引書についての使途についてなんですが、例えば、整備費とかについても使っていいわけですよ。使ってはいけないんじゃないんですね。手引書をごらんになっていると思いますが、一つの例として出ているわけであって、その他の事項に整備費っていうのはちゃんとうたっていますので、そして、啓発活動等につきましては、各市町村が行うべき、そのほうが浸透するということですので、詳細については広域連合の議会で取り上げられると思いますが、市町村の考えとしては、今のままでの使用と今のままでの収入というものを確保していただきたいというのが町の立場であります。

○8番（幸 千恵子君）

またこれは広域でも議論したいと思いますけれども、手引は何のためにあるかということ、やはりこういうふうにするほうが適しているということが書かれていると思うんですが、その手引の中には「手数料は特定財源として対応すべきだ」というふうに書かれておりますので、今のように、のんびんだらりと広域の中に、財政の中に全部一色単に入って、何に使ったかもよくわからないような使われ方ではやっぱりよくないんです。特定財源として運営費に回したのであれば、幾ら回したのか、そしてごみ袋の製造代が幾らなのか、そして啓発活動、それから施設の整備だとか、そういうものに幾ら使ったかということがわかるように、ちゃんとすべきだというふうに書かれておりますので、再度確認していただきたいと思いますが、その上で提案です。

一般廃棄物の排出抑制のための啓発活動に今使われていないと思いますので、それを使ってほしいということ。それから、リサイクル推進の助成費用、これはいろんなところで実践はさ

れているようですが、例えば資源ごみを集団回収した場合の助成費用、自治会とか女性連、PTA、老人会、子供会などが、地域団体などが中心になって各家庭から出される資源ごみを集め再利用することを進めていく活動を支援するための助成費用として使ってほしい。そして、3つ目にリサイクル推進施設の整備費用、これは収集場所は特に今ないと思いますので、このことは新たなことになると思いますけれども、例えば集落の女性連であるとか、PTAだとか、子供会だとか、ああいう団体が、この資源ごみの再生利用のための活動にしたいというようなことがあれば、その施設を整備するための費用として使うだとか、この3つのことに、とりあえずこの手数料はきちんと使われるようなことを私は提案したいと思いますが、課長はどうお考えですか。

○住民生活課長（政田正武君）

この利用料の用途につきましては、広域のほうで決定することですので、私はこちらのほうでお答えする立場にないので、答弁は控えさせてもらいたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

補足いたします。先ほど申し上げましたが、手引書については、あくまでも例を示したのであって、整備で使うべきではないということではないということをはっきりと申し上げておきます。

今後は、町の立場としましては、今の収入において整備費を新たに負担増になることは好ましくないと考えておりますので、今のごみの収入で、しっかりと今の経費でやっていただきたいというのが町の立場であります。

○8番（幸 千恵子君）

積極的な、前向きな意見ではないので、ちょっと私のほうでは受け入れがたいのですが、課長の意見としては、広域のほうで議論するのでここでは言えないと言いますけれども、広域というのは3町から出向していく職員がいて、そしてそこにはクリーンセンターを委託を受けている業者がいます。ですが、業者さんのほうはもう何十年もあそこにはいますので、全てを把握しています。しかし町から出向していく職員は数年ですね。その中ではきちんと言いたいことを言っていないし、改善することに目を向けた活動をしていないという状況があって、今、いろんなところから問題点、苦情が出されてきていると思いますけれども、町の担当課としては、やはり意識を持ってどう取り組むかということ、考えを持って、さまざま会議があると思いますが、臨まないといけないし、意見を言うことがどれだけ町民のためになるかということを考えてほしいものだと思います。

そして、先ほどアンケートのことも言われていましたけれども、私も改めてアンケートを見ました。随分、質の高い質問であるとか意見がいっぱい寄せられていました。これが今度の策定書ですか、計画書をつくる際に、しっかりそこに生かされるような形で、このアンケートを

使ってほしいと思いますが、ものすごくいい意見がたくさん出されていまして、最初から意見を聞かないような、窓口を閉めるような対応ではなくて、町民の意見をきちんと取り上げてほしいと思います。

このことについては、広域のほうでも議論していきますけれども、3番目、ごみ処理基本計画の評価と見直しを行うということになっていますが、ここに、今言いましたように、町民の声をどう反映させていく予定なのか、お尋ねします。

○住民生活課長（政田正武君）

廃棄物の処理計画につきましては、環境省のごみ処理基本計画策定指針を踏まえ、現行計画書の検証、計画策定の基本事項の整理、現状把握と課題の分析、ごみの発生抑制、減量、再利用などの具体的な目標、数値などを検討し、見直しを行う予定でございます。町民の声をどう反映させるかについては、パブリックコメントの募集や町民、事業者へのアンケート、ヒアリング等を行い、どのような方法がごみの発生抑制、減量、再利用につながるかなど、皆様からいただいた意見を参考に、基本計画書に反映させていきたいと考えております。

○町長（高岡秀規君）

誤解をしているようですので、はっきりと申し上げておきます。広域は広域です。このエコ活動でありますとか、資源ごみの抑制とか、あと住民意識については町単独ででもやるべきだというふうに考えておまして、アンケート結果について、広域連合にはしっかりと施設の整備をしていただき、各町で世界自然遺産に向けたごみの扱い方等を予算を組むべきだと。町で組んでやりますということを私は答弁したつもりですが、誤解のないようにしていただきたいと思えます。

○8番（幸 千恵子君）

基本計画委託料として250万上がっていますが、これはどこに委託されるんですかね。

○住民生活課長（政田正武君）

多分コンサルに委託することになると思いますけれども、今いろんな市町村の計画書をいただいて、どのような計画書にしていくかというのを今模索してまして、入札は今後、また改めて行うことになると思います。

○8番（幸 千恵子君）

委託料というのが、いろんな課のいろんなことにかかなりの金額が出ているのは、見て知っているんですけども、この基本計画も、とりあえずいろんな情報をもとに検討しているということはわかったので、少し安心しましたけれども、丸投げするのではなくて、やはり現場の生きた声がちゃんと活かされるような、そして実践できるような計画書にしていくべきだと思いますので、そのところはよろしくお願いします。

④ですが、再資源化を推進するために資源ごみ袋の価格を無料もしくは安くすることを提案

したいと思えますけれども、これも手引の関係なんですけれども、一般廃棄物の再生利用を推進するためには資源ごみの分別を促すことが求められると、そのためには資源ごみを排出する際に要する手数料を無料もしくは安くする一方、可燃ごみや不燃ごみを排出する際に要する手数料は、資源ごみの場合と比較して高くし、それぞれに要する手数料の料金水準に差を設けることが適当であるというふうにありました。なるほどなと思いました。

この場合、3町ともそうですが、全く同じ金額ですので、資源ごみ袋に一緒くたにして出したときに50円の袋に入れて出しているわけなんですけれども、それを資源物を収集している個人であるとか業者が取っていくようなことがあるようです。それで、この資源ごみは減ってきていると思うんですけれども。そこが持っていくぐらいであれば、130円で買えるごみ袋、10枚130円ですから1枚13円ですね、その透明のごみ袋に入れて出せば、高くもなくごみ袋を買えるわけなんですけれども。そういうふうな形で高くない状況を、資源物だから、しっかり集めてしっかり出そうというような意識に持っていくためにも、やっぱりごみ袋の資源と金の関係の料金に差を設けるということも大事なことではないかなと思います。そういうことも含めて、年度の計画書の中にはいろんな人の意見が反映させられるようなものにしてほしいと思います。

平成23年をピークに、24年の資源ごみの量は減り続けています。ごみ袋の売り上げ代は、平成25年と27年の比較で見ると1,200万円ふえていると矛盾している結果が出ているんですけれども、いろんな住民の意見がありますので、住民の意見を重要視するというのも基本計画の手引に書かれておりました。

住民の必要性を無視した手数料の料金水準では、不法投棄や不適正排出を誘発する懸念もある、そのような観点から、有料化の制度を円滑かつ効果的に運営するために、住民の必要性に配慮することが適切であると。住民を対象に負担額等に関する調査を実施し、その結果を参考にして定めることが考えられるというふうにありますので、手引が全てではないということはもちろんなんですけれども、住民の意見をちゃんと反映する、住民の必要性をちゃんと考えることによって、この再資源化も進んでいきますし、循環型社会に一步でも近づく道だと思いますので、そういうことについて提案をしまして、きょうの質問を終わりたいと思います。

何かあります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月7日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

散 会 午後 3時45分

平成29年第 2 回徳之島町議会定例会

第 2 日

平成29年 6 月 7 日

平成29年第2回徳之島町議会定例会会議録

平成29年6月7日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の追加指名

○日程第 2 一般質問

松田 太志 議員

鶴野 将光 議員

是枝孝太郎 議員

○日程第 3 議案第36号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）

○日程第 4 議案第37号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）

○日程第 5 議案第38号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）

○日程第 6 議案第39号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）

○日程第 7 議案第40号 徳之島町暴力団排除条例の一部を改正する条例につ
いて ……………（町長提出）

○日程第 8 議案第41号 徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第 9 議案第42号 徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事
業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例について ……………（町長提出）

○日程第10 議案第43号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正す
る条例について ……………（町長提出）

○日程第11 議案第44号 徳之島町地域包括支援センターの包括的支援事業の
実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について ……………（町長提出）

○日程第12 議案第45号 徳之島都市計画亀津第1工区土地区画整理事業施行
規程に関する条例を廃止する条例について ……（町長提出）

○日程第13 議案第46号 総合整備計画の提出について ……………（町長提出）

○日程第14 議案第47号 平成29年度一般会計補正予算（第1号）について
……………（町長提出）

○日程第15 議案第48号 平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）について ……………（町長提出）

○日程第16 議案第49号 平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算

- (第1号)について …………… (町長提出)
- 日程第17 議案第50号 平成29年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について …………… (町長提出)
- 日程第18 議案第51号 平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について …………… (町長提出)
- 日程第19 議案第52号 平成29年度水道事業会計補正予算(第1号)について …………… (町長提出)
- 日程第20 報告第1号 繰越明許費について …………… (町長提出)
- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松田太志君	2番	鶴野将光君
3番	富田良一君	4番	宮之原順子君
5番	勇元勝雄君	6番	徳田進君
7番	行沢弘栄君	8番	幸千恵子君
9番	池山富良君	10番	是枝孝太郎君
11番	保岡盛寿君	12番	木原良治君
14番	大沢章宏君	16番	福岡兵八郎君

1. 欠席議員（1名）

15番 住田克幸君

1. 出席事務局職員

事務局長 宮之原剛君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	秋武喜一郎君	総務課長	岡元秀希君
企画課長	住田和也君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	東弘明君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	幸田智博君
農委事務局長	元山吉二君	学校教育課長	向井久貴君
社会教育課長	深川千歳君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	秋丸典之君
税務課長	安田敦君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	川野加州年君	水道課長	琉好実君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の追加指名

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員に指名しておりました住田克幸議員が本日欠席のため、会議規則第127条の規定によって、14番大沢章宏議員を追加指名いたします。

△ 日程第2 一般質問

○議長（福岡兵八郎君）

日程第2、一般質問を行います。

松田太志議員の一般質問を許します。

○1番（松田太志君）

おはようございます。

徳之島町議会、第2回定例会でございます。一般質問に入る前に、少しばかり御時間をいただきたいと思っております。

澄み渡るような青空の中と言おうと思ったんですが、きょうは少し雲があるようでございます。本来なら梅雨時期にかかわらず雨量が例年に比べ少ない傾向の今回の梅雨時期に、基幹産業であるサトウキビの育成や畜産の草の伸び具合など、空や足元にも気を配り、物事の変化に気づかされる毎日でございます。

ふと、手元にある議員必携を手元にとり、ページをめくると、議員の心構え、議員の皆さんお持ちだと思いましたが、333ページにたどりつきました。

その中で、「執行機関と1歩離れ2歩離れるな」、次のページになりますが、「執行機関に近づきすぎて一つになってしまつては、批判も監視も適正な政策判断はできないのは当然で、議会の存在理由はなくなってしまう。また、逆に、議会が執行機関より離れ過ぎてもその役割が果たされない。町村行政は、議会と執行機関の両者の役割で進められているのであって、議決は執行のための手続や過程である。離れ過ぎでは、適切な行政執行の正しい検証はできないし、また、非難や批判はできても、議会の使命である正しい批判と監視はできない。この原則が守らなければ、行政は乱れ、ゆがめられ、民主的で公平な運営が損なわれる。議会の構成員である議員は、常に執行機関とは1歩離れ、2歩離れない姿勢が大事である。」と掲載文のま

まありました。

この事項を再認識し、議席番号1番松田太志が通告の3項目について、質問いたします。町長並びに担当課長の答弁をお願い申し上げます。

まず1項目めに、ICT教育の今後について、お伺いをいたします。

世界のICT技術が目まぐるしく進む中、徳之島町のICT教育の現状について質問をいたします。

○学校教育課長（向井久貴君）

おはようございます。

松田太志議員のICT教育の今後についての質問にお答えいたします。

現在、町では、議員も御存じかとは思いますが、山小学校、花徳小学校、母間小学校におきまして、平成27年度より、鹿児島ICT活用指導法改善推進事業を導入いたしまして、小規模校の複式学級の学習改善及びテレビ会議を通じた職員研修などを行っています。また、学校教育課には、ICT支援員を1名配置いたしまして、そういったICT教育の支援も行っているところでございます。また、昨年度は、ふるさと基金を利用いたしまして、デジタル教科書を各小学校に整備いたしました。約320万円ほどで、各学校で、デジタル教科書の活用を図っているところでございます。

しかしながら、まだ各学校にとりましては、パソコン、それからタブレット、電子黒板、書画カメラなど、中学校におけるデジタル教科書など、IC器機の整備については、まだまだ未整備のところがございます。

また、ICTのスキルにつきましても、各学校によって差があるということもございますので、この辺の改善を今後考えていきながら、ICT利活用を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（松田太志君）

担当課長の答弁ありがとうございます。

先ほど、答弁がありました。小規模校、亀徳地区や尾母地区はどういった現状でしょうか。昨日、通告外の際に質問に答えられていましたが、もう一度答えていただけますか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

小規模校の亀徳小学校、尾母小学校につきましては、最初、デジタル教科書につきましても、それ以外の亀津小学校を除く5校につきましては導入いたしましたけれども、亀徳小学校、それから尾母小学校につきましては、その後、導入をいたしまして、神之嶺小学校と亀徳小学校には追加で、約各校50万弱ほどのデジタル教科書の導入を図ったところでございます。

しかしながら、これが、1学年1教科、デジタル教科書につきましては5万円～7万円と非常に高額でありますので、その整備のためのお金をどうやって工面するかということが、今後の課題だとなってくると思います。

以上です。

○1番（松田太志君）

ICT教育、世界が本当に目まぐるしい中で、進歩していつている状況ですが、こういった教育環境をメリット、デメリットをどのように理解されていますか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

メリット、デメリットを含めてお答えいたしたいと思います。私は、教育につきましてICTを活用することは、大賛成でございます。それはもちろん推進しているところでございますので。しかしながら、やはり、従来からの板書、ノートは基本であると考えておりますので、板書、ノートを基本にしながら、デジタル機器を活用していくということが一番よいのではないかと考えております。

と言いますのは、ICTを活用する、器機を導入するのは、非常に重要なことですが、それに対するソフト面、教師のスキルアップであったり、その辺のことも含めて全体的にトータルで考えなければならないというふうに考えているところでございます。ただ、ICTのデメリットと申しますと、非常に予算がかかると、お金が。特にデジタル教科書などは、まだ、需要と供給のバランスだと思えますけれども、非常に通常の教科書は無償ですけれども、先ほど申し上げましたように、デジタル教科書につきましては、5万円～7万円。ハード面でいいますと、例えば、電子黒板が70万円前後、これを各学校に入れますと数千万円、もしくは億単位までいくと、全て。あと、タブレットも含めますとなりますので、その辺は、学校現場と話をしながら、必要最小限、こういったものをそろえなければならない、ということ認識して、整備していきたいというふうなものを考えております。

以上です。

○1番（松田太志君）

以前の議会で町長が答弁されておりましたロボットNAO、私も子供を連れてちょっと体験に行ったんですね。すごい新鮮な環境で、子供たちがパネルを触りながら、指示していく言葉を組み合わせていくんですね。そして、去年、はやりました「PPAP」のダンスを踊るんですが、子供たちも目を輝かせながら学んでいる環境を見ると、徳之島町としても進めてきながら課題もあるなというふう感じております。

町長として、このICT教育について、今どのようにお考え、そしてまた、どのように進めていきたいというふうな、町長の御意見、いただけますか。

○町長（高岡秀規君）

どうしてもICTというとハード面が話題になるんですが、私は、ソフト面というものが一番重要であって、ハードは二の次かなと実は思っている一人であります。

デジタル教科書につきましては、1拠点に5万～7万だったのではないかと、それが80名のクラス。だから、器機には当然予算がかかりますが、ソフトの開発をすることによって、別段、器機が全員そろっていないといけないというわけではないわけです。ICTを理解するためには、しっかりと使う側の開発の分野では、さほど器機は必要ではないわけです。

今後、今スクラッチ等、総務省の事業を採択になりました。この事業はプログラミング等々失敗することを学ぶプログラミングのメンター、つまりは指導者を育てる事業でありまして、全額、総務省が負担をしていただきます。そのメンターが育ちましたら、子供たちにスクラッチというものを学んでいただきますが、あと、ロボットのプログラミングを同じようなブロックの積み方ですね。それは、実は無料で公開されております。そして、その論理的な物事の考え方等を学ぶことによって、英語、国語、数学の物事の考え方というものが、ヒントが必ず連携されるだろうというふうに考えております。

そして、今後は、学士村塾等でもプログラム教育を採用して、国語、英語、数学の指導者をしっかりと見つけて、学力向上につなげていきたいというふうに考えております。

ICT化につきましては、予算もかかりますが必要なものについては、予算をしっかりと組んで、不平等性がないように、そしてまた、子供たちが、能力を発揮できるような環境は、つくっていきたいというふうに思います。

○1番（松田太志君）

町長から答弁いただきましたが。担当課長、この周知、先日、学士村の開校式にも私も行ったんですが、どういった形で、子供たちの学習のほうに盛り込んでいくというふうなことを今検討をされているのかお伺いできますか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、ICT機器の活用については、やっぱりアナログを基本にししながら、デジタルを取り入れていくと、今、町長のほうから答弁ございましたけれども、ことしは、プログラム教育を進めていくということでございます。

現在、プログラムにつきましては、昨年度のふるさと納税の基金を活用いたしました。150万ほどですか、ロボット、それからタブレットを購入いたしまして、今年度、学士村塾、それから学校の必修のクラブでございます、その中で始めていきたいと考えております。

実際、今、ロボットにつきましては、2校に貸し出しをしております。それから、必修クラブの中でのプログラミング教育につきましては、これも同じく2校、企画課のワーキングス

ペースの協力をいただきまして、神之嶺小学校と花徳小学校で必修のクラブの中で5回～10回程度、プログラミング教育を推進していただいているところでございます。

以上です。

○1番（松田太志君）

課長が今答弁いただきましたが、このプログラミング教育、徳之島町は特別支援学級の子供たちにも支援をしているんですが、そういった障害を抱えていらっしゃる子供たち、そういった子供たちの可能性も大きなものがあると思います。そういった子供たちに対して、プログラミングの教育というのは、どういうふうに捉えていますか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

特別支援学級に特化したソフトというのは、私もちょっとまだ見たことはないんですけども、ただ、学校の先生方が、特に支援学級の生徒さんにつきましては、タブレットなど導入して、目でわかる、聞いてわかる、視覚に訴えるというような形のソフトを導入いたしまして、現在、活用を図っているところでございます。

だから、支援学級につきましては、その支援学級の先生と協議をして、必要なタブレットだったり、ソフトだったり、そういったのを取り入れながら、よりよい支援学級の支援をしたいというふうに考えています。

以上です。

○1番（松田太志君）

町長からもいただけますか。

○町長（高岡秀規君）

実は、町としましては、学校教育のアナログ的な教育と町が進めているICTというのは少し、実は、僕は分けて考えています。2020年度に、学校教育の現場では、プログラミングの教育が入ります。それでは、アナログ的なものを書くとかデジタル的なものが絶対必要ですから、そこは、学校の現場でしっかりと学んでいただくと。しかしながら、社会に出たときに、自分の職業を探すときに、プログラミングであったり、社会に出てからの物事の考え方について、プログラミング教育と学士村塾の英語、国語、数学、そこをしっかりとフォローしていくというのが、僕の考えであります。

障害者につきましても、今、課長が答弁ありましたが、台形の面積であるとか一度見られたと思うんですが、非常に視覚で訴える数学というものは本当にわかりやすいです。だから、目で見たものは、絶対に記憶に残りますから、言葉よりも。だから、そこでしっかりと学んでいただくことによって、私たちが知らなかった子供たちの能力を引き出せる可能性もあるということです。

そして、職業につく場合に、プログラミングであると、仮に障害を身体であったりとかそういうものがあつたとしても、健常者よりも、もしかしたら優れた仕事ができる可能性が、実はICTのソフト面にあるということですね。

だから、子供たちが世界に羽ばたくためにも、プログラミングを通して、国語、英語、数学というものをしっかりと学んで、視野の広い子供たちの育成に努めてまいりたいというふうに思います。

○1番（松田太志君）

私の幼なじみが、もう今この世の中にはいないんですが、高校を卒業した後、パソコン関係の学校に行ったんですね。こういったICT教育がもっと早くから普及していれば、彼ももっと仕事を、物すごい数の面接を受けて落ちて、病院関係の医療事務関係に就職したんですけども、もっと早く、こういった環境が整っていればなあというふうに私も感じているところがございます。

このICT教育なんですが、先ほど課長もありました今年度で終わる予定ということなんですが、来年度以降の計画、予定について、お伺いできますか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今、3つの学校をつなぎまして、ICTの活用の指導法改善しているところですが、引き続き、来年度も活用を図っていきたいと考えております。

しかしながら、この器械は県からの借用物でございますので、その辺を含めて、県と協議を重ねて、2年、4年、5年と使っていくものなのかを今後協議していきたくと、また、今つながっていない、とりあえず小規模校につきましても、ネットワークをつないで1つの問題につままして複数の学校、学級で協議をしたり、問題を解いたりというような活用が、来年度以降も図っていきたくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（松田太志君）

ぜひ、世界は目まぐるしい流れで進んでいますので、単発的ではなく、継続的にこういった学びの環境を、町として継続していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

徳之島町における青年団活動の現状について、お伺いをいたします。

徳之島町の青年団、現在存在している青年団と活動内容の状況についてお伺いをいたします。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

各地区の青年団の活動状況を報告しますと、北部から山青年団はハレー舟大会漁なぐさみ、

豊年祭り。花徳青年団はハレー舟大会参加、どんどん祭りパレード、豊年祭り、南風園祭り屋台、亀徳ネインケの参加、盆踊り。下久志青年団は、十五夜祭りの主催、漁なぐさみ。亀徳青年団はネインケの参加、ネインケ時の綱引き大会の主催、小学校と連携し七夕街道の設営、子供会と連携し節分豆まき、サンタクロース作戦、花徳豊年祭りへの参加、盆踊り。尾母青年団は、アキムチ。その他の地区は、盆踊り、敬老会の運営補助を行っています。

以上です。

○1番（松田太志君）

ありがとうございます。

青年団活動は、基本ボランティアなんですね。しかしながら、そういったボランティア活動を通して地域の方と触れ合ったり、人間形成が磨かれるんだというふうに考えております。

青年団活動が、地域活動、社会活動、連帯促進のための活動として挙げられている中で、先ほど課長からも答弁がありました。学習活動、伝統文化の保存、育成に関する活動、平和活動、これは、奄美群島の復帰の際の返還要求運動というふうなのが青年団でも取り組んだというふうな歴史もあるということでございます。

そして、時代の流れによって、昔と比べると青年団の活動がどんどん低下している。こういった現状がある中で、やはり、小さな子供たちと人生の先輩方を結びつける若い世代の青年団、そういった青年団が活動することによって、地域の活性化が望まれると思います。

そして、活動を通して、人間関係を構築していきながら、喜怒哀楽、いろんな苦しみも楽しみもあると思うんですが、そういったものを通して、人間として成長し合えるという評価もあるんだというふうなことです。

そして、何より、仲間づくり、組織拡大、強化という観点からも、活動を全面的に徳之島町も、もう一度見直して、バックアップしていけるような体制づくりをもう一度考える時期にきているのではないかなというふうに考えております。

先日、ある地区の方とお話をする機会がありました。年配の方なんですけども、毎年、田植えを地区でしていたんだそうです。しかしながら、その田植えが、地域の高齢化、そして、そういった地域の大事にしている行事に関して、無関心になっているというふうな流れがその地区にあって、もう今回は田植えはしないと。

私も、去年、そこの地区の田植えに参加をしたんですが、すごい、子供を連れて行ったんですけども、新鮮な環境で泥まみれになりながら田植えをしたのを覚えています。

過去に、こういった地区、地区の行事がなくなりつつある、そしてまた、復活しているというふうな傾向は、今どういった傾向がありますか。課長、今、わかる範囲で。

○社会教育課長（深川千歳君）

今、2年ぐらい前から、各地区青年団が活発に地域の活性化に向けて取り組んでいる最中で

あります。

以上です。

○1番（松田太志君）

ほかの地区も中心となる人物が、いかにその地区の若い方たちをボランティアに参加していただくかという環境が大事なんです。これは、徳之島町のホームページなんです。花徳青年団の豊年祭のみこし、有名な活動です。私も福祉施設で働いている際に、花徳青年団がみこしを担ぎながら施設のほうに来られて、入所されている方がすごい目を輝かせながら、その青年団の行事に見入っている姿を今でも鮮明に覚えています。

そして、大事なことが、その地区の青年団が子供みこしと一緒に引っ張っているんですね。こういった環境づくりは大事にしないといけないというふうに考えています。そして、女性組織がそこで一緒に踊りをしながら、そして普段車椅子で生活されている方が、こういったときになると車椅子から降りて踊り出すんですよ。僕たちもハラハラしながら見ていたんですけども、そういったときは、いつも足が痛い、歩けないというふうになっているんですけども、自然と車椅子から立ち上がって歩き出す姿を見ると、人間の持っている可能性というのは、物すごいものがあるというふうに感じております。

そして、亀徳地区のネインケ、すごい有名な無病息災を願いながらする、水かけをする行事なんです。亀徳地区もこういった行事を一生懸命取り組まれているものを、先ほど課長もありませんが、こういった行事も大事なんです。少し離れた視点で、ほかの市町村との交流、こういったのはどういったものがありますか。少し視点を変えるとという意味合いで大事なんです。どういった他市町村との交流があるというふうなのをちょっと説明できますか。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

平成26年度は奄美群島連合青年団主催イベントの夜ネヤ、シマンチュ、リスペクチュに参加し、交流を図っています。また、平成23年度より、南大隅町の連合青年団と交流、交互に訪問し、連合青年団としての活動内容などの意見交換をしています。

平成28年3月には奄美群島青年団連絡協議会のネットワーク会議を町の学習センターで開催し、交流イベントを毎年開催場所持ち回りの開催し、そのときは翌日に面縄ビーチの清掃を行っています。3町の連合青年団で連携し、協力、青年団だけでなく幅広い年代層を対象に、今回は婚活イベントを開催していくとのこと。

以上です。

○1番（松田太志君）

同じ島の同じ青年団ばかりではなくて、ほかの市町村と交流する、これは本当に大事なことだと思います。新鮮な意味合いも込めて。南大隅、先ほど課長からありませんが、私も、先日、

南大隅の青年団の方が来られたときに、少し時間がありまして意見交換をさせていただく時間帯がありました。

ネット等を見ますと、青年団の活動が載っていきまして、同じような取り組みをしている中で、1つ目が引くものがあったので、紹介させていただきたいと思いますが、独居老人の方のお家を訪問されているんですね。すごく大事なことだと思います。各地区、地区でおひとりで住まわれている方、そういった人生の先輩のお宅に訪問されている、こういった取り組みを青年団でボランティアとしてされている取り組みもございました。

お手本という意味合いで一つ参考にしながら、また徳之島の青年団でも、決して無理強いせず、こういった活動もあるんだよというふうなことを呼びかけていければというふうに考えています。

高岡町長、南大隅、先日来られたときに、町長もいろいろ意見交換されている場がありましたが、町長として、この青年団の活動に対して、どのようなお考えを持っていますか。

○町長（高岡秀規君）

実は、平成19年に私が町長になってすぐに、婚活というイベントが幾つか過去に行われておりましたが、なかなか人が集まらない、成功事例が少ないということを鑑みたときに、青年団活動こそが私は婚活の現場になるというふうに考えておりました。

ある地域、ある業界、全て青年部の活躍イコールその業界の衰退が左右するということがありまして、町は今後は青年団活動にしっかりと力を入れていかなければいけないということで、琉課長が社会教育課長のときに予算とかいろんなことを再編をお願いしたわけです。

そして、今回、南大隅町の青年団活動と今連携をとりながら、今松田議員がおっしゃった年配の方、独居老人のボランティア活動というのは非常にいいなと思っております。祭りとかいろんな目立つ活動と地味な活動がありますが、両方バランスをとりながら、青年団活動が活発化になればいいなというふうに思っております。

今後も、青年団活動につきましては、地域の活性化、そして、物事の考え方、戦う相手を間違えないということですね。島は一致団結して、やはり島外との経済でありますとか、そういったところに多くを学び、そしてまた、地域の活性化を目指すということが一番重要でありまして、今の青年団には戦う相手を間違えずに、島一致団結をして、島の活性化に向けて頑張っていくことこそが、地域振興につながると思っておりますので、しっかりと町としては応援していきたいというふうに思います。

○1番（松田太志君）

町長の力のこもった答弁、ありがとうございます。

先ほど、婚活の話がありましたが、実は、鹿屋の青年部で、「かのやバラ色婚活」というのが、4年目に向かいまして、カップルの成立が好成績をして年々更新をしているんだそうです。

南大隅の青年団とも交流を深めていく中で、何か婚活の率を上げるために、鹿屋の青年団とも交流するのも1つの手ではないかと思いますが、町長どうですか。

○町長（高岡秀規君）

当然、やりたいです。だから、徳之島町の青年団ももっと若い人が参加してもらいたいですね。婚活する場合も、南大隅町の平均年齢が大体20後半、徳之島町の青年団というのは、もう地域で活躍している人が多くて、大体40前後が平均年齢でありまして、徳之島の今の課題は、若い人たちが積極的に青年団活動に参加する環境づくりというものを構築しながら、青年団が指導してもいいですから、婚活については積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

○1番（松田太志君）

青年団イコール婚活というふうなことばかりになるとまた町民の方が距離を置いてしまうとまた大変ですから、ほかの行事も1つずつ取り組んでいただきながらというふうに感じました。

先ほどもありましたが、やはり各地区の子供たちと地域の人生の先輩方を結ぶ大事なかけ橋が青年団だというふうに感じています。また、その若い方々も青年団活動を通して、人間形成、自分たちの生活を高めて、人間関係を構築して喜怒哀楽をともにしながら成長していける組織が本当に必要だと思います。そして、何よりもその青年団の中で憧れを持てる先輩、そういった先輩がいるからこそ、青年団活動がもっと密になってくるんだと思うんですね。やはり、小さい子供たちが、周りのお兄ちゃん、お姉ちゃん。

先日、こういった問題がありました。各地区のスポーツ少年団の後継者がいないと。そういった中で、じゃあどうしていけばいいんだ。転勤されて島に来られる方もいるんですけども、3年ないし5年するとまた転勤していく、そしてまた、次の指導員を見つけるというのは、物すごい大変なことになっているというふうなこともお伺いしました。こういった青年団の若い方たちが、そういったスポーツ少年団の指導員となれるような流れ、こういったものも必要ではないかというふうに考えています。

これを通して、青年団の活動、地域活性化が見込まれている中で、町としてどのような支援ができるのか、お願いできますか。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

今現在、連合青年団には、活動費として補助しており、団独自で創意工夫し活動しています。青年団が、集落行事に積極的に参加また新しい集落行事を創意工夫、主催すれば、地域の活性化になると思います。今まで以上の地域活性化が見込まれるのであれば、支援を検討していきたいと思います。

以上です。

○1番（松田太志君）

ぜひ、青年団活動の支援をお願いしたいと思います。

そして、青年団、町からも助成いただいています。やはり青年団として活動していきながら、活動資金を自分たちで蓄えていくというふうなことも大事だと思うんですね。やはり、人間形成をしながら、自分たちがどういうふう自立していくのか、そしてどのように地域に対して貢献できていくのかというふうなのが大事だと思うんです。最後は、この問題に対して、町長から一言お伺いできますか。

○町長（高岡秀規君）

今、連合青年団の会長とも意見交換する中で、既に、会長の中には、そういった気持ちがあるように感じました。今の連合青年団の会長をもとに、しっかりと若い人たちの連携が図られていけば、松田議員がおっしゃった理念でやっていただけるものだというふうに思います。

○1番（松田太志君）

ありがとうございます。

早いですか、次の質問に移りますが。

それでは、3項目めの質問に移りたいと思います。子ども・子育て支援についてお伺いをしたいと思います。

先日、子ども・子育て会議が開催されまして、私も、保育園の保護者会の会長を務めている関係で参加をさせていただきました。今後の子ども・子育て計画について徳之島町の方向性をお伺いできますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

町では、平成27年～平成31年まで5カ年計画として、平成27年3月に町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。計画に沿って各種事業、進めているところです。

議員も今おっしゃったように、先月の5月24日に29年度の第1回子ども・子育て会議を開催いたしました。今後、徳之島町における待機児童対策についても、各関係機関と意見交換をしたところです。

本町における、6月1日現在の待機児童数は、1名減って11名になっております。現在、平成30年4月で待機児童解消に向けて、各種事業の活用や昨年計画した子育て支援員の研修等、ことしも開催することにしております。いろいろな会合等、今後、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○1番（松田太志君）

この子ども・子育て会議に際して、委員の会長のほうから、子ども・子育て会議の役割がありました。これをもう一度、共有していきたいと思います。

役割としましては、自治体の教育、保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や町の

子ども・子育て計画を策定、変更する際に、この会議の意見を聴取しなければならないとなっています。また、この会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査、審議し、継続的に点検、評価、見直しを行っていくことが役割と国が示しているP D C Aのサイクルが大事だというふうなことを、皆さん、もう一度認識したところでございます。

今回の、私も子供が保育園いるんですが、保育料が大分変わってきているのを不思議に思いまして、担当の職員に確認をしました。この保育料の変更について、課長、お伺いできますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

昨年度からいろいろ見直しがありまして、いろいろ変わっているような状況なんですけど、今年度は、ひとり親家庭とか、そういうところに関しまして手厚くやられているような感じで、無料化とか、そういうところも出てきております。

あと、第2子が、半分、2分の1の保育料になっているとか、これは、所得によるんですけども、非課税世帯のお子さんはそういう形で第3子から無料と、そういうところになっております。

○1番（松田太志君）

保育料の変更、国の保育料の基準と徳之島町の保育料は、どのような差があるのか、同じなのか徳之島町の保育料が低く設定されているのか、そこら辺がわかりますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

国から示されている基準よりは、町は若干低く保育料、見積もっております。

○1番（松田太志君）

徳之島町の保育料、国の基準より低く設定されているということですね。そして、29年度、新年度になりまして、国や県の補助がありまして保育料の変更が大分ありました。やはり子育て世代の私としても、大変助かっているところでございます。

保育料の無料とか、そういったことがあります。やはり保育園の先生方に伺いますと、ただより怖いものはないと。そして、財源等も伴いますが、一度ただにしてしまうと、次をもとに戻したときに物すごい反発もあるんですね、保護者から。そしてまた、保育園を運営されている方々から、少し保護者から「ただで預けているんだから子供を見なさいよ」とかそういったことも少し伺ったというふうな声も聞いております。

そして、やはり行政ばかりが頑張るのではなく、やはり保護者側もしっかりと子供を育てている、育てられているというふうな環境づくりも大事だと思うんです。これは、私も保護者会でいろいろ子供からも学ばせていただくんですが、以前、議員研修でもありました3つの「こ」、子供の子育てと個人を育てるのと、周りの皆さんも育てているんだと、やはりそういった環境も忘れないように、子育てについては、子供ばかりを育てるのではなく、子供に育て

られているというふうな考えも持ちながら、子育てに当たっていきたいと思います。

また、こういった環境も、子育て世代のお父さん、お母さん方も理解していただいて、やはり行政と保護者側が寄り添って子育て環境がスムーズに進んでいくような環境というふうなことも大事だと思うんです。

昨年度、徳之島町が町の財源でみなし保育士の研修をされました。そしてまた、ことしも予定しているということですが、このみなし保育士の効果と、今年度の予定についてお伺いできますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

町の予算で、昨年度におきましても、この2月、3月に研修を行いました。31名の受講がありまして、うち30名の方が全過程を受講いたしまして、子育て支援員として認定を受けたところでもあります。

修了証書を手にした方で、公立、母間僻地で無資格で働いておりました、臨時の保育士さんが4名受講しておりまして、今、みなし保育士として引き続き勤務されております。

あと、1名の方が調理員として臨時で勤務されているんですけど、その方がこれを受講いたしまして、延長保育、今年度から町も6時まで預かることにいたしましたので、延長保育に従事されているということです。

あと、私立の保育所では、無資格で勤務されている方、亀津のほうで5名、亀徳で2名の方がみなし保育士の研修を受けまして、今、勤務されております。

先月までに、新たに私立の保育所に各1名ずつ、みなし保育士として採用されているということで、研修の効果は十分あったのではないかと思います。

このほかにも、修了者の処遇改善が図られたりとか、修了者の中から地域型保育の1つである家庭内保育事業に興味を持ち、本年度、事業の開始に向けて検討を行っているということもありますので、今後も効果が表れると考えております。

このような状況を踏まえまして、本年度は県の補助事業を活用いたしまして、昨年度同様に研修会を開催する予定です。日程等については、講師の先生との兼ね合いもありますので、現在、調整中で、決定次第に町の広報誌を活用して、町民の皆様に周知していく予定です。

○1番（松田太志君）

保育園で働いていた方々が、無資格で働いていた方々がみなし保育士を受けることによって処遇改善、そして受け入れ態勢が整ってきたということですね。ただ、この子ども・子育て会議の際に、また新たな問題が出てきたんですね。というのは、民間の保育園になるんですが、ほとんどの保育士の方が50代だと、10年後を見据えたときに、本当に保育士が足らなくなるのが見えてきていると。そして、やはり民間の保育園、そして行政が同じ向きで、こういった保育士不足というのは解消していかないといけないというふうに考えております。

会の際に、みなし保育士を受けて保育園で働きました。それだけではなくて、やはり保育士を取得して保育園で働いていただけるような環境づくりが大事なんだというふうな意見もありました。それは、やっぱり本人に対してもレベルを上げることに必要ですし、町としても、民間保育園としても安心して子供たちを預ける環境づくりというのが、少しずつではありますが整っていくと思うんですね。この点について、町長はどのようにお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

以前は、その保育士が足りるか足りないかという問題で、免許が眠っている、保育士の資格は、いっぱい持っている方が島にはいるんだけど、職についていないということがありまして、その保育士の育成については、少し慎重に対応したところではありますが、もし、その隠れた免許が、もう仕事に従事しないというのであれば、保育士が完全に足りなくなるだろうというふうに予想します。

今後は、保育士不足から、そういったことがないような対策は打たないといけないのかなというように考えております。

○1番（松田太志君）

先ほど、町長からもありましたが、対策を考えていかないといけないということです。単発的ではなく継続的に、高校卒業しますと、2年短大などを高校生、行かれるわけですね。そして帰ってくればいいんですけど、そのまま都会のほうで就職をしたり、都会のほうで根づくというふうな流れができてしまっているんですね。やはり島のほうにも、資格さえ取れば保育の現場で働きたい、そういった方はまだまだいると思いますので、ぜひそういった方の方向性の発掘も、行政として取り組んでいただきたいと思います。

それでは、今後の待機児童ゼロに向けて、町と民間として連携をどのように考えているのか。このゼロという表現なんですけども、私は国が話しているんですが、限りなくゼロに近い数字というふうに表現するのが本来ではないかなと思います。介護分野でいいますと、生まれて育ててそれから介護事項があれば介護を受けるというよう環境なんですけども、保育の現場では、やはり生まれてすぐ育児休暇を取って保育所に預けたいというふうな環境もありまして、これゼロというのは本当に難しい問題だと思うんですね。そして保育園の経営者の方と話をしますと、保育士と子供の割合がありまして、ゼロ歳、1歳、2歳というのは3対1なんですね。小さい子供たちに対して保育士がいないといけない。そして年長さん、上のクラスになると保育士が1に対して子供たちが30名というので、そういった中で経営がどうにかやりくりができていくというふうな現状があるんです。

先ほど、課長からもありましたが、家庭的保育ですね、これもしっかりと様子を見ながら取り組んでいかないといけないというふうに思いますが、町と民間と連携、これは、どのように取り組んでいくというふうなのはございますか。事業関係であるとか、こういった話があると

かというのがわかれば。

○介護福祉課長（豊島英司君）

待機児童ゼロに向けての民間との連携についてということで、先ほどから言っている、子ども・子育て会議を通して、民間だけでなく町立の保育園、あと幼稚園とも協議を深め、私立の幼稚園とも協議を深めていって、町全体のビジョンを明確にしながら、必要な支援については、県や国とも連携を図りつつ進めていきたいと考えております。

具体的な取り組みが、今、上がっておりまして、保育所の整備による増園をしているところが1カ所あります。あと、先ほど言いました家庭的保育事業の導入を希望している方がいらっしゃるということで、ちょっと年度途中なんですけど、県への要望が可能かどうかということも、今、協議をしております。今後の状況を踏まえて、迅速に対応を検討していきたいと考えております。

○1番（松田太志君）

北部の、保育園と幼稚園は預けられる時間が違うんですね。文科省と厚生労働省の問題もありますが。幼稚園の子供さんを預けている保護者の方々から、さまざまな意見もありました。それについて、町長、どういったことが意見が上がったというふうなの、また、どういうふう改善していけるのかというふうなことがありますか。

○町長（高岡秀規君）

子育て会議に出席したところ、非常に多くのことを学ばせてもらいました。今までは待機児童がいるから枠が足りないというふうに考えていたわけですが、松田議員がおっしゃるように亀津地区と北部地区ではちょっと状況が違うなど、花徳幼稚園についてはまだ枠が余っていると、そしてまた、母間保育所には幼稚園に行くべき年齢の子がまだ保育園にいるということですよね。ということは、花徳の幼稚園がしっかりと対策を打っていれば、母間保育所から花徳の幼稚園に通う、そこで母間の枠があくということなんですよ。

そして、今後の時代の流れを考えますと、今までは職業を持った方が預ける時代から、保育現場が教育現場になりつつあると。その流れが認定保育園だろうというふうに考えております。それを考えますと、両親が仕事をしていなくても保育所に預ける時代が必ずくるだろうというふうに、事を鑑みて、今後は民間の経営のあり方と、北部の、町と民間との連携ですね。亀津でそれをやってしまいますと、民間の経営を圧迫してしまいますから、それは絶対にやるべきではないというふうに思っていますが。北部については、経済的な不利な条件にあるところについては、しっかりと町が支援をしていかなければいけないだろうというふうに考えております。

○1番（松田太志君）

保育園と幼稚園の違いは、私も保育園もいますが、幼稚園がいるんですね。そして、幼稚園

は4月は午前の幼稚園です。そして5月からは、月、火、木、金は弁当、そして水曜日は午前中で帰りなんです。学校教育になれるというふうなこともあります。北部地区については、こういった面を考慮して、預ける時間の延長とか、例えば、学校給食の提供とか、これは一度調べていただいて、こういった提供が町としてできれば、もっと北部のほうに子供さんを預けて、安心して仕事に行けるというふうな環境ができると思いますが。この点については、町長、どのようにお考えですか。

○町長（高岡秀規君）

それは担当の課としっかりと協議をしたいというふうに思います。給食面については僻地保育所にしても、そういった要望があるのは間違いございませんが、給食センターでは対応できないのではないかなと考えております。やはり、ゼロ歳児から2歳や、小さなお子さんたちの食べ物というものは、非常に衛生面でありますとか、栄養面から非常に専門的な知識がいる。また、専門的な設備がある可能性があります。しかしながら、今後の時代を考えますと、そういったところにも対応するということが重要じゃないかなというふうに思っておりますので、関係、学校教育課と保健福祉課、本当は壁があってはならないんですが、しっかりと協議をして進めてまいりたいというふうに思います。

○1番（松田太志君）

学校給食の、今、話がありましたが、今後、給食センターも新しくつくっていく予定も徳之島町としてあります。そして、アレルギーであるとか、食物の大きさであるとか、そういった面の問題はあろうと思うんです。ただ、今、徳之島町の給食センターでも、アレルギーのある子供たちに対する対策は、万全の対策がとられていますので、幼稚園から学校教育に行く段階として、今後、幼稚園でも給食を提供していけるというふうな可能性があるのか。それをお伺いできますか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は、幼稚園でも小学校に上がる準備段階として、何回か給食の提供をした経緯があります。しかしながら、今の給食センターが非常に古い施設でございますので、なかなかそういった対応が難しい、もしくはアレルギーの対応についてはできてなかったということで、昨年からは幼稚園については、給食等を控えてもらうような形をとっておりました。しかしながら、新しい給食センターができましたら、そういった幼稚園のほうもアレルギー対策をしっかりいたしまして、提供も可能だと考えます。

保育所につきましては、やっぱり小さい子供、それから離乳食等の問題が出ますので、この辺は検討が必要かと思いますが、幼稚園については、そういったアレルギー対応をしっかりすれば、新しい給食センターができたときに、そういったのも可能だというふうに考えています。

また、できればやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（松田太志君）

ぜひ、新しい給食センターができる際の、1つの検討材料として検討していただければと思います。

先ほど町長からもありました、僻地保育所ですね。同じく僻地保育所も、やはり保護者が弁当を持って行く環境なんですね。この件につきまして、子ども・子育て会議でも、社協さんがちょっといろんなものを調べて、提供できるかできないかというふうなことを調べてみるということでしたが。この件について、担当課長、答弁できますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

子育て会議の中でもそういうお話が出まして、社協のほうで、今、高齢者の方の宅配ということで取り組んでおります。高齢者の中では刻み食とか、そういう食事の調理方法もやっておりますので、とろみとかそういうのもつけられるということで、社協もいろんな事業が国、県から削減されて、新たな事業の取り組みを行いたいということで、もしできるのであれば、こういう子供たちへの給食サービスを行いたいということは言っておりますし、今後、検討していきたいということで考えております。

○1番（松田太志君）

やはりアレルギーとか、食物の大きさ、そして離乳食の問題等がありますので、社会福祉協議会さんとは、慎重に検討していただければというふうに考えております。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、みなし保育士、昨年から進められています。みなし保育士で就職された方々の資質向上のため、「ぶり奨学金」、これ長島町の取り組みなんですけど、こういった制度を導入しまして、人材育成をすることができないかお伺いしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

「ぶり奨学金」がどういうものなのか、ちょっと皆さんおわかりでないと思いますので、ちょっと説明させていただきます。

長島町が、今、行っていると議員からありました。これは鹿児島総合信用金庫が特別に創設した教育ローン。これを保護者が借りまして、子供さんが卒業後10年以内に町内へ戻って来た場合には、金融機関への返済を免除するということで、基金から支払するという制度です。徳之島町では、現在、このような制度の導入については検討しておりませんが、今後、子ども・子育て会議の中で、その必要性も含めて検討していけるように努めていきたいと思っております。

また、「ぶり奨学金」ではありませんが、県としても、保育士、教諭確保のための保育士資格取得支援事業を行っております。これも各園への周知を図りまして、保育士の確保に努めていきたいと考えております。

○1番（松田太志君）

徳之島町の奨学金制度を見ますと、学校卒業して、高校卒業して進学する際の奨学金制度等はあるんですが、例えば、このみなし保育士を取得したあとに、レベルアップのために、主婦や社会人の方が保育士を取得する際のいろんな経費がかかるわけですね。スクーリングとかですね。そういったものに対して、町から助成ないし、そういった仕組みが検討できないかというふうなことなんです。こういった考えについて、町長はどのように考えておりますか。

○町長（高岡秀規君）

今現在、介護福祉課、健康増進課、ちょっと忘れましたが。看護師のそういった奨学金制度があります。それとお医者さんの奨学金制度があります。これは島に帰ってきたら返す必要がないと。ただ、以前も保育士についてもやるべきじゃないかという話が、確かあったように記憶しておりますが。都会で保育士が非常に不足しているんで、都会で働く確率が意外と多いんじゃないかなということで、慎重論が出たように記憶していますが。今後は、このみなし保育士につきましては、島に住んでいる方のスキルアップですから、島でしっかりと根づいて仕事をする確立は高いだろうというふうに思われます。

今後は、子供たちの保育士、日本全国で活躍できるということも子供たちのためでもありますので、そういった基金等の運用を広げられるかどうか、少し課内で、ちょっと話をさせていただきたいというふうに思います。

○1番（松田太志君）

主婦や社会人が保育士になるには、高校卒業後2年以上の実務経験、そして2,800時間の勤務が必要だそうなんです。さまざまな環境で進みたいと思った仕事を挫折して、島に帰ってきて、子供を産み育てたときに、みなし保育士で働いて保育士でがんばってみたいというふうな人たちも、掘り起こせばいると思うんですね。そういった方たちに支援できるような体制づくり、そういったものも、今後、検討していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思いますが。以前、一般質問で取り上げた、介護福祉課の名称ですね。これを保育や育児に関する課のイメージを取り入れやすいように検討できないかというふうな質問でございます。

平成27年12月の一般質問で取り上げました、先日の子ども・子育て会議の際にも、保育園の事業者の方が、問い合わせがあるときに介護福祉課で聞いてくださいというふうなことを、電話がかかってきた方に伝えますと、保育のことなんです介護福祉課なんですかというふうな答えもあったそうなんです。

介護という分野と、福祉の中に保育は位置づけられていると思うんですが、くくりが大きくて、島外から来られた方々、そして、また子供さんを初めて出産されて窓口に来られた方々は捉えにくいと思うんですね。そして、介護福祉課だけではなく、隣の課でも保育関係の課をしているものもありますよね。こういった課の名称に対してどのようにお考えなのか。担当課長から、まず、お願いできますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

今、御質問がありました、介護福祉課。やっぱり何か高齢者を対象にしているような感じではないのかという、転勤して来られる保護者の皆様が、そういう気持ちになられるということで、我々もそういう名称をいろいろ変える必要もあるのかなというところで、今、考えております。保健福祉課から介護福祉課と健康増進課に分かれまして、いろんな業務が、今、交雑しているような状況です。総務課のほうでも行財政改革の検討を進めておりまして、業務の見直しとか、課の再編等、今後とも執行部とも検討していきたいと思っております。

また、名称の変更については、庁舎内、また広報誌等でも町民から募集するというのも1つの方法だと思っております。

○1番（松田太志君）

芝課長からも一言いただけますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

介護福祉課長が、今、おっしゃられたとおり、29年度で、介護福祉課または健康増進課もそうですけど、事務分掌の見直しをするということなんで、先ほども言われたとおり、若干、事務分掌的なものが混在している、介護福祉課と健康増進課。混在している部分がありまして、その部分、保健センターも含めまして検討していきたいと思います。その時にこういった話も、松田議員がおっしゃられた、この件も、ちょっと話に上げて進めていけたらと思います。

以上です。

○1番（松田太志君）

先ほど、認定こども園の話がありまして、奄美市では認定こども園の窓口はどこなんだというところで、学校教育なのか保育なのかというふうな問題もあったようですね。この点、民間組織が認定こども園を検討しているというふうなこともありますので、学校教育課長として、今後どのようにお考えですか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えします。

現在、認定こども園、民間のほうでやられているというのを聞いておりますけども。現在のところは、町としてはまだ考えていないところでございます。と言いますのは、1つには幼保連携等を含めまして、充実を図っていく、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園のいいところを充

実らせていくのを、まず、最初だと思います。

それから、例えば、公立で認定をした場合、その先生の問題、民間との共募の問題等ございますので、その辺もクリアして、認定こども園の設立については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（松田太志君）

これ、認定こども園の窓口をどこに定めるのかというふうなことなんですが。行財政改革の中で、介護福祉課に置くのか、学校教育の場に置くのかというふうなことをお伺いできますか。今後、検討していくなら検討していくでいいです。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えします。

今、申し上げましたように、認定こども園、文科省とそれから厚生労働省の管轄がございますので、今、言いましたように、学校教育課、それから介護福祉課含めて、今、議員がおっしゃられたように検討していきたいと思っております。

以上です。

○1番（松田太志君）

保育の分野に関しても、大変、多くの仕事、各課が抱えていらっしゃる中ですが、課の名称について、高岡町長からどのようにお考えかお答えいただけますか。

○町長（高岡秀規君）

今、各課長から話がありましたが、ちょうど事務の見直しがあるということですけど、そこが大きなチャンスになるかというふうに思います。

名称だけの変更になりますと、いろんな条例の改正とか、手続上、面倒くさがる、というか面倒くさいねと、だから難しいねというふうになりやすいんですけども。今回、名前の変更については、事務の見直しがあるのであれば、私は誤解のないような名前をつけるべきだというふうに考えております。

○総務課長（岡元秀希君）

補足を少ししたいと思います。今、各課長が言われたこと等々ですね。これにつきましては、課の名称、課の統廃合、事務分掌の変更、これは徳之島町の行政改革推進本部というものが設置してありますので、各課ではこれを決めることはできません。この推進本部の中で決定することになっております。

平成27年に行政改革推進委員会のほうから答申を受けまして、今、28年度から第5次の行政改革大綱がスタートしております。その中で各課の統廃合についても、平成32年度までにこの中で進めていきたいと思っておりますし、課の名称につきましても、住民にわかりやすく理解

しやすいような課の名称ということも、この大綱でうたわれておりますので、今後、先ほど、芝課長が言われましたとおり、非常に、今、保健センター包括介護福祉課、健康増進課、その事務分掌が錯綜したり、この係は健康増進課であったり、健康増進課保健センターの中で、これは介護福祉課であったほうがいいのかなどというようなこともいわれておりますので、この推進本部で12月ぐらいまでには、事務分掌の見直しと係の変更ですね。これを行って、30年度当初予算に反映していきたいと思っておりますのでございます。

○1番（松田太志君）

子供子育て支援に関する事なんですが、島外から来られた住民の方々に、いいイメージとして捉えていただけるように、岡元課長、また、よろしくお願いします。

この子ども・子育て会議に際して、担当の職員が大変な努力をしてくれました。この点については評価をしたいと思います。ものすごい時間をかけて、いろんな組織を、日程調整をして、ものすごい前向きな意見が出てきたんですね。これをしっかりと実らせて、来年度につなげて、限りなくゼロに近い待機児童にしていけるように、ぜひ、町長、よろしくお願いします。最後、町長から一言いただけますか。

○町長（高岡秀規君）

結果的に、その政策を履行し成功に導くのは人であります。今、松田議員がおっしゃっていただいたのはありがたい話で、時間にも昼間ではなくて、時間外の7時からの開催、それは皆さん方が出席しやすい時間帯の設定をしたり、今、各課は民間にあわせて、住民目線で、今、しっかりとがんばっているところでありますので、どうか御理解を賜り、また御指導も重ねてお願いしたいと思います。

○1番（松田太志君）

ありがとうございました。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福岡兵八郎君）

休憩いたします。

再開は11時半からいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

鶴野将光議員の一般質問を許します。

○2番（鶴野将光君）

町民の皆様、議場の皆様、インターネット生中継にてごらんの皆様、こんにちは。鶴野将光

です。

久しぶりの登壇であります。初めて登壇したときの志そのままに、2番鶴野将光が通告の3項目について、早速、質問してまいりたいと思います。

まずは、NHK大河ドラマ「西郷どん」につきまして、2018年大河ドラマ「西郷どん」が決定しておりますが、御存じのとおり、奄美大島、徳之島、沖永良部は西郷隆盛とは、その人生のスポットライトの1つとして、切っても切れぬゆかりのある土地でございます。大西郷先生を題材とした、大河ドラマの決定は、まことに喜ばしい限りであります。なぜなら、NHK大河ドラマによって、その舞台となる地域には観光産業において、大きな経済効果が期待されるわけですが、特にそのドラマの注目される場面など、ロケ地などではその効果が顕著にあらわれてまいります。そこで、本町においても喉から手が出るほど、この大河ドラマのロケ誘致に成功したく、要望活動にも、当然、熱の入るところであります。2月17日、町長を初め、関係者の方々がNHKの本社を訪れ、「西郷どん」の制作局長に面会し、ロケ誘致に関する要望書を直接手渡しているわけですが、そこから今日に至るまでロケ誘致要望活動の手応えをどのように感じているのかを問います。

次の質問からは質問席にていたします。

○地域営業課長（幸田智博君）

それではお答えします。

経緯と手応えについて、平成28年9月8日、NHK大河ドラマ、西郷隆盛を主人公にした「西郷どん」に決定しました。NHK定例記者会見でNHK会長が発表をいたしました。

「西郷どん」のロケ誘致の窓口は、県観光課に一本化するということでございます。撮影の権限は、東京のNHK放送局にあるということでした。

「西郷どん」ゆかりの地は、鹿児島はもとより、宮崎、熊本にも及び、県内外に多くあり、次々と新しいエピソードが生まれているということでございます。

平成28年1月11日に、我が町、徳之島町としても、NHK大河ドラマ「西郷どん」ロケ誘致協議会を設置して、平成29年1月30日には、3町「西郷どん」ロケ誘致協議会にて、県知事への要望書を提出いたしました。29年2月17日には、徳之島町誘致協議会にて、東京のNHK放送局に伺い、制作局長、また制作局チーフプロデューサーほか数名と協議いたしました。その中で、徳之島へ「西郷どん」が龍郷町から天城町に入り、徳之島在住が71日でございます。そのうち、井之川には17日滞在しておりました。そういう中のいろいろなエピソードが、まだ知らないエピソードが出てきてNHKのほうも興味を持っていただきました。

NHKの説明では、番組制作の8割は東京のセットの中で撮影、2割が地方ロケという説明がございました。協議会としても、今後、さらに積極的に誘致活動を行っていきます。また、他局の「西郷どん」に対する取り上げも数多くなってくるというお話でございます。

撮影の協力があつた場合には、積極的に対応していきたいと思ひます。現在、受け身の立場でございますが、やるべきことは十二分にやつてきたと思ひますが、今後もロケ誘致協議会ともがんばつていきたいと思ひます。

○2番（鶴野将光君）

やはり、この地でロケができるには、西郷の人生において、この徳之島がいかに重要で、印象深く、ドラマの設定上なくてはならないものでなければならぬと思ひますので。そこで、大西郷先生の足跡を少しばかり切り取りまして、たどつていきたいと思ひます。

西郷は、安政の大獄のさなか、幕府の目から逃れるため、奄美大島龍郷町にて潜居を命じられ、藩から扶持米を与えられた上での3年弱であり、その暮らしの中で愛加那と出会い、菊次郎、菊草、2人の子にも恵まれました。その後、大久保利通らの働きかけにより、薩摩への帰藩命令が下り、一旦は薩摩へ帰ることができますが、今度は久光との対立で怒りを買ひ、重罪人の立場として、徳之島、さらには沖永良部へと遠島処分、まさしく島流しにされ、徳之島には3カ月弱、永良部には入牢しての1年半という過酷な環境に置かれました。この奄美群島の境遇の中で、龍郷町、永良部での西郷の暮らしぶりは、広くうかがい知れるところではありますが、こと徳之島の西郷については、この島の住人ですら余り知られるところではないというのが現実でありまして、そこで大西郷先生の大ファンを自認する私が、西郷が徳之島で過ごした3カ月弱をざっくりと説明いたしますと、1862年6月、旧暦、西郷は天城町にある湾屋の港に上陸し、同年8月中旬に沖永良部へと出帆するまでの約3カ月という、非常に短い期間の中で、惣横目琉仲為、仲祐親子と邂逅し、後に仲祐は西郷を慕ひ、旅立ち、京都にて西郷とその風貌が似ていたために、西郷と勘違いした、新選組、土方歳三と言われておりますが、そのやいばに倒れることになってしまいます。これを西郷は心から悔やみ、自ら仲祐の墓標を書き、京都相国寺興臨院の墓地に葬り、また鹿児島島の西郷家の墓地にも家族と並べて仲祐の墓を建て、さらには故郷の岡前にも資金を送り、墓を建てさせております。

さらに西郷は、当時、奄美の島民には一字姓しか許されていない中、藩のおきてを破り、仲祐に「徳嶋」と書いて「とくのしま」という二字姓を送り、その墓には西郷吉之助家来と明記していることから、その身分を侍としており、仲祐は奄美の人間で初めて二字姓を名乗った武士とされております。

こういったことから、この2人の師弟のきずなは西郷の人生においてクローズアップされるべきものであります。

また、愛加那が菊次郎と菊草を伴つて、湾屋の港に上陸し、西郷と再開を果たしますが、当時は恐らく、一般的な島民が島を出ることなど許される時代ではなかつたであろうことは容易に想像がつきますが、西郷と会うためにどのような策を用いて、どのような人間を動かして、まだ首も座らぬ我が子を抱いて、この島へと来られたことは、親子の感動的な再会とあわせて、

愛加那の行動力のすごさ、女丈夫ぶりを通して、愛加那という人間の持つ、その性分にもスポットライトを当てることができるものであります。

このほかにも、まだまだこのドラマを色づける、味つけになるスパイスがありまして、この島にいた3カ月弱が西郷の人生におけるハイライトの1つとして成り立っていくことでありますので、これからも切れ間なく、むしろしつこく、これでもかというぐらい要望活動のほうを、NHKだけでなく、作家の林真理子先生のほうにも可能であれば訴えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

昨日、天城町のほうから、これが議員の皆さんに届いているのは、もう御承知かと思います。今、鶴野議員の大変な勉強ぶりに感服いたしました。亀津と西郷先生も深い縁がございまして、西郷先生が71日間のうちの約2週間強ですね。17日は井之川に滞在しております。井之川の奥山元総務課長の先祖は、奥奥山シュウ、シュウガナシと言ったんですが、いわゆる郷土格の当時の惣横目であります。

そして、永良部に遠島した代官の使い、いわゆる上村笑之丞という代官がおったんですが、その使いは亀津出身、亀津の島代官といわれている、惣横目の龍禎用喜でございます。龍禎用喜という人は、今、名誉町民の亀津出身の龍野先生のおじいさんであります。奥奥山シュウの子孫、家系は名誉町民の奥山八郎先生です。勲一等瑞宝章を受賞した極東軍事裁判にも関わった弁護士連合会の会長であります。こういった人たちがどういう影響を受けて、あのよう亀津学士村を形成したかと申しますと、大方の先生が西郷先生の影響、いわゆる陽明学の根底をなすのを受けてきた子孫の子供たちが、東大への出身が多く排出されたのではないかと申しております。

井之川には、名田川という川が流れておりまして、大変暑い日はその名田川で水浴びをしたり、そして出帆、いわゆる沖永良部に船待ちをして出航するときには、井之川のクビリという穴があるんですが、黒糖船などをつないでおくいを、船を固定しておく穴があるんですが、その穴でいわゆる船待ちをして出帆しております。そのときの井之川のいわゆる西郷先生がおった奥山家の西郷松とあの家、そして名田川、そして下のほうにおりて行ったあとの井之川湊、あれをつないだ観光コースなどはできないか今、地域営業課のほうでもトレイルコースとして検討しているところです。それに付随して朝潮太郎のコースもコラボとしてその記念館などできないかということも今、県の地域振興事業にのせられないか検討しているところであります。

花徳出身の牧野先生ですね、専修大学の元教授、花徳出身の牧野先生が大変、林真理子さんと家が隣同士で友人ということで、先日は福岡議長が5月28日関東花徳会に出会したときに、その対談が南海日日新聞で報道されました。ぜひとも徳之島もロケ誘致化、その物語の中に入れていただきたいということを言っております。町長、以下私たち3町のいわゆる誘致協議会

も直接、若林泉という政策局長、そして櫻井チーフプロデューサー、山本敏彦チーフプロデューサーの幹部の皆さんとも会いまして、要望書を手渡すなど説明をして徳之島がいわゆる、その中継地点あったということを説明、島流しにあったときの中継地点にあい、そして悲しい愛加那との別れは物語になるということなども詳しく説明しております。

特に、牧野先生の友人である林真理子さん、そして脚本は中園ミホさんですが、どうしても3年弱の龍郷、滞在期間が潜居ですね、藩からの扶持米をもらって、いわゆる給料をもらって潜居してた、周りの人から歓迎もされていながら潜居して龍郷と、二度の久光の怒りに触れて牢獄に連れて行って船牢にも入れて、いわゆる沖永良部に島流しにしてくださいという命令を受けてあった1年と半年、71日間の徳之島では、どうしても重さが、西郷さんがかかわった重さが違うんですが、多くの偉人が明治維新にかかわった偉人たちが徳之島から、そして亀津学士村当時を構築いたしました私たちの先輩が西郷さんの影響を受けたということも必ずあると思います。ぜひこれを機会に議員ともども一生懸命誘致活動、また物語にでも入れてもらえないかということですね、これからも機会があったら訴えて行きたいと思います。

○2番（鶴野将光君）

もう質問がすることがないくらい答弁していただいたんですが、粘り強く質問していきたいと思います。

西郷と言いますと、非常に犬好きだったということで愛犬のツンを連れてくる上野の西郷象が余りに有名であります、その像を見まして、うちんやどん主はこげん人じゃなかつぶやいたとされる糸婦人とのひ孫にあたる方の講演を何年前に拝聴する機会がございまして、西郷隆夫さんという方ではありますが、その方いわく、西郷が犬好きだというのは、全くのうそでデマであるということでありました。しかしながら、我々がよく聞くのは、犬好きの西郷でありまして、その理由は運動不足、肥満解消のためであるとか、人間は裏切るが、犬は裏切らないから好きだとか、諸説ございしますが、ひ孫さんいわく全くのうそ、デマであると、しかし私が考えるに、もしかすると犬が嫌いだった時期も、好きな時期もあって、どちらも本当なのかもしれない、本当のところは確かめようもなく、声の大なるところに従うばかりでありまして、やはり私は西郷が犬好きであったという説を信じる者の一人でありまして、多くの日本人が西郷とって思い浮かべるのも当然に愛犬ツンを連れたあの姿であると思います。そして、あの上野の銅像は、もし西郷一人であれば、多くの国民にこれほど西郷としてフィーチャーされてはおらず、愛犬ツンとセットであるからこそ、そこに何か親しみが感じられ、西郷と言えば上野の西郷さんと誰もが思い浮かべるものであると私は思っております。

そういったことも踏まえまして、西郷は徳之島に3カ月弱滞在しておりましたが、当時も当然、徳之島では闘牛が行われておりました。当時はまさしく慰みであります。西郷は島の農民から相談事をされて役人にかかけ合ったりしていたとのことでありますので、当然、砂糖地獄の

さなかにあつて農民とともに慰みを楽しんでいたと考えるのがごく自然であり、さらにその闘牛の手綱をとって、闘牛と触れ合つたと考えても何ら違和感はありません。

そこで、徳之島のゆるキャラまぶる君、こういったものと西郷セットでアピールしていくのもおもしろいのかもしれません。そして、ここにパンフレット、冊子がございます。これは、奄美の議員、安田議員の父に当たる荘一郎兄が主催する奄美西郷塾が地元の企業から協力を得まして出版したものでありまして、そしてこちらが天城の先ほどもありましたけど、松村さんという方がまとめた冊子であります。このように民間の方もこのチャンスに向けて、機運を高めていっているわけでありますので、こういった方々とタックを組みながら取り組んでいただきたいと思っております。

そして、本町におきまして、西郷とゆかりのある土地といえば、先ほどもありました井之川であります。井之川には西郷が滞留した奥山家がございますが、それ以外に西郷とのかかわりというもの、なかなか見つけることができません。それで、これを機に先ほども出ましたが、西郷の面影に触れることができるようなものの整備、こういったものも進めて行くべきではないかと思いますが、西郷どん、これをどのように観光に生かして行くのかも含めてお答えいただきたいと、さっきお答え出たんですけど、いただきたいと思っております。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

今後の誘致なんですけど、受け入れ体制の充実を図るためソフト、ハードの両面にわたり3町上げて取り組んでいきたいと思っております。

今後は、県観光課、広域事務組合、観光連盟、議会、そして3町郷友会やら、あらゆる手段で西郷どんの誘致活動を一体となって進めていきます。

西郷どんにまつわる井之川の公園、周辺整備等を計画しております。また、観光連盟によるホームページの作成で西郷どんのPRを計画し、さらなる誘致に努めていきます。

今後の活性化については、先ほども言いましたように、西郷どんにまつわる周辺整備とあわせて朝潮太郎資料館、施設を計画していきます。また、井之川の集落を拠点とした西郷どんと朝潮太郎をコラボした集落散策ルートを作成して、さらに平成29年度には先ほども言いましたようにホームページの作成、また物産のホームページを作成し、地域の伝統文化等もアピールしながら来訪者に喜びを提供し、その利益を地域へ還元することとし、元気な井之川地区の地域づくり、また徳之島町の発展を目指していきたいと思っております。

○2番（鶴野将光君）

西郷どんはもう来年放送開始でありますので、スピード感をもって取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問にまいります。

世界自然遺産につきまして、今年の3月7日国内34カ所目、県内3カ所目の国立公園として奄美群島国立公園が誕生しましたが、これはもちろん世界遺産登録の前提として自然の質を損なわないように国内法での保護担保措置であります。そして、ことしの秋にもIUCNの現地調査があるとのことですが、まずはどういったことを調査されるのか、IUCNの調査事項と、そして、そこから遺産登録に至るまでのタイムスケジュールをお示してください。

○企画課長（住田和也君）

お答えいたします。

IUCNの調査項目につきましては、まだ明らかでございません。ただ、想定されることを答弁させていただきます。

世界自然遺産に登録されるためには、世界的に見て類まれな価値があり、次のような登録基準を満たしている必要があります。まず、自然景観また地形・地質、生態系、生物多様性、その中の生態系について生態系、動植物群集の進化や発達において、進化しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。

また、生物多様性については、学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値を持つ絶滅のおそれがある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、最も重要な自然の生息・生育地であることなどがありまして、奄美群島琉球の場合にはその生態系、生物多様性を満たしているかどうか調査項目になると思います。

次に、完全性の条件を備えていくこと。適切な面積を有し、自然本来の姿が維持されていること、次に、評価を長期的に維持する保護管理体制があること、これは、国の責任をもって管理できる国立公園など、法の法律や制度等に基づく保全措置が講じてられるかの3点が主な調査項目になるのではないかと考えております。

また、希少種に関する調査・研究や野猫や外来種植物などの外来種対策、希少動植物の盗掘、盗採への対応等について問われると想定しております。

登録までのスケジュールにつきましては、政府はことし2月1日、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録に向けユネスコに推薦書を提出しました。3月7日、登録の前提となっている法的、保護処置として奄美群島国立公園が誕生、6月1日の奄美群島12市町村の市長で構成する奄美群島世界自然遺産登録推進協議会において、環境省は国連教育科学文化機関ユネスコの諮問機関である国際自然保護連合IUCNの現地視察が9月～10月ぐらいになるとの見通しを示しました。今後、視察結果を踏まえIUCNから政府に指摘事項等を通告、その後、政府としての意見を示し、平成30年夏に開催される第42回世界自然遺産委員会で登録の可否が審査される見込みとなっております。

○2番（鶴野将光君）

未だにゴミの問題等傷口の深い問題がございますので、どうか切れ間のない対策を講じてい

っていただきたいと思います。

それでは、世界遺産登録と相なった場合、先行登録地の例を見ましても、当然のように国内観光客や訪日外国人観光客いわゆるインバウンドの急激な増加が予想されますが、本町におきましてどれほどの観光客増加を予想しておられるのか、そしてその場合、現在本町にある宿泊施設の受け入容量で対応していけるのかを伺います。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

国立公園指定世界遺産登録効果によって島の経済波及されることは期待されます。環境保全、観光交流振興、地域振興を目指し世界自然遺産登録という、こういうチャンスを生かし、地域活性化を図るため取り組みを行っています。また、議員の考えている構想があれば、事業にのせられるか対応していきます。

現在、長寿、子宝、闘牛を初め、生物多様性に恵まれた自然環境やさまざま集落行事、旧跡めぐりなどの体験をして、見て、住んで、定住したいという魅力のある徳之島をアピールし、事業を展開したいと思います。

先日、ゴールデンウィークでは、闘牛サミットが開催されました。国会、県会議員、市町村、それと闘牛連盟や3町の行政、大勢の方が出席いただき大成功裡に終了しました。この場を借りお礼申し上げます。

今回の闘牛サミットでは、各マスコミや海外からのウクライナのテレビクルーも撮影に入りました。ウクライナの番組ではロシア圏のおよそ3億人のエリアで放送されて、再放送でチューブを使って視聴できる環境にあります。平均視聴率が15%以上という再生回数があり、3,600万回を超える人気番組になっております。今後は、ネット環境の強化を図り、徳之島闘牛を世界へ発信し、来年から世界自然遺産とコラボして観光の目玉にします。夏のどんどん祭りは好評でありまして、闘牛パレードを昨年引き続き行います。なお、安全対策を徹底し、徳之島闘牛のパレード国内外に発信し、さらなる観光の目玉として推進します。

観光の受け入れ数としては、平成26年度には12万4,000人ということでございます。平成27年度には12万9,000人で、今後登録されますと現在の2倍という予想があります。ホテルの受け入れ体制としては、世界遺産登録となると現況を越えて宿泊できなくなることが予想されます。宿泊施設、観光客受け入れ体制が大きな課題になっていますが、国としての民泊規制緩和方向に進んでいます。現行法では、旅館業の簡易宿泊所として許可を取得していただくか、特区民泊を活用して許可をとる方法があります。民泊については、許可申請取得を推進し、民泊がふえれば多くの観光客が必然とふえることが予想されます。結果として地域社会の振興と活性化につながり効果は出てきます。民泊経営は、民間ベースで行っており、民泊に関し補助事業の役割が今後必然だと考えられます。民泊はあくまで住宅で家主居住型、ホームステイ型や

家主不在型という新しいビジネスが生まれてこようとしています。今後、事業者や宿泊者、近隣住民との3方がよしとなるような民泊経営ができるような行政もしっかりとして検討していきます。

○2番（鶴野将光君）

あの、課長の熱い思いはかなり伝わってくるんですけど、効率的な議会運営のために、できれば聞かれたことに答えていただきたいと思います。

次の質問にまいります。よろしいですか。（「休憩するか」と呼ぶ者あり）休憩。（「昼からやる」と呼ぶ者あり）いいですか。

○議長（福岡兵八郎君）

今のままで、今の質問の答えいきますか。もう次、新たな質問なら休憩しましょう。

○2番（鶴野将光君）

ああ、では休憩をお願いします。

○議長（福岡兵八郎君）

これで休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時30分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、鶴野将光議員の一般質問を許します。

○2番（鶴野将光君）

現在、この島で一番交流人口のふえる日、観光客がふえる日というのは闘牛シーズンでありまして、特に全闘大会の前日などは、なかなかホテルを確保することが難しい状況にあります。

その中で遺産登録となりますと、これまで闘牛の存在を知らなかった方や、ましてや、この島にこれまで全く興味もなかった方々も訪れてくるわけでありまして。そうなった場合、今まで以上に宿泊施設を確保することが困難になることは、火を見るより明らかでありますので、民泊をふやしていく取り組みとか、さらに現在使われなくなった学校施設がありますが、これを改造、改装して、観光需要の受け入れに対応していく、こういったことも考えていく検討をしていく段階にあると思われまして、どうでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

議員がおっしゃるとおりでございます。

現在ホテル、世界遺産登録になりますと、予想どおりいっぱいになると思います。今現在、

闘牛サミットの、今回得たんですけど、ホテルが足りなくて、いろんな民泊されてる方の御相談を得て、宿泊していただきました。

それに伴い、民泊をふやしていくということになりますけど、どうしても民間ベースで民泊の営業許可を取っていかないといけないというのがあります。

先ほども言いましたように、民泊がふえていくっていう中で、事業者、宿泊者、地域住民とのうまいぐあいな取り組みですか、経営ができるように、また行政のほうとしてもバックアップして、入り込み、客が自然に入れるような方向をまた検討していきたいと思います。

○2番（鶴野将光君）

学校施設の活用については、どうでしょうか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、学校施設で休校になっているところは下久志でございます。これにつきましても、廃校になりましたら、そういった活用も考えていきたいと。ただし、最初は教育の施設でございますので、教育分野のことも考えながら、そのほう、例えば再編が進んで、さらにふえた場合には、今言ったような宿泊施設、それから福祉施設、教室も含めていろいろと考えられると思います。

以上です。

○2番（鶴野将光君）

観光客が、この島に来たいんだけど、宿泊施設がなくて困ってしまうことがなるべくないように、そういった不便がなるべく小さく済むように知恵を出し合って、対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして、訪日外国人観光客について、恐らくその多くは英語圏、中国語圏、韓国語圏の方々だと思われていますが、それぞれに対応する特例通訳案内士の要請などはどのような状況にあるのか、お示してください。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

世界遺産に伴う観光客、また大河ドラマ「西郷どん」の効果により、L C C空港で奄美エリアに人気、今現在、上昇中でございます。それに、首都圏から続く関西からの日本人観光客、奄美出身者が最も多い関西圏からの行き来する需要に加えて、中国、韓国からのインバウンドが多く、今後なってくると思います。

今後、外国人観光客の来島を期待しています。その中、外国語看板の設置、パンフレットの作成、W i — F i 環境の整備、また観光客の買い物時のカード決済のできるような整備が急務だと思います。

その中、通訳ガイドに関しては、広域事務組合の中で行われていて、研修や育成カリキュラムが終了してしまっていて、徳之島では5名の登録が予定されています。奄美群島特例通訳案内士として、今後の観光振興に努めていただきたいと思いますともおります。

○2番（鶴野将光君）

英語以外につきましては、なかなかその言語に通じた人が少ないと思いますので、しかしせめて、英語に関しては通訳案内士の要請、確保は急務であると思っております。合わせて、通訳案内士5名ということではありますが、急増が見込まれるインバウンドに対応していくには、困難であることは目に見えておりますので、例えば徳之島高校や樟南第二高校で英会話にたけた生徒を通訳ボランティアとして活用できるとすれば、生徒たちにとりましてもネイティブな英語にじかに触れることで、さらに英会話力の上達につながるものだと考えておりますが、こういうことにつきまして、どのように考えるのかお答えください。

○地域営業課長（幸田智博君）

どうしても通訳士が不足すると思えます。今現状で、奄美市のほうでもそういう話を聞いていますが、学生の英語の使えるってということで、通訳士としては検定2級ということですが、それは担い手の育成という意味でも、やっぱり有効活用、また通訳士のサポート、そういうことに関して、次の通訳案内士として、ガイドとしてやらないといけないとは思っています。

それによって、外国人がまた徳之島へ訪れる、またリピーターになってくれるということで、学生のボランティアガイドというのは進めていくべきだと感じております。

○2番（鶴野将光君）

生徒たちの英会話力の上達、外国の方たちとじかに触れあうことで、気おくれ、物おじしない積極性の情勢、そして職業訓練、さらにはインバウンド対応と、一石三鳥、四鳥にもなっていくものだと思いますので、どうぞよろしく検討のほどお願いします。

次に、現在、奄美群島の観光誘客において、奄美大島のひとり勝ちであるといっても過言ではありません。徳之島以南、南三島においては、いかにこのチャンスの恩恵にあずかるのか、観光増加の波及効果をつかみ取るのか、という点について、質問をしてみたいと思います。

今回、自然遺産登録ということに確実になっていくものだと思いますが、この登録地たる特別保護地区、第1種特別地域は、井之川岳、天城岳、犬田布岳など、当たり前ではありますが、山です。山そのものであります。これは誤解を恐れずに言いますと、観光地足りえるものではありません。むしろ当然のごとく保護地区でありますので、観光前提にはしておりません。そして、これと同じことは奄美大島にも言えるわけではありますが、しかし例えば、奄美大島には、マングローブ原生林があります。そこでカヌー体験をしたり干潟に上陸したりと、みずから冒険者になったような感覚を味わうことができますし、また金作原原生林では、太古を思

わせる自然の中でさまざまな動植物を発見し、現代と太古の時空のはざまをさまようタイムトラベラーのような体験をすることができます。

しかし、この徳之島を見た場合、どうでしょうか。もちろん、海はきれいでありますが、しかしそれは、奄美群島全てに共通するものでありまして、この島だけが持つ特別な魅力ではありません。山で言えば轟木から山にかけて、山の中腹にある山くびり線、夜ここに行けば、かなりの確率でクロウサギに遭遇することができるのとことではありますが、そういったところに観光客が昼となく夜となく行ってしまいますと、もうそこはクロウサギの住める環境ではなくなってしまう可能性もあります。

それでは、この島の何をもって世界遺産を感じてもらうのか、何をもってこの島の目玉として、観光産業を牽引していくのか、どのようにして、この世界遺産における恩恵を享受していただけるのかと考えた場合、率直に申しますと、私はたとえ世界遺産といえども、この島だけの魅力では観光客を呼びうるカードが余りに少ないと考えております。

先ほども述べましたが、奄美大島のひとり勝ちとも言える観光客誘客におきまして、奄美大島まで来てそのまま帰ってしまう方々を、どう群島全体、南三島へと足を延ばしていただけるのかということが大事なことでありまして、それにはこの南三島それぞれが、その島にしかないもの、その島でしか体験できないものをお互い補完していく。例えば、与論島の百合ガ浜や与論献奉は、そこにしかない自然と、そこでしか体験できない非常にユニークでいて恐ろしい文化であります。

徳之島では言わずもがなではありますが、闘牛、これもただ観戦するだけではなく、実際に応援団として手舞いなどにも参加できるようにしていく。また、一晩中踊り続ける井之川浜下り、こういったものにも観光客が実際に参加し、体験していただけるようにしていく。もちろん、永良部にも探せば何かあると思いますが、一つ一つの島では足りない魅力をそれぞれ補完していき、奄美群島一つとして、いわば大奄美としてアピールしていけば、この地域としての魅力の拡大にもつながっていくものだと考えておりますが、行政当局としては、この世界遺産という大チャンス、これを決してもてあますことなく、どのようにしてこの島をアピールしていくのか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

鶴野議員が今おっしゃったことは当然だと、今、危機感を感じ、そしてまた、徳之島と奄美を比べた場合の温度差等を、今感じているところです。それで、特異的な観光を構築していくためにどうしたらいいか。やはり体験型のツアーを組むのが一番いいのかなと、今思っております。

その中で、井之川のその浜下りでありますとか、そして漁なくさみでありますとか、そして

また、食事等については、生活研グループや食の改善グループ等を利用して、婦人部との懇親を深めながらバーベキュー大会を開くとか、その中で闘牛大会があると、全て視覚と肌で感じる観光をやってみたらどうかなというふうに感じているところであります。

それも南三島、もしかしたら同じような体験型コースをつくるかもしれませんが、人間の人格でありますとか、会話でありますとか、おもてなしというのは、必ずや各島の個性が出るものだというふうに考えております。今後、議会の皆様からも知恵をいただきながら、今現状は、JAC等の話はしてるんですが、ツアー客が来ても、私たちはいつ来て、いつ帰るかも知らない情報ですので、情報の共有を図りながら、年代層を絞って、全町で取り組むべきものだと感じているところです。

○2番（鶴野将光君）

ありがとうございます。

世界遺産登録直後、これは観光ボーナス期といいますか、必ずブームが訪れてまいります。しかし、そのブームに踊らされて、熱病的にいけいけどんどの積極政策、積極施策、これにはまり込み、負のレガシーを生み出さないようにしながらも、その上で観光需要に過不足なく対応していくバランス感覚を確実に持ち続けることが大事であると思います。

2018年は「西郷どん」、世界遺産登録、2020年は鹿児島国体でのトライアスロン競技の徳之島開催、今まさに、確実に追い風が吹いておりますので、ぜひみなんで力を合わせて、このチャンスをつかみ取ってまいりましょう。

次の質問にまいります。

子育て支援につきまして。0歳児の予防接種スケジュールについて、問います。

0歳児が1歳になるまでに受けなければならない予防接種は、5種類ほどあります。その中で、4種混合ワクチン、これは毎月5日間しか接種期間がありません。もしその期間に、乳児が風邪を引いたり、体調が悪いとなりますと、その期間に注射ができませんので、次の月まで待たなければならないこととなります。また、その次の月も、その期間内に乳児が病気をもらってきてしまい、予防接種ができないとなりますと、ほかの予防接種も含めて、どんどんその期間が詰まってきたり、乳児にも負担が大きくなり、保護者も時間の都合がつかなくなってしまう現状があるとのことであります。

そこで調べましたところ、4種混合ワクチンについて、月5日間の接種期間以外にも、保健センターに相談すれば対応していただけるとのことでありましたが、そのことを知らない親御さんがとても多いとのことであります。そこで、4種混合ワクチンはなぜ、月に5日間という期間に絞られているのかを伺います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

先ほど鶴野議員おっしゃられたとおり、5種類、0歳児で受けるのが5種類、13回ございます。その中に4種混合ワクチンも入っております。

亀津に、徳之島全体で医療機関が集中しており、伊仙町、天城町からも受けに来るお子さんがいらっしゃるということです。そのいろんな、0歳児で受けるワクチンとの間違いを防ぐため、過誤と言いますが、過誤を防ぐために期間を設けているということです。

ワクチンは、高齢者のワクチンやらインフルエンザワクチンやら、いろんな年代層にまたがるワクチンを病院側は打っております。そこで、そのワクチンとの間違いがないように、医療機関からの要望があって、医療機関と3町、保健センターですけど、話し合いをされたみたいです。そういうことで、1番はこのほかのワクチンとの過誤がないようにということで、その期間は4種混合ワクチンを受けてください、ということになっております。

○2番（鶴野将光君）

Uターンして島へ戻ってこられた方から聞いたところによりますと、都会においては4種混合ワクチンについても接種期間は設けられておらずに、毎日受け付けておるとのことです。私はこの離島と本土との間には、確実に医療格差というものが存在すると考えておりますが、こういったところから行政が医療格差を是正していくことが安心、安全、暮らしやすさに少しずつでも近づいていくことになりまして、直接的に乳児とその親御さんとの身体的、精神的負担の軽減にもつながっていくものであると思いますので、この4種混合ワクチンにつきまして、毎日接種できるように、あるいは、今よりも期間を広げて接種できるようにしていくべきだと思いますが、町長はどうでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

病気への予防については、力を入れないといけないと、ならない体をつくるためにも、しっかりと力を入れます。

今、毎日受け付けができるのかどうか等については、医療機関等の意見を聞きながら、極力できるだけの努力をして、予防の接種については対応するようになりたいというふうに思います。

○2番（鶴野将光君）

いま、町長から前向きな答弁をいただきましたので、そこら辺はそんなくしていただきまして、課長、よろしく申し上げます。よろしく。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

病気等、親御さんの仕事の都合等で受けれなくて延びた場合、保健センターで個々に対応しまして、受けれるような期間を個別に設定して伝えておるとのことですが、まだそういったことを知らない親御さんがいるということで、これからももっと周知していきたいと思います。以上です。

○2番（鶴野将光君）

よろしく申し上げます。

最後になりますが、昨年末、私はダイエットに成功いたしまして、若返ったねとの声を多くいただいていた次第ではありますが、実は、痩せたことで困ったことが一つだけございまして、今まで着ていたスーツが全部ぶかぶかで、一昔前の成人式のような、一世風靡セピアのような着こなしになってしまいました。

そこで、鹿児島出張の際に山形屋に行きまして、2着で2万9,800円のスーツを購入してまいりました。しかし、後悔先に立たずと申しますか、太る暇もない議員生活ではありながら、何やらいつの間にかもとに戻ってしまいました。今では、そのスーツに袖を通すことができなくなってしまうまして、反比例して身軽になったのは、私の財布だけでありましたが、しかし、これはあくまで自己責任でありまして、私自身の責任において、私にとって決して軽い2万9,800円、この重みに反省すればいいだけのことであります。

しかし、これが事、行政においては、その財布は住民の皆様からお預かりした税金、血税であり、そのツケは、町民の皆様、次世代を担う子供たちに回してしまうこととなりますので、後悔先に立たずという状況は決してあってはならないことであります。

この徳之島町議会において、皆様行政当局と我々議員が議論、検証をしながらともに、この徳之島町の発展に努めていかなければならないとの一念を述べさせていただき、私の一般質問を締めくくらせていただきます。

○議長（福岡兵八郎君）

次に、是枝孝太郎議員の一般質問を許します。

○10番（是枝孝太郎君）

こんにちは。

昼間のちょっと気だるい時間帯ですけれども、お耳を拝借いたしまして、質問等に移りたいと思います。

平成29年6月定例会におきまして、10番議員の是枝が通告の3項目について、質問します。執行部並びに主管課長の的確で明快なる答弁を求めます。

初めに、平成29年5月18日、与論町におきまして第60回奄美群島市町村議員大会が開催され、各市町村ごとに議題が提出されました。今、感じるに、今後奄美群島の島々の将来に対し、すばらしいビジョンを描くことが政治家としての務めであり、また奄美群島振興開発特別措置法の水準を高め、そして地域主体の計画実施が今後の課題であると思います。

一人一人の奄美群島の議員が、奄振に今、一番目を向けていかなければならないと、私は感じます。そこにおいて、1項目めについて、質問します。

奄振について。1、徳之島町として奄美振興事業における予算申請、要望は各課として行っ

ているのか、伺います。

○企画課長（住田和也君）

お答えいたします。

平成26年の奄美群島振興開発特別措置法の改正により、奄美群島振興交付金が創設され、奄美群島12市町村が策定した奄美群島戦略ビジョンの実現を推進しているところでございます。

徳之島町からの平成29年度の事業といたしましては、サンゴ礁の保全対策事業、水産物流通支援実証、農業創出緊急支援事業としての研修用ハウス、及びグラジオラス等の新品種の実証、ふるさと留学支援事業、徳之島ネコ対策事業を申請しております。

また、平成30年度の事業といたしまして、サンゴ礁保全対策事業、水産物流通支援実証、農業創出緊急支援事業として営農ハウスの整備等、防災拠点整備事業といたしまして、公民館のバリアフリー化、ふるさと留学支援、徳之島ネコ対策事業等を申請しているところでございます。

○10番（是枝孝太郎君）

課長に伺います。

各課として、どのようなシステムで事業の助成金の情報収集を速やかに行っているのか、各課として、どういうふうにして事業申請をしているのか、伺います。

○企画課長（住田和也君）

奄振の公共事業につきましては、各課それぞれ申請しております。ソフト事業につきましては、毎年2月ごろ、奄美群島広域事務組合から申請が参りますので、企画のほうから各課へ通知して、事業を収集して広域事務組合のほうへ提出しております。

○10番（是枝孝太郎君）

それは、奄美戦略ビジョンは、直接、広域事務組合のほうから要請があつて、提出するという形ですけれども、奄振はそれだけでは終わりませんので、公共的なのが高いこともありますので、各課どういうふうにして考えているのか。本当に情報収集して、それを申請として上げているのかというの、今の時代問われてくるんですよ。何のための課なのか、何のために役場に来て働いているのか。

徳之島町として、他町に負けないような情報収集して、そしてあらゆる助成金を国や県、またはあらゆるところから、各省から申請を上げ、そして助成金をいただってくる。いただくという言葉が、不適切かも知れませんが、そういったことを真剣に考えていかないと、私たちは徳之島町として、どれぐらいのレベルで他町に負けないぐらいの考え方、そしてそのプロセスの中でどうやって積み上げてきて、国や県から助成をいただくのかというの、考えていかないと、なかなかほかと差をつけるためには、難しいんじゃないかなと思います。

各課には伺いませんけど、真剣にある程度の情報収集なり、奄振だけには限らないですけど

も、情報収集して、そして積極的に助成金を取るという形をしていただきたいと思います。各課単独で公共工事とか、戦略ビジョンは企画課をとおして、いろいろあるはずですので、各課助成金の、やっぱり獲得は力を入れていただかないと、徳之島町がより一層すばらしいものになっていけないんじゃないかなと思います。各課の課長の、本当、事務屋としてのプロフェッショナル、そして誇りを持っていただきたいと思います。

次に行きます。（２）奄振について各市町村それぞれ要望しているが、まだまだ徳之島3町及び沖永良部2町、また与論町の奄振による事業展開と予算措置が実感として見えない。そこで南三島の連携をより一層深く強くするために、仮名称で、南三島奄振戦略会議の創設と、奄振における強い地位確立のために、創設検討委員会の設置を要望するが、見解をわかる範囲で伺いたいと思います。

○企画課長（住田和也君）

奄美群島12市町村は、平成25年2月に奄美群島成長戦略ビジョンを策定し、産業振興、人材育成施策の展開を図っているところでございます。奄美群島においては、このビジョンを実現するために、奄美群島成長戦略交付金を活用しており、ビジョンの中に、各島の戦略を反映することが重要となります。現在、次期奄振法改正法を見据え、このビジョンを改定するために、各島々において分科会、重点分野の農業、観光交流、情報プラス文化、定住に係る民間委員を含む開催をすべく、広域事務組合において調整を、現在進めているところでございます。

現ビジョンにおきましても、徳之島、沖永良部島、与論島、各島々の戦略が盛り込まれておりますが、改定時においても、さらに各島の戦略を反映すべく、企画を検討することが重要だと考えております。

そして、各島の戦略を12市町村の企画担当課長等で構成されている広域幹事会、そして12市町村の市長、議長で構成されている広域議会に提出し、ビジョンに反映するよう努めることが重要だと思います。

現状は、このようなビジョン策定に関する仕組みとなっておりますが、議員御指摘の南三島での新たな組織づくりにつきましては、他の自治体や島において、奄振をどう総括しているかなど、意向等も踏まえる必要があると思われまます。

○10番（是枝孝太郎君）

広域事務組合第1回定例会が平成29年2月28日、開かれております。その中で、前回も言いましたけど、その中で奄美大島総合戦略推進本部という名称がありまして、その中に奄美市企画調整課というところが中心になりまして、奄美市長、大和村長、宇検村長、瀬戸内町長、龍郷町長が、一つに交わって奄美大島本島の話し合いを、多分しているわけです。

それをわかっているのにもかかわらず、南三島は蚊帳の外。それをどういうふうにして今後、展開していくかが、この戦略会議の組織づくり、そしてまたは、それ用につなげるための検討

委員会をつくって、戦略会議の組織、南三島の組織づくりをしたら、より一層、奄振に対応できる団体になれるんじゃないかなと思うんですけども、町長の御見解を伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

確かに、議員がおっしゃられるその指摘については、他市町村の議員の皆様からも多く寄せられています。ただ、制度がいいのか悪いのかではなくて、その制度を利用する人が、どういう理念で動くかが、今は重点的に取り組むべきだと思います。

具体的に言えば、その5島で出す補助、同じような補助申請があるんです。その時の作文があるわけですね。作文によっては、補助の対象になる。同じ事業であっても。書き方によって補助の対象になるとかっていう、微妙なところがあるように思われます。

その情報が、南三島、そして喜界島を含めて、全て伝わっているかという、決してそうではない。じゃあそれは何に原因があるかっていうと、私どもの行政側の、やはり努力と勉強というものもしっかりとしなければいけないと、まずそこから解決しなければいけないというふうに考えております。

だからこそ、広域連合には先だってから出向出しているのは、その意味でありますし、離島振興課にも、徳之島町の役場の職員を派遣しているのも、そういうわけであります。補助金の取り方の作文というものは、非常に今後は重要になってくるだろうと思われるので、出向を出しています。そして、帰ってきた時には、そのノウハウを生かして、補助金が極力取れるように、役場のほうでも努力していかなければいけないというふうに考えております。

南三島の奄振戦略会議については、これは奄振予算ではないので、恐らく単独の事業になるかというふうに思います。まだ、私はその段階にはないのではないかなと。会議はつくった方がいいが、提案が余り上がってこない。結果的には普通の提案になってしまう可能性が、今はあると思います。だからこそ、島々の特徴を生かした、その提案をすとなれば、まず私たちから積極的に先進的なアイデアを出していくべき時期じゃないかなというふうに思います。

そこで、今回の奄振事業の改定に伴い、今の5年間が終わった後の延長の5年間があります。これ、10年間で振興法というのは動いて、大体動いておりますから、5年ごとに切りかえにはなっておりますが、最初の5年ですから、次の5年までは何とか延長になると、私は期待しております。

しかしながら、次の10年が取れるかどうか、今後の5年にかかっているわけです。国交省の話をお聞きすると、奄振予算はいつまでもあるとは思わないでください。奄振予算につけて、奄美らしさの事業が成功事例が幾つつくれているんだという結果責任が、次の10年の奄振の延長につながるということで、少し叱咤激励をされているという状況でございます。

そこで、県や国の奄振の成長戦略会議における交付金要綱というのがありますが、それは県も国も大体一緒です。申請するのは県知事なのか国務大臣なのかという違いはありますが。

その中に、私たちが徳之島町として、やりたい事業を盛り込んでいくというのが、今後は重要かと思いますが、その盛り込んでいくという意見が通るか通らないか、そこはしっかりと干涉をして、意見を申し述べていきたいというふうに思います。

今後は、奄振事業については、人が大事であるということですので、それぞれが研さんを積んで経験を積んで、肌身で補助事業を取りにいくということをやっていきたいというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

まずは拙速になるかもわからないですけども、奄振事業に関しての徳之島町がある程度、発起人になって、徳之島三町、和泊町、知名町、その検討委員会くらいは、例えば組織執行部、議会代表、主管課長代表、その等々で検討委員会、話し合いぐらいは、1回、南三島でもって、これから奄振に対してどうやって対応していくのかっていう考えは、少しはやるべきじゃないかなと。するより、したほうがいいわけですから、情報交換、情報収集する過程において、そのところを少し検討課題として、検討組織を、その話し合いの会合を持つという考えを抱いてはどうでしょうかと思うんですけど、それについて伺います。

○町長（高岡秀規君）

奄美の奄振の協議会というのが奄美大島である時に、議員が指摘のように、その5町村で、その会議が30分組まれていました。その間、私たちは休憩だったわけですよ。だから、その間を利用して南三島の意見交換会というのをしようじゃないかと提案はできると思います。

そして、それを待たずして、ICTにちょっと戻りますが、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、南大隅町、私はロボットを持って行って、それぞれの町長に、私はデモンストレーションしました。それは連携が取れないかっていうことですね、教育の。そこで、子供たちの交流であったり、交流することによって、Uターン、Iターンの確率がふえてくるということです。そういった独自の連携のやり方もありますので、まずは成功例をつくらないと、ああ、ついてこないということも人間としてあるわけです。

だから行政は、あくまでも人格を持っていますから、そこはしっかりと構築していきたいというふうに思っておりますし、次回の成長戦略の要綱には、あらゆる事業、何でもかんでもって言うわけじゃないんですが、奄美らしさの事業を取り入れられるように、過疎債と連動できるように、文言を少し意見を申し述べていきたいというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

それではよろしく、町長、お願いしたいと思います。担当課長も、真剣に、南三島の企画課長との情報交換をしながら、徳之島のビジョンを描いて行っていただきたいと思います。

次に移ります。また次もちょっと難題ですけども、よろしく申し上げます。

鹿児島県離島振興課が、奄振に基づく振興開発計画及びその実施の総合調整に関する事業計

画及び予算管理、交付金の配分等にかかわる業務を、12市町村における事務組合に業務移譲するための検討会設置を要望するが、そのことに関して見解を伺いたと思います。

○企画課長（住田和也君）

奄美群島振興開発計画は、奄美群島振興開発特別法に基づいて策定されているものであり、同法において、その策定主体は鹿児島県と位置づけられております。

現在、次期奄振法改正を見据え、奄美群島広域事務組合が事務局となり、奄美群島成長戦略ビジョンの改定作業が始まろうとしております。次期奄振計画においても、地元市町村がみずから描いた将来像である奄美群島成長戦略ビジョンを反映させるべく、地元での議論が活発化していくことが見込まれます。

奄美群島振興開発事業は、地元市町村事業と合わせて、国直轄事業や県事業があり、これら市町村事業以外の事業も踏まえた全体的な視点から、鹿児島県において振興開発計画が策定されているものと考えております。

予算につきましては、奄美群島成長戦略推進交付金を活用して実施する、非公共事業の申請に当たりましては、奄美群島広域事務組合が、群島全体の要望を取りまとめ、国や県とのヒアリングに挑まれております。そのような事も踏まえて、検討会の設置については考えていくべきではないかと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

奄振にかかわることが鹿児島県の離島振興課の中に、奄振係というところがありまして、そこが一括して業務を行っているわけですから、その業務を一括して行う内容としては、奄美振興開発計画及びその実施の総合調整と書いてあるわけですので、それを広域事務組合の中で、新たに組織づくりをして、直接そこに奄振の法律をかぶせて、そして国や国土交通省、総務省でもいい、そして県からの出向を呼んで、その中で、あらゆる奄振にかかわる事業計画を策定したらどうかというふうに考えてますけど、将来的にそういうことができるのか、伺いたと思います。

○町長（高岡秀規君）

議員のおっしゃることは、一理も二理もありますし、非常によくわかります。しかし、今考えるべきは、制度、システムではなくて人の問題が一番大事であろうというふうに考えております。今後新しい知恵を出しながらしっかりと補助事業を構築し、地域振興に生かすというところが今は大事です。それで当然広域連合も一生懸命仕事をしているわけですよ。ただ人間の性格が仕事の割り振りとか人に対しての言葉遣いが変わりますので、例えば補助事業を申請をしてこれがあるからだめだと言われた場合、断られたと思うか、だめなものをじゃあこういふふうに変えて出せば通るものなのかっていう判断は性格なんです。だからその性格をどうやって築くかという経験しかないと思います。そこは精神的な強さ、やさしさ、そしてまた

自分のお金じゃないからすぐ諦めて町の単独で簡単に走るのではなくて、やっぱり公金ですから極力2分の1でも補助事業をもらって、そして自己負担を町が組んでやるというそのハンダグリー精神というのは私は必要だろうというふうに思います。そこでしっかりとふるさと納税でありますとか、絶対にやらなければいけないことはふるさと納税等で対応はできますが、しっかりと補助事業をとるといふ人的なものの考え方、理念、そして能力っていうものを高めないと、結果的に子や孫の世代になったときには、何と申しますか、経済が落ち込んだときに立ち上がる力がなくなるということですから、今力をつくるべき時期に来ているなど今感じているところです。

○10番（是枝孝太郎君）

何でそういうふうなことを考えるかっていったら、県の組織の中で、例えば徳之島町のすみずみのあり方、また国に関してもあり方自体はわかるわけではありません。それをどうやって構築するかがやっぱり広域事務組合に国や県からの執行をいただいて文書的なノウハウを教えていただいて、そして現実的に各島々にあった事業をどうやって展開するかっていうのは各市町村から執行へ行っている方々の考えでありますから、奄振は独自性、独創性を島々で予算をとって、そしてそれを利用していくというのが本当の考え方であると思います。国や県から決まったような感じでやられるよりは奄美群島広域事務組合の中で奄振を直接利用して、それを市町村の独自性・独創性の事業を展開していくというのが現の姿だと思います。いつまでも国や県の考え方に寄り添うんじゃないけども、ある程度の市町村も能力をつけて、そして予算をいただくような、事業計画ができるような方向のほうがこれからはいろんな形でビジョンを描けるのではないかなと思いますけども。話の流れは類似してますけど、もう一回町長の答弁を伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

国や県の考えが固いついていうのではなくて、実は国や県は市町村の意見を酌み取らなければいけないということがありますから。実は国の国交省ともいろいろ話すんですが、要項にはうたっていないけれども読み取れる方法があるっていうことを気づかないといけないということです。だから誰がこの補助事業にあうかあわないかを誰がジャッジするのか、広域がジャッジするのか、県がジャッジするかによってそのジャッジの人間が人格を持っていいふうに酌み上げてあげるとするんであれば、文言を変えてでもその補助事業をとろうとするやもしれません。だからこそその文言っていうものをしっかりと役場サイドで、人間が読みますから、その要項に書いていなくても読み取れるように作文を書いていくということが今後は重要になってきます。今の教育に例え話で申しますと、雇用における人材育成というふうに文言に書けば子供の教育は入っていないという発想になってしまうわけですね。そこを子供はいつか雇用ですから、だから定住促進やIターンに子供たちがいつかは帰ってくるように今ICTの教育をする

んですよというものの書き方でありますとか、それが本当になるかならないかは別ですが、今後はさらに人間の能力というものが今後の事業に影響するというふうに考えておりますので、人材育成と、そして我々が、僕も含めて努力をして、人格、人間性を磨いていかなければいけないというふうに感じているところです。

○10番（是枝孝太郎君）

もう一度僕はお願いがあるんですけど、広域事務組合である程度の国からの国土交通省から一括してそこにいろいろな権限を与えるという組織づくりはしていかないと、いつまでたっても県を仲介人にしたってしょうがありませんので、そこはやっぱり自立を目指す奄振法ですので、そのこのところを訴えていく心構えがあるのか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

実は制度を変えなくても、言えば人によって変わる可能性がある。例えばこれは議場で言っているのかわからない、僕も実は今後要望していこうということなんですが、広域連合で今職員は大体奄美の人が来てますが、そこを総務省とか国交省から執行組を仮に広域連合に入れたら当然国ですから、県はこっちに気を使いますから直接市町村の意見が国に汲み取られるというのはシステム上は県を通さないといけないですが、人によって変わるということなんですよね。だからそういったものは我々が知恵を出しながらみんなが、12市町村がイエスと言えるような仕組みづくりを我々が考えていかなければいけないかなというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

高岡町長には広域事務組合の将来的に組長になっていただいて、そういった組織づくりをしていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。農業振興について。サトウキビ1トン当たりの単価の値上げ要望を12市町村、種子島との連携で国、県に対する要望について実効的な行動が必要だと思うが、見解を伺います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現在、価格等の陳情組織としてはサトウキビ価格に関する協議、要請、陳情等を行う団体として、事務局があまみ農協本所にある奄美群島さとうきび価格対策協議会があります。

構成会員といたしましては、市町村長、議会議長、JAあまみ事業本部統括理事、各町農業委員会会長、各糖業振興会会長などとなっております。その中で県や国への窓口として活動を現在行っております。

要請活動といたしまして、種子島と連携をしまして、平成28年度におきましては8月、12月に農林水産省への個別要請活動や意見交換会の実施、あわせて県の選出国會議員への個別要請も行っております。

近年社会情勢の変化、それから作業体系ですね、そして農業資材の価格上昇などにより農家所得が減少しているという中で、キビ価格の引き上げに対する取り組みが必要な時期に来ているとは考えております。今後、奄美群島さとうきび価格対策協議会等々で議論を重ねて、さらに生産者、それからJA等と一丸となった要請活動に発展するような取り組みを今後していきたいと考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

課長、ありがとうございます。もうその言葉だけで農家の方が大喜びしているはずですので、今後とも対応していただきまして、国の考えとしては、町長よく陳情していますので国の考えは厳しいかもわかりませんが、どういうふうな考えをしてるのか、もう率直にお願いしたいと思います。そこで農家も変わってくる可能性もありますので。

○町長（高岡秀規君）

ここで言うこと、まあ僕の個人的な意見ですが、農林水産省というものはやっぱり農家の意見を聞こう、地域の意見を聞こうっていうのが強くて、何とかしてあげようという気持ちがあるように思います、要望してです。しかし財務省は財政を握っていますから、なかなかそこを納得させるには理論武装がいる。その理論っていうものがサトウキビの交付金についてはまだまだ財務省には勝てない状況に今はある。だからハードルは高いと私は思っていますから、交付金の増、そしてまた今後の機械設備についての補助事業をしっかりと構築するということであれば、少し視点を変えて要望をしなければいけないというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

その視点とはどういうふうな、具体的な考えをちょっとお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

なるかならないかはわかりませんが、サトウキビの作物で考えると今の単価が30年例えば変わってなくても財務省に交付金が上げるべきじゃないかという理論がありますよね、数値が。しかしながらコストはあまり上がっていないと。人件費は見られてない、それは関係ない。畑に1年中いますかと。サトウキビはある程度畑に行く時間はほかの作物についても日数的に少ないでしょと。その間に皆さんはほかのものをつくれるじゃないかっていう理論をされたときにどうやって返すかということですよ。だから作物に限定されるとなかなか交付金補助事業がとれないかもしれませんが、今2025年には東京では農地がなくなる可能性があるというのが今国が心配しているところでもあります。しかしながら我が徳之島町は奄美の中でも7,000町歩という農地があるということと、あと休耕地が少ない、担い手がいる、それは農地保全という部分で島の農家を守るべきということなんですね。ということは作物じゃないわけですよ。だからその農家を支援するべきっていうところに何が必要かっていうことですよ。だからそこ

は、今後は私はまだ理論は組み立てておりませんが、意見交換の中ではサトウキビ、また畜産、馬鈴薯等の機械の更新についての要望というものをどうやってすればいいのかっていうのが今後の課題になってくると思いますので、しっかりと将来見据えて町が何をしなければいけないかを一步一步進めていく所存であります。

○10番（是枝孝太郎君）

すばらしい最前線の情報をいただきまして、心から本当感謝しております。そこまでやっぱしある程度の、まあ国がどう考えてるのか、財務省とどうやってやり合っていくのかっていうのが本当の助成金のどうやってとるかっていうのが1つの答えになっていくはずですので、私たち徳之島町の課長並びに職員は今の考えを共有しながらやっぱり前向きに助成金の獲得を目指していかなければならないのかなと思っております。

それでは、次に移りたいと思います。（2）1年間を通した農作物の管理作業の組織づくりについて伺います。また農家に対する農機具の助成金の拡大について伺います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

管理作業受託組織の設立につきましては、毎月徳之島さとうきび生産対策本部の定例会において議論を重ねております。サトウキビ生産農家においては、管理作業が収穫と春植えの植えつけ時期が重なります。繁忙時期が例年1月～3月になるわけですが、この期間は受託作業を行っていた営農集団においても管理作業受託を適宜に行うことが非常に困難な面があります。そのことが反収低下の1つの要因ではないかと考えております。そこで、町糖業部会において昨年11月にトラクターや管理作業機を保有する畜産農家と連携が図れないかとのことで、繁忙期間を対象にして受託作業等の応援をいただけないかということでアンケート調査を実施しました。ほとんどの畜産農家が牛の世話があるということで、受託作業は困難という結果でありました。

現在、さとうきび生産対策本部におきましては具体的な取り組み及び方向性について、議論の中では基本的には各町3つの地区に分けて3組織の管理受託組織が設立できないか、本町においては北部地区、中部地区、南部地区とこういった組織ができないか、また組織の中に専門グループとして株ぞろえのグループ、それから畝立てのグループ、中耕作業グループを設けて生産農家の希望に沿える形ができないかというような議論を今現在重ねているところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

東課長には御尽力いただきまして、もうそういう段階までやってきているとは知りませんでした。積極的に管理作業に関しての事業を展開していただきたいと思います。

それでは、農機具に関してのことを伺います。今後どういうふうな状況でも、例を挙げればハーベスタ組合も入れかえ時期に来ているはずですが、耐久性ももうそんなにない状況で、そういった農機具に関しての農林水産課の具体的な考えをちょっと伺いたと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

農機具の助成につきましては、現在サトウキビ収穫作業に関する機械導入が可能な国庫のリース事業でございます。さとうきび農業機械等リース支援事業、10分の6の助成ですけれども、これとトラクターのアタッチメントの購入助成や耐用年数を超えたハーベスタの修理費用助成を行う県単事業、さとうきび増産強化対策事業、3分の1の助成があります。また町の事業では購入金額の10万円を上限とした作業機械の購入の助成、これにつきましては農家を5戸対象にした事業として今あります。この中に今ハーベスタの耐用年数、トラクターもあわせて7年の耐用年数ということなんですけれども、現在国としては更新という形では認めてないんですけれども、新たな組合を設立した上でハーベスタを再度導入すると、今既存で持っているのはまた譲ったりとか、そういう形で今更新という言葉は使いたくないんですけれども、そういうふうなことで今導入をしているところです。もう非常に主に利用されてるのが国庫リース事業、支援上はです。これにおいてハーベスタの新しい営農の集団ができてるとというのが今現状でございます。

○10番（是枝孝太郎君）

入れかえとかそういった言葉は国に対しては非常に心地よくないとは思いますが、ある程度そういった助成制度が国や農林水産省でそういったものがあれば導入していただきたいと思えます。やっぱり要望も大事ですので、機械の入れかえはやっぱり必要ですので、減価償却はもうずっと毎年続いてあともう使い道もない状態にまで追い込まれたらサトウキビに関して非常に打撃を受けますので、そういった助成金があったら入れかえ導入もしていただきたいと思えます。

もう1つ、輸送組合に関しても輸送組合の中でサトウキビをつくられている、何町歩とつくられてる方々もいますので、輸送組合に対しての助成制度、率直にトラックとか、運搬車のトラックとかの助成をできる可能性は国とやり取りしてもらえないのかなということですが、ちょっとそこを伺いたしたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現在のサトウキビの輸送組合等への助成ができないか、国への要請ができないかということなんですけど、現在島における輸送組合というのは3町統一した組合になっていまして、さとうきび生産対策本部というのがあるんですけれども、その中の構成の会員としてその輸送組合も

入っております。

今議員がおっしゃった国への要望、そういう助成金としてトラックの輸送のための購入費とかいろいろな補助的なものがあると思います。そういうとこの予算づけにつきましては、生産対策本部の中で輸送組合のメンバーもおられますので1つの議題として取り上げて、また今後国への要望等ができないか検討させていただきたいと思います。

○10番（是枝孝太郎君）

東課長、よろしくお願いします。

それともう1つ、今非常に、昔岡元総務課長時代に、農林水産課時代にミニトラクターというのがあるんですけども、これが本当に利便性が高く非常に使いやすい。そのミニトラクターに関しての町独自の単独で事業展開ができないか、東課長に伺いたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

先ほども町の助成金につきましてはお話ししましたが、現在農林水産課で行っている事業につきましては上限10万円という形での事業になっておりますけども、ミニトラクター、小型トラクターですね、いろいろ管理作業期においては非常に強力な力を発揮するんですけども、その中でどうしても価格等面からいきますと非常に高価なものですので、もし町単独で助成をすればまた財務のほうとも検討した上で、いろいろその事業についての中身をまた検討させていただきたいと思います。

○10番（是枝孝太郎君）

真剣に検討材料として、していただきたいと思います。3分の1助成でもよろしいですので。前は2分の1助成で160万の80万町が助成をしていましたので、3分の1でも助かるはずですので、そういった検討材料を話し合っていたいただきたいと思います。

次に移ります。経済圏の拡大について伺います。沖縄との関係について対策は考えているのか伺います。

○企画課長（住田和也君）

世界自然遺産には2年連続で骨太方針に位置づけられた琉球・奄美連携を踏まえ、今後はますます沖縄との交流連携が重要になると考えております。

現在、奄美群島12市町村と沖縄北部12市町村においては奄美・やんばる広域交流推進協議会を構成しており、相互の交流を努めております。世界自然遺産を好機と捉えたさらなる交流に向け、本協議会において各種交流施策の企画提案が期待されております。

経済的な交流につきましては、現在奄美群島成長戦略交付金、奄美群島振興交付金を活用し、徳之島から沖縄向けへの水産物輸送コスト支援の実証が行われております。実証の成果を踏まえ、沖縄市場の可能性を開けるよう実証事業の通年化等の制度拡充が望まれておるところでは

ございます。

また、平成28年7月1日から奄美・沖縄交流促進事業がスタートし、航空路線の奄美、那覇、与論、那覇における割引運賃の設定、沖縄と奄美群島間の航路運賃割引が実施されております。平成30年には徳之島、那覇、沖永良部経由の航空路線も開設を予定されており、沖縄経由で観光客誘致や、また台湾、アジアへのプロモーションの推進の可能性も開かれると思います。琉球・奄美連携を深め、ひと、ものの流れをより活発化するため、次期奄振法の延長、改正や成長戦略ビジョンの改定における位置づけなどの強化などを提案してまいりたいと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

古くは1997年に沖縄、奄美の首長が集まってサミットが行われてる事例もあります。つい最近では27年11月20日に沖縄那覇市内で奄美・沖縄経済交流事業シンポジウムというのが展開されております。これに関しては徳之島町は参加しておられるのでしょうか。

○企画課長（住田和也君）

先ほども答弁しましたが、今のところ徳之島からはやんばる交流に参加しているところでございます。

○10番（是枝孝太郎君）

積極的にやっぱしもう上ばかり見るのではなくて下にたくさんの市場があるわけですから、沖縄は船で8時間で着くわけですので、これから飛行機はどういうふうな状況になるかわからないですけども、沖縄との経済連携を結びながら私たち地域経済の活性化もつなげていただきたいと思います。例えば、例を挙げるとタンカンが沖縄の人がタンカンの買いつけ業者が来て、沖縄にそれを持って行って沖縄産としてそれを利用したりしてる事例もありますので、鹿児島ばかり見るんじゃなくて沖縄県、または台湾もそういった東南アジア方向の経済交流もやっていかないと徳之島町の地域経済が成り立っていかないんじゃないかなと思いますけども、町長の見解を伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

沖縄との交流についてですが、まず人との交流は住田課長が答弁しましたが、今後の世界自然遺産によって飛行機の便も出ますので進んでいくものと思われませんが、あとその経済的なものにつきましては、沖縄観光客が多いので意外と自家消費で外に出す分の農産物が不足しているというふうに聞いたことがございますし、実際にそうだっていうこともあります。そこで沖縄の作物と徳之島の、奄美の作物というのは少し似通った部分、共通部分がありますので、今後は農産物については沖縄への流通を利用するということは必要になってこようかと思いますが、台湾や香港等につきましては実はJGAPでありますとか、グローバルギャップがやはりないと競争力がなかなかつかないということもあります。今後は農家意識の改革でありますと

か、やはりいいものをつくらないと加工にも回せないし産品でも売れないと。不用なものが加工品になるわけではないわけですね、実は。だから農家の皆さんについても、私たち行政についてもいいものをつくらないと加工にもならないし商品としても売れないという厳しい時代に入っているということをしっかりと認識しながら対策を講じなければいけないのかなというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

福岡議長がよくJGAPも推進事務局みたいなことになってますけども、やっばし町としてもある程度の取り組みをしていかないと大概外国に目を向いていけませんので。

それと、奄振をつくった人は保岡武久という保岡興治のお父さんがつくったわけです。それをさらなる進化をするためにも徳之島町が主導になって展開して行っていただきたいと思えます。奄美大島だけにトンネルを掘らすんじゃなくて、あそこに金を落とすんじゃなくて、徳之島、永良部、与論で何ができるのか、農業で何ができるのか、そして農家をみんな引き連れて国会議事堂の門でサトウキビの種をみんなばらまくぐらいの意気込みで徳之島町のアピールをしていただきたいと思えます。

それでは、私是枝の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（福岡兵八郎君）

しばらく休憩いたします。3時から再開いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第3 議案第36号 専決処分について承認を求める件

○議長（福岡兵八郎君）

日程第3、議案第36号、専決処分について承認を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第36号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成28年度一般会計補正予算（第9号）について議会の承認を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,142万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億176万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、地方交付税5,542万5,000円、国庫支出金750万円の増額、繰入金150万円の減

額であります。

歳出の主な内容は、予備費5,070万3,000円、民生費1,072万2,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては審議の段階で御説明申し上げます。

緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました。

何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○5番（勇元勝雄君）

5ページ、歳出の3、1、1の23、臨時福祉給付金過年度国庫返還金322万2,000円、これはどういうお金でしょうか。渡すべき人に全部渡して余った金か、また渡すべき人に渡してなくて余ったお金か。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

これは支給すべき人に支給して、国へ残り返還するために322万2,000円、国へお返しするお金です。

○5番（勇元勝雄君）

全員に支給して残ったお金ということでよろしいでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

対象になる方全員っていう、住所は本町においてあるんですけど、どうしても郵便物が届かないとかそういう方も何件かありまして、もう行方がわからないっていうような方が何人かありまして、その方の分も含まれてると思います。

○5番（勇元勝雄君）

その人数は何人ぐらいか把握していますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

定かではございませんが、10名に満たないぐらいの人数だと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号、専決処分について承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は承認することに決定しました。

△ 日程第4 議案第37号 専決処分について承認を求める件

○議長（福岡兵八郎君）

日程第4、議案第37号、専決処分について承認を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第37号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町税条例の一部改正する条例について議会の承認を求める件であります。

内容は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、軽自動車のグリーン化特例適用期限の2年延長と所要の規定の整備を定めるものであります。

急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました。何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号、専決処分について承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は承認することに決定しました。

△ 日程第5 議案第38号 専決処分について承認を求める件

○議長（福岡兵八郎君）

日程第5、議案第38号、専決処分について承認を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第38号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について議会の承認を求める件であります。

内容は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の減額の基準額について5割減額の対象となる所得算定において被保険者の数に乘すべき金額を26万5,000円から27万円に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を48万円から49万円に引き上げるものであります。

急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました。何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

説明を見ますと、2割軽減について、そして5割軽減についてこういうふうに数字が変わるとありますが、7割については触れられていません。そしてこの金額に改めることで軽減の幅が広がるのか、狭まるのか、そこら辺をお尋ねします。7割軽減についてはないのかを含めてお尋ねします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

7割軽減というのは所得から国保の基礎控除33万円を引いた額ですので、もうこれ以上の軽減はございません。

今回の26万5,000円から27万円へというのが5割軽減であります。48万から49万円は2割軽減、これは軽減される方の幅が広がって恩恵を受ける方がふえるということでもあります。

もう1つ、昨日2割、5割、7割、30年度はどうなるかわからないとちょっとお答えしましたけど、これはこのまま継続するというので、この幅についてが法律でどうなるかがわからないということでありました。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号、専決処分について承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は承認することに決定いたしました。

△ 日程第6 議案第39号 専決処分について承認を求める件

○議長（福岡兵八郎君）

日程第6、議案第39号、専決処分について承認を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第39号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町特別会計条例の一部を改正する条例について議会の承認を求める件であります。

内容は、特別会計の地域包括支援センター事業特別会計を廃止することと、出納整理ができるように改正するものであります。

出納整理の年度内処理が困難なため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分といたしました。何とぞ御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号、専決処分について承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は承認することに決定しました。

△ 日程第7 議案第40号 徳之島町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第7、議案第40号、徳之島町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第40号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町暴力団排除条例の一部を改正する条例について議会の議決を求める件であります。

内容は、県の暴力団排除条例の改正に伴い、本町の条例に暴力団員等及び暴力団関係者の文言を追加する改正であります。何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

全国的にいろんな事件が起きます関係でいろんな不安を持ってる方が多くなっていますけれども、この暴力団排除条例っていうのも必要性があるものだと思いますが、島内におけるこの暴力団関係者といいますか、どういう状況であるのか、町民が不安に思うような状況があったりするのかということはどういうふうに把握してらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○総務課長（岡元秀希君）

この暴力団員と準構成員、そういったものについては警察署のほうでもなかなか教えていただけないものだと思っております。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号、徳之島町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第41号 徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理
に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（福岡兵八郎君）

日程第8、議案第41号、徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第41号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議会の議決を求めるものであります。

内容は、主に飼い猫の適正な飼養及び譲渡などの管理について義務化を図るための条例の改正であります。何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

この条例が既にありますけれども改正されるということで、大きく変わっているのが5匹以上を飼養してはならないというようなところがあるんですが、この条例改正が出てきた背景についてちょっと教えていただきたいと思えます。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えいたします。

現条例では飼い主の責務とかに関して努力規定になっており、しなければならないという強い文言ではないんですね。今度改正していただく条例には義務規定ということで、少し努めなければならないではなくて、しなければならないというふうなちょっと強い文言に改定していただく予定でございます。（「背景」と呼ぶ者あり）

5匹以上の飼養に関しましては、現在まだ中に避妊手術とかをしていただいていない方がおられまして、その猫の繁殖リスクはもう皆さん新聞、テレビ等で御存じのことと思いますが、1年間で30頭、40頭というふうが増えていきますので、その増えていくのを防ぐというためにも5頭以下ということに制限した次第です。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

これが出てきた背景を伺いたかったんですけども、多分、自然遺産登録の関係であるとかかかかっていると思いますが、どこからこの5匹という数の制限が出てきたのかというところを教えていただきたい、再度お聞きしたいのと、あと、この17条に書いています「町長が許可した場合はこの限りではない」となっていますが、これは、具体的に許可を受けようとする者はどういうふうな申請をするのかということをお尋ねしたいと思います。

○住民生活課長（政田正武君）

5頭という数につきましては、いろんな、まずは沖縄とか奄美大島、各市町村の条例とかを参考にして、諸坂先生というアドバイザーがおられますので、その先生とも相談して5匹ということに決まっております。（「特別許可」と呼ぶ者あり）

5頭以上の特別許可につきましては、適正に使用管理できる方、避妊手術をしている方、そういう方に限っては、町長が認めた場合には5頭以上でも大丈夫ということになっております。申請は住民生活課のほうで受け付けするようにします。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はございませんか。

○5番（勇元勝雄君）

この14条に「町長は飼い主の判明しない猫を保護、收容することができる」ってなっていますが、これは必ず收容するわけでしょうか。今日の朝、課長に聞いたときは去勢をしてもとの場所に戻すというような話を聞いたんですけど、住民の方は野猫になって、またそれが山に行っても困るし、また、周辺の住民の方は餌づけをしている方がおって、それでいろいろ迷惑をこうむっている、迷惑をこうむっている住民のそばにまたその猫を返すというのは、非常に私は酷だと思えます。その住民の方に対しては解決策にはならないと思います。これ、必ずするわけですか、それとも役場が努力する、また、それを收容するなら收容する場所があるわけですね。それをどう考えているか伺いたいと思います。

○住民生活課長（政田正武君）

住民生活課のほうでTNR事業というのをしております、基本的に手術してもとの場所に
戻すということでございますが、今こちらに書いてある町長が収容するという猫に対しては、
飼い猫の場合でも普通に鑑札をつけないといけないようになっているんですけども、そういう
方も飼っている方が登録もしていない、鑑札もしていないという猫がおる場合があります。
そういう猫は、例えば町が収容して捕獲した犬のように広告して預かりますよということで、
猫はこちらのほうで預かるようにしております。

先ほど勇元議員が言われましたように、もとに戻して、またその住民の方に迷惑かかるんじ
ゃないかなという件に関しましては、収容施設がまだ、ニャンダーランドという野猫の収容施
設になっているんですけども、今後はその野良猫のほうもあちらのほうにいくか、例えば、
もう1つ収容所を新たにたつくていかないといけないんじゃないかなとは考えておりますけど
も、必ずその場所に戻すという考えだけではないと思います。あと住民の方と相談して、飼い
猫でなければ捕獲して収容するという形になると思います。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はございませんか。

○8番（幸 千恵子君）

今の私は登録をしていますけれども、鑑札ももらいましたし首輪ももらいました。ですが、
今の首輪ではどっか行ってひっかかった場合には抜けるんです。うちのも全部、既に抜けまし
て、新たなものを自分で購入してまして、鑑札はつけていない状況なんです。そういう区別
もありますし、その首輪についてどうせ申請をして登録をして渡すのであれば、きちんとした
ものに改良してほしいということを要望したいと思います。

○住民生活課長（政田正武君）

この件に関しましては、いろいろ飼い猫の方とかいろいろ意見がありまして、なかなか、今、
役場が配布している首輪をつけたがらないということとか、つけるとすぐ外したり自分でけが
をしたりするという意見もいただいていますので、今後ちょっとどういう首輪とか外れにくい
鑑札の首輪とかも検討してまいりたいと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号、徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第42号 徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第9、議案第42号、徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第42号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、本町の条例に文言を追加する改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、徳之島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第43号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第10、議案第43号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第43号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町営住宅の戸数の改正であります。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○1番（松田太志君）

質問いたします。

この下のほうの徳和瀬住宅、建物の老朽化により取り壊しが行われました。そして、町の長寿命化計画の中に徳和瀬住宅は4戸、また必要性がありつくり直しをするというふうな計画がございます。この今回の条例改正は、徳和瀬住宅においては管理の条例のほうを変更するというふうな捉え方でよろしいでしょうか。（「管理」と呼ぶ者あり）この建物がなくなったから4からゼロにするという。

○建設課長（亀澤 貢君）

はい。建物がなくなりましたので戸数はゼロになります。しかし、今後、生きていくので名前だけは残してあります、という解釈でよろしいです。

○5番（勇元勝雄君）

徳和瀬住宅、里晴住宅、全部戸数が減っています。安住寺はもう建てかえていることよろしいですけど。取り壊しする前にこういう計画に入れて、取り壊したらすぐ建てかえるような状態でもっていかないと、現在のような状態ではまた徳和瀬住宅、あと3年、4年たってから建てかえという状態では私はいけないと思うんです。

それと、今現在の住宅を見てみたら、3LDKの住宅に単身者が入っているところがいっぱいあるんです。単身用の住宅はつくれないものでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

解体工事につきましては、1棟のうち平屋、特に平屋建てなんですけど、里晴住宅とかありますけど、1棟の建物に4戸入っております。それで、居住者がいなくなったときに解体しております。まだ、あるところには何戸か住んでいるという解釈でよろしいと思います。

徳和瀬住宅に関しましては、あのまま建てているのでは管理上、台風のとときとか老朽化していますので雨戸の破壊とか屋根が飛んでいくとかということがありますので、一旦、平屋にして管理しているということでございます。

単身者につきましては、どちらの住宅ですか。（「あちこちほとんど。あちこち住宅入っている」と呼ぶ者あり）

○総務課長（岡元秀希君）

実際は公営住宅法上、入居者の人数の制限というのはいかならないようになっております。ただ、便宜上その市町村において、例えば新築ですと多子世帯向けとか、そういうのを募集要項にうたうことはできますけども、実際上は公営住宅法上では入居者制限はできない、所得制限でできるということでございます。

○5番（勇元勝雄君）

先ほどの徳和瀬住宅の件もなんですけど、何年前からかもうその住宅は使用不可能だということはわかりますよね。だから、それに対してその住宅を建てかえを計画を前倒しするとかそういうことはできないか、それと、現在、先ほど言った3LDKの部屋に単身が入るのが悪いというわけじゃないんです。だけど、単身で3LDKの家へ入って、年寄りが多いみたいなんですけど掃除も大変だと思うんです。だから、それに対して単身用のちょっと間取りの少ない住宅はできないかという質問なんです。

○建設課長（亀澤 貢君）

単身用の住宅に関しましては、現在、単身用といいますか白久団地をことし、また建設する予定なんですけど、今回は2DKと1DKを新築いたします。老人用にちゅうことで、そんなに広ければ大変でしょうちゅうことで、家賃を安くして平米数を少なくなったという住宅を計

画しております。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第44号 徳之島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第11、議案第44号、徳之島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第44号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令により、本町の条例に文言を追加する改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号、徳之島町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第45号 徳之島都市計画亀津第1工区土地区画
整理事業施行規程に関する条例を廃止
する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第12、議案第45号、徳之島都市計画亀津第1工区土地区画整理事業施工規則に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第45号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島都市計画亀津第1工区土地区画整理事業施工規定に関する条例を配する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、都市計画の変更に伴い、区画整理事業が廃止となったことから同条例の廃止を行うものでございます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号、徳之島都市計画亀津第1工区土地区画整理事業施工規定に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第46号 総合整備計画の提出について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第13、議案第46号、総合整備計画の提出についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第46号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、総合整備計画の提出について議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島辺地における現総合整備計画が、平成24年度～28年度となっており、新たに平成29年度～33年度までの5年間の総合整備計画を作成し、国・県へ提出するためであります。

内容は別紙のとおりであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

平成24年～28年の5年間の計画書に比べて、これの一番上の右、辺地の人口が1万811名から1万923人とふえているんですが、この人口の水準は問題ないんでしょうか。

それから面積についても少し変わっています。そこを確認したいことと、それから1の(3)辺地度点数というのも206点から211点に変わっていますが、この中身について教えてください。

○企画課長（住田和也君）

辺地の人口につきましては、平成29年4月1日現在の人口でございます。この人口は、平成

27年の国勢調査の人口から、10月1日現在の人口から転入・転出を追いかけてきた数字でございます。

面積のほうは、これで以前のから変わりましたので、これで間違いないと思います。

この辺地の点数につきましては、学校とその他、港、いろいろな公共施設から市街地の一番地価の高いところまでの距離とかを辺地法の計算に当てはめて点数が出るんですけども、これにつきましては点数がどうか、ちょっと高くなっております。ちょっとこれについてはもう1回確認させてください。済いません。

○8番（幸 千恵子君）

ということは、前回よりも人口は111名ほどふえたということになるんですが、これはそれで問題ないんですか。前の分がもしかしたら違っていたとかあるのかも、今、人口はどんどん減ってきていると思っていますので、5年の間で112名ぐらいふえたことになるんですがこれでよろしいんですか。

○企画課長（住田和也君）

これは、今現在の人口推計のところから持ってきてますので間違いないと思います。（「ふえたわけですね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに。

○5番（勇元勝雄君）

公共的施設の整備をする事情で、教員住宅「現在、本町には神之嶺小学校、手々小中学校の校長住宅はなく、管理職の住宅を安定的に確保するために早急な建築が必要である」となっていますけど、その計画書を見たら平成33年、もっと早く、早急に整備する必要があるならもっと早くするべきではないかと思います。

それと、簡水、平成28年ですか、29年度まで上水と合併して簡水の2分の1補助がなくなるということを聞いたことがあるんですけど、これは何年度まで簡水の補助率は続くんでしょうか。

○学校教育課長（向井久貴君）

教員住宅につきましては、神之嶺小学校、手々小中学校となっておりますが、この計画につきましては、神之嶺小学校の校長住宅ということです。現在、神之嶺小学校の校長先生は通常の教員住宅にお住まいでございます。これが33年になったものとしたしましては、他事業との兼ね合いでございますので、この33年度までに、ぜひ、できれば建設したいというふうに考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○水道課長（琉 好実君）

お答えいたします。

簡易水道の事業は、当初、平成28年度までの事業でしたが、国の補助金交付の都合により3年間延びましたので平成31年までの予定でございます。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

神之嶺の校長住宅、敷地は確保されているでしょうか。前、住宅が建っていた場所に今現在、何か工場が建っています。敷地は確保されているか伺います。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えします。

神之嶺小学校の校長住宅は、そこは校長住宅を建設するためのものですので確保しているところでございます。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号、総合整備計画の提出についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は可決されました。

△ 日程第14 議案第47号 平成29年度一般会計補正予算（第1号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第14、議案第47号、平成29年度一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第47号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度一般会計補正予算（第1号）について議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,815万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,134万円とするものであります。

歳入の主な内容は、諸収入3,611万7,000円、国庫支出金1,788万6,000円、県支出金528万2,000円などの増額、繰入金128万円の減額であります。

歳出の主な内容は、総務費3,027万7,000円、教育費1,131万円、民生費1,078万5,000円、農林水産費1,038万4,000円などの増額、衛生費747万7,000円、土木費22万1,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

3ページの歳入からお願いします。

一番上の節の2総務使用料、自動販売機設置土地使用料とありますが、これは場所、そして料金、そしてどこが借りるのかお尋ねします。

それから、真ん中あたりの県支出金、県補助金です。節の5で地域見守りネットワーク支援事業補助金が減額になっているのはなぜでしょうか。

次、歳出、6ページお願いします。

総務費の給料、職員手当等、減額大幅というか減額になっています。これの内訳をお尋ねします。

それから一番下の節19、そしてさらに一番下の連合青年団拠点施設整備事業補助金として180万円、この事業内容をお尋ねします。

次7ページ、款2、項1、目4の節13委託料です。土地建物鑑定評価委託料として95万増額になっています。当初で230万余りあったと思いますが、これの内訳をお尋ねいたします。

それから目の21地域おこし協力隊費、節の14住宅使用料とありますが、この内訳をお尋ねします。

それから8ページになっていますが、一番上の委託料です。徳之島ブランド創造事業費の中の委託料ですが、25万減額になっています。これの内訳を、まずお尋ねいたします。

そして、目の26、節12ですが、ふるさとチョイスとあります。プロモーションです。これはふるさと納税の関係ですが、返礼品についてはさまざまニュース等で上げられていますが、このことについて、町については状況に変化がないかどうか内容をお尋ねします。

それから目30島の生業創出とみらい創り人材育成事業が新規で入ってきていますが3,512万、これの内訳をお尋ねいたします。詳細です。さまざまな名前が上がっておりますが、中身の説明を詳しくお願いいたします。

次、9ページ、目2の個人番号カード公布事業費、財源組みかえなんです、現在のカードの発行状況はどうなっているのか、少し教えていただきたいと思います。

次に10ページの一番下、地域見守りネットワーク支援事業費がゼロになっています。この理由をお尋ねいたします。その事業の中身とゼロの理由をお尋ねします。

次、11ページ、一番上の目1児童福祉総務費ですが、給料の関係128万減額になっている事業内容をお尋ねします。

それから節7の賃金、臨時職員賃金が減額になっている理由をお尋ねします。

それから目4の母間保育所費、ここについては給料が増額になっております。ここの内訳をお尋ねします。

それから12ページの一番上、目1保健衛生総務費、ここはまた一般職給料が減額になっています。その中身をお尋ねします。

その下の保健センター運営費についても給料が減額です。内容をお尋ねします。

それから一番下の農業総務費の給料、ここは増額になっていますが、ここの理由をお尋ねします。

次13ページ、真ん中あたりですが、目25美農里館管理運営費です。報償費として13万ほど増額になっていますが、これの中身、三越、伊勢丹、お中元商戦イベント、出演者報酬となっておりますが、この内容をお尋ねいたします。

それから目26農地費、ここも委託料350万の内訳をお尋ねします。

それから目29、節7の賃金、臨時職員賃金として減っているのと作業員賃金として増えています。この内容をお尋ねします。

それから目30は新規に上がってきています。この事業内容をお尋ねします。

それから目31も新規で上がっています。この事業内訳をお訪ねします。

14ページ、真ん中の款6、項3のところですが委託料、計画書作成業務委託料とありますが、これは何の計画なのか内容をお尋ねします。

次に16ページ、一番上の節12役務費、防災行政無線の関係ですが、この増額になっていまずけれども設置状況等、そして設置計画等、増額になっていきますのでどういう計画なのかお尋ねします。

そして、その下の委託料、防災行政無線再免許申請委託料とありますが、この内容、これも新しく出てきていると思います。お尋ねします。

それから一番下の教育費のところ、節14の土地借上げ料、この内訳をお尋ねします。

17ページ、教育費の中学校費のところですが、この中身をお尋ねいたします。

そして、中学校に関してですので、中学校のプールの建設はいつから始まるのかということをお尋ねしたいと思います。

18ページ、真ん中、目3の公民館費、節19コミュニティー助成事業がことし当初予算にありませんでしたが、ことしの事業予定、内容をお尋ねいたします。

それから目4の文化会館費、修繕料として非常用バッテリーとありますが、これの内容をお尋ねします。

それから一番下の郷土資料館費、これも今回、初めて新しく上がってきております。この備品購入の関係、学芸員が配置されたということもあるんですが、その内容等をお尋ねします。

それから19ページ、一番下の学校給食費の関係ですが、トラック1台として135万上がってきていますが、これの事業内容をお尋ねいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えします。

まず、歳入の3ページ、自動販売機設置土地使用料ですけれども、これにつきましては、主に公営住宅内に自動販売機が設置されておりまして、今まで使用料をいただいております。あと役場の敷地の消防組合のところにも設置されております。そういうものを合わせて11台、年間1万2,000円で敷地を貸し出すということで歳入で上げてあります。

次に、歳出の6ページから、全款項目にわたりまして、一般職給与、特別職手当等増減ありますけれども、特別職については4月から10%減額ということで減になっております。ほかにつきましては、4月の定期異動にかかわる増減でございます。例えば、給料の高い人が出て、給料の安い人がその間に入ってきた場合は減額です。逆に給料の少ない人が出て、給料の高い人が入ってきたかは増額と、家族構成も変わってきます。通勤手当、そういうものも変わってきますので、その全てにおいての増減でございます。

次に、6ページの19負担金、連合青年団拠点施設整備事業補助金、これにつきましては、亀徳小学校の校長住宅、これをリフォームします。これにつきましては、以前の連合青年団長、そして松田議員のほうからも要望がありまして連合青年団で使っていただくと、その目的につきましては町の連合青年団の交流、あるいは3町の交流の場、そして島外、例えば大隅町から来るとか、そういったときの交流の場としてリフォーム代の助成金でございます。

歳出の7ページ、13の委託料です。これにつきましては、今回、花徳地区に整備します公営住宅用地、これの3カ所の不動産鑑定委託、そして学校教育課のほうで亀津中学校近辺の2カ所の不動産鑑定委託料ということになっております。

歳出の16ページ、一番上の12の役務費ですけれども、これは個別受信機の空き家にあつたもの

を取り外して、新たに希望者に取りつけるということでございます。今後の予定につきましては、6月の広報誌に全戸配付してあります個別受信機等にかかわるアンケート調査、この結果によって、また個別受信機の設置計画をしていきたいと思っております。

総務課は以上でございます。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳入の3ページ、地域見守りネットワーク支援事業補助金なのですが、これは県の事業の廃止に伴って減額になっております。

それで歳出の10ページ、地域見守りネットワーク支援推進事業、これは、この補助金をもちまして社会福祉協議会に地域見守りネットワークということで高齢者の見守りをお願いしていたところなんですけど、これも県の事業が廃止に伴い、これも減額になっております。

以上です。

○企画課長（住田和也君）

歳出の7ページ、目の21地域おこし協力隊住宅使用料、これにつきましてはICT伝道師、新たに採用する地域協力隊の家賃、住宅使用料でございます。

8ページ、目の徳之島ブランド創造事業委託料の地域資源活用事業、三角の25万、これにつきましては、まず、われんきゃガイドツアー委託料、三角の20万、これは担当職員で企画、作成等を行うため委託料を削減しました。

2番目に、地域資源ツワブキ生産実証委託料が100万円のプラス、これは圃場の面積や資材増量によるものでございます。

3番目に、地域資源ツワブキ等成分分析委託料、三角の105万円でございます。これは、エネルギー表示等のため、鹿児島県の薬剤センターへ委託予定、食品検査、細菌検査などございまして、品目数と検査項目見直しによる減でございます。

続きまして、目の26ふるさと納税推進事業の手数料100万円、これにつきましては、ふるさと納税の月額手数料は、現在4,050円でございますが、平成29年4月1日のシステム変更により、基本額ではこれまでどおりのサイトでPRができなくなったため、これまでどおり、それよりもっとPRを上げるために計上いたしました。これはふるさとチョイスの手数料でございます。高価なものにつきましてはありましたけども、国のほうからは鹿児島県には11カ所、そういう通達がありましたけども、そういう品物は徳之島町にはありません。

それから、8ページの島の生業創出とみらい創り人材事業の委託料、これにつきましては地域ビジネスモデル構築事業委託料、これにつきましては、企業のコミュニケーション技術を活用し、ソーシャル世代や高校生を対象としたワークショップを開催することとなっております。

次に、稼ぐ力創出事業、これにつきましては、島の地域資源を生かした新しい商品やサービスの創出に向け、ノウハウを身につけてもらうための講習会や支援を行うものでございます。

3番目に、学びの島ブランド構築事業につきましては、企業研修プログラムでもあります歩行ラリーを大学生をターゲットとした徳之島オリジナルの教育力をプログラムとするための設計を行うものでございます。

4番目に、クラウドソーシング確率事業、これにつきましては、情報通信技術を活用したクラウドソーシング等の導入による新しい働き方に関するセミナー等の開催やその支援を行うための予算でございます。

以上でございます。

○住民生活課長（政田正武君）

9ページをお願いします。

9ページの2の総務費、戸籍住民登録費、個人番号の発行部数なんですけども7%後半ぐらいだと思いますが、正確な数値を持って来ていませんので、後ほどデータを差し上げたいと思います。まことに申しわけございません。

○地域営業課長（幸田智博君）

歳出の14ページ、去年よりやっています三越へのお中元、お歳暮のギフトの商戦アピールでございます。イベントがありまして、町長と、また島で活躍している唄者を三越のほうで美農里館でつくっているゼリーとジェラート、それをアピールするための報償費でございます。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

歳出の13ページ、荒廃農地等利用活用促進事業、これにつきましては、従来、28年度までは担い手協議会が受け皿になりまして荒廃農地の解消の事業に努めていましたけども、平成29年度からは町のほうに予算が入って執行するという形になりましたので、新しく今回、載せております。今年度につきましては、一応4.5ヘクタールの計画がなされております。

それから産地パワーアップ事業ですけど、これは昨年からはまった国庫事業ですけども、この319万4,000円の内訳といたしまして、園芸、それから糖業のほうがありまして、まず園芸のほうにおきましてはバレイショの常用型の防除機、ハイクリーブームの1台、これが173万7,000円の2分の1補助ということになっております。

それから、糖業におきましては、南国パワーさんトラクターと中古ローダ、各1台を145万7,000円、合わせて319万4,000円ということの事業でございます。

それから、14ページの目の漁業管理費、この中の委託料として計画書作成業務委託料と出ておりますけども、これは、内示額の増によります事業変更ですけども、これは山漁港、それから亀津漁港の施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画を策定するための予算でございます。

以上です。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えします。

16ページ、款10の2の1の14土地借り上げ料でございますけど、これは亀津小学校の教職員用の駐車場の借り上げ料でございます。

それから、17ページ、10の3中学校費の備品購入費でございます。2万9,000円の山中学校先生用椅子といたしますのは、これは、山中学校に新しく事務の先生が配置されまして、そのための椅子でございます。亀津中学校の椅子と机20セットにつきましては、教科の習熟度によってクラスを分けてございまして、そのために机が新しく必要になったということでございます。今、どういう対応をしているかと申し上げますと、長机と、それから、パイプ椅子などを使って、あと、他の学校が解体して使っておりまして、新しく購入のための予算でございます。

それから、プールにつきましては、今年度、設計を終わりをまして、来年度、竣工、来年度中に竣工を予定しているところでございます。

最後のページ、19ページ、給食費の公用車購入費は軽トラック、ダンプの軽トラックでございまして、ゴミを搬入搬出するときのためのトラックでございます。故障をしております、新しく購入ということでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（深川千歳君）

18ページです。公民館費の240万円、これは神之嶺集落のほうに、今年度、冷暖房エアコン2機とカラオケセット、会議用テーブル、椅子と椅子専用台が行きます。

文化会館、11需用費の修繕費なんですけど、体育センターの駐車場のほうに文化会館のバッテリー室があるんですけど、その中のバッテリーの触媒線というのがありまして、その修繕であります。

10郷土資料館、18備品購入45万2,000円、カメラとか複写機等、資料保存用に、資料がほとんどもう紙でぼろぼろなので、カメラで撮って、それを記録媒体のほうに記憶するということが計上しております。それと会議用テーブル、資料を広げる用のテーブルです。裏の19ページの展示用テーブルは、今のテーブルは学習センターのホールのテーブルを使っておりますので、新しくちゃんとした展示用テーブルを設置したいと思っております。

○耕地課長（福 旭君）

13ページへお戻りください。13ページ、26農地費、13委託費、計画書作成業務委託料となっておりますが、これは、花徳地区の基幹水利施設ストックマネジメント事業に向けての事業計画書及びヒアリング資料作成の業務委託となります。

続きまして、繰出金、これは、特別会計の農集排事業におきます担当職員の変更により減となります。

29地籍調査費、7賃金、これは当初、臨時職員で計上しておりましたが、事業推進のため作業員へと変更いたしました。そのため、臨時職員の賃金を落とし、作業員の賃金で計上しております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

2回目の質問に行きます。

歳出のほうです、職員の給与手当関係は、4月からの異動による増減だということでもわかりました。ですが、この予算書ができ上がる時には、それはわかっていない異動だったということで、こうなるんだと思いますが、それでいいのか。この予算書の作成には間に合わないような状況の異動だということを確認していいのかどうか、お尋ねします。

それから、一番下の青年団の拠点の関係ですけど、ここの広さとしてはどれくらいのものなのか、ちょっと教えてください。

次の、7ページの地域おこし協力隊費の住宅使用料です、先ほど、I C伝道師とか何かおっしゃったような気がするんですけど、ちょっとよくわからなかったものですから、どういう仕事をされる方なのか、ちょっとお尋ねします。

それから、8ページの一番上です、資源活用関係ですけども、このツワブキの関係で、先ほど、資材関係で100万ほどふえたという話でしたけれども、ツワブキの関係は以前に、何か商品化できないか、ブランド化できないかということで、結構力を入れて取り組んだという経緯があるそうです。

民間の農協関係だったと思いますけれども、そのときの結果というか、取り組んだ結果、島のツワブキについては、固さの問題とあくの強さの問題で商品化することは難しいと、諦めたという経緯があるそうですけれども、そういう経緯を踏まえてもやるのか、そしてこれは商品化できるという見通しがあるのかどうか、その人も聞いてほしいということだったので、お聞きいたします。

それから、8ページの真ん中の目30です。今、説明、委託料について3つ、説明していただいたんですけども、こういうもので事業の説明を書きいただけたら、みんなにもわかりやすいと思いますので、それを少し、説明書を出していただけないかなと思います。

そして、3,500万余りが委託料として上がっているわけですが、国庫支出金が半額であるとしても、単発になってはよくないことですので、継続性のある実効性のあるものにしていただきたいと思いますが、そういう意味では、どういうふうな思いというか覚悟があってやるのか、少しお尋ねしたいと思います。

次に、9ページ、9ページは後で数字を教えてください。

それから、10ページです。一番下の地域見守りネットワークの関係ですが、廃止ということ

ですが、これまでやってきていた事業だと思いますので、この地域見守りの関係、これにかわる事業を計画しているのか、これまでは見守りやっていたところ、お年寄りのところに、急に事業が廃止で行かなくなるということになるのか、かわる事業を計画しているのかどうかお尋ねいたします。

あとは、13ページ、美農里館の関係です、唄者の関係ということでわかりました。

これ場所、東京だと思うんですけども、毎年、行っていらっしゃるんですが、町民とか職員の中からも聞いておりますが、これについては、ちょっと職員の旅行的な側面もあるんじゃないかという話を、よく町民の方も言っております。職員の中からも声が上がっていました。これについて、ちゃんと実のあるものになっているのか、そういう旅行気分で行っているというようなことを言われぬような中身になっているのかどうか、再度、お尋ねしたいと思います。

目29の地籍の関係です。作業員のほうかということでしたけれども、これによって体制が強化されるのかどうか。再度、お尋ねしたいと思います。

16ページの防災無線の関係です。その下のほうの防災行政無線の免許申請の関係についてお答えがなかったので、再度、お尋ねします。

それから、17ページの教育費のところですが、机と椅子の関係です。必要性はよくわかります。ここだけに関してではないんですが、新たに出てきている事業であるとか、結構高額なものも出てきておりますが、予算編成のときに間に合わせて、こういうことは要望として上がってこられる状況がなかったのか、もっと早目にちゃんと当初予算で出してほしいという思いがありますが、これについてはいかがでしょうか。

それから、18ページ、真ん中の公民館費のコミュニティ助成事業、神之嶺ということでしたが、これは、宝くじの関係だったかと思いますが、毎年のこれが利用できる集落といいますか、そういうのはどうやって決めていらっしゃるのか、全体的に満遍なく行っているのかどうかというのをお尋ねすると、このときに、この事業を利用してさまざまな物品が各地域に納入されていると思いますが、この物品を納入する業者はどういうふうにして選定されるのか、町内の業者が交代で、何社ぐらいで交代で対応しているのかをお尋ねします。

一番下の学芸員のところです。この事業の中身についてはわかりましたが、学芸員の方が、今、どういう動きをしていらっしゃるのか、どこ行ったら会えるのかとか、ちょっと紹介もしていただきたいと思います。

以上、2回目終わります。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えします。

給与手当等につきましては、3月末で内示をして4月1日付の異動ですので、当然、当初予算間に合いません。間に合わせるとしたら、もう1月1日で、議員も予算編成の流れはわかる

と思いますけども、そして調整すべき、した場合、少しはある程度確定しますけど、その中で確定しないものがあります。例えば、県とかに、広域事務組合等、出向する職員、そして受け入れる県のその方針、受け入れ先、決まるのが大体1月末から2月初めなんです。そこで1月に人事異動ができないというところもあります。やはり、4月1日付の人事異動ですので、金額が高額ですので専決処分、議会がやるとなったら専決処分すれば、それはできますけども、やはり議会に諮るということで、毎年6月にこの給与等の調整をするということになっております。

6ページの連合青年団の拠点施設ですけども、これにつきましては40平米ぐらいと、結構古い建物ですので、リフォーム代も結構かかるというところがございます。

16ページの役務費の下、委託料です。防災行政無線再免許申請委託料、これにつきましては、5年に1回、免許申請をしないと、この防災無線使えませんので、今年度はその年に当たるということでございます。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

東京の三越伊勢丹の本社のほうでイベントをするんですけど、今回はまた、まぶーる君も連れて行ってやりたいと思います。イベントですから、しかめ面ではできませんよね。にこにこして楽しそうにやっていくのがイベントでございますので、どうぞご理解ください。

また、去年の中元、お歳暮も相当額売れています。幸さんのほうも、お中元のセットを10セットぐらい買っていただければ大変うれしいですので、ご協力をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

補足いたします。

私、直接、職員と行っていますので、お答えしますが。

試食といいまして、午前中から晩まで、アイスクリームをよそってお客様に出し、そして、後片づけまで職員がします。一日中忙しいです。

そのイベントについては夜に、ボランティアでビアガーデンのほうで唄者が歌います。それで、その昼間でも澤愛香さんが歌を歌って、その後に僕のほうでプレゼンをします。島の風景を流したり、特産品のPRをします。

残念ながら、そういつて言う人がいるということは非常に残念ですが、できたら、人としての応援する心と、頑張ってこいよという気持ちでしていただければありがたいなと思います。

○企画課長（住田和也君）

歳出書の7ページ、目の21地域おこし協力隊、これの仕事内容について、これにつきましては、平成28年度井之川僻地保育所に整備したコワーキングスペースにおいてプログラミングの教育の普及やインターネットを活用した外からの仕事を受注することができる人材育成のため

の仕組みづくりなどを担う人材でございまして、今の丸山さんと一緒に仕事をやっていく人でございます。

それから、8ページの委託料13のツワブキの件につきましては、農政課長が答弁いたします。

8ページの30島の生業創出みらい創り事業、これにつきましては説明資料ということもございましたけども、企画課のほうで詳しく説明させていただきます。

継続した事業ということでございますけども、これにつきましては地方創生推進交付金を活用して行う事業でございまして、地域再生計画が平成29年の5月30日に認められて行う事業でございまして、29年度から31年度まで継続して行いまして、KPIを設定して行う事業でございます。

○農林水産課長（東 弘明君）

ツワブキの件に関しましてお答えをいたします。

先ほど、ツワブキについて100万円の増というご説明がございましたけど、それは、誤りでございまして、このマイナス25万、先ほど企画課長が説明をされましたけども、20万につきましては、われんきゃガイドツアー等の作成委託料です。これについてはもう、担当職員で作成するための減ということでございます。

それから、ツワブキにおきましては、成分分析の委託料、これが当初200万でしたのが、5万減の105万円のマイナス5万円の減ということでなっております。

それから、JAの取り組みということがありましたけど、ちょっと私もJAさんが取り組んだ結果については存じないんですけども、また、改めてお聞きしたいと思います。

今現在、このブランド事業で取り組んでいるのが、昨年度から町の生活研究グループと一緒にやっているわけですけども、実際の商品開発におきましては、もう既に水煮であったり、佃煮であったり、それから、町の地域食材資源であるパパイヤとか、あるいはハンダマとのコラボした商品とかいうのも、今、試作をしているところであります。これについて、今、島外に出て、商品、テスト販売をして、いろんなアンケートをとりながら実施をしているということでございます。

以上です。

○耕地課長（福 旭君）

地籍調査費、賃金についてお答えします。

当初、臨時職員賃金、筆耕賃金で月15日をめどに考えておりましたが、筆耕としましての作業はどうしても内業作業となります。それで、今回、作業賃金を計上させていただきましたが、作業員は月20日程度作業していただきます。

作業員につきましては、立ち会い、または、伐採等の作業をしていただきますので地籍調査のこれからの推進には欠かせないものだと思っております。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

地域見守りネットワーク支援事業なんですけど、これ、県のほうで廃止ってことで、今、別の事業とかの導入はちょっと考えておりませんが、町が社協のほうに高齢者の宅配弁当等の委託もやっております。その中での見守りもやっておりますし、民生委員の方が見守りもやっております。また、いろんな業者の方のほうからも郵便とか九電とか、そういうところがそういう話がきておりますので、今後また、そういうところで検討していきたいと思っております。

○学校教育課長（向井久貴君）

机、椅子の問題についてお答えいたします。

確かに、私も、当初の予算で、机、椅子は学校で必需品でございますので、当初でそういうべきでございますが、学級の編成等が、それは学校の先生の転入転出も踏まえてですけども、ぎりぎりにならなきゃわからないと、3月の末にならないとわからないという事情がございます。

あと、支援学級の増設についても、県の要望指定が認められるのが予算を組んだ後に認められるということがございますので、どうしてもこういう形になるということで、他の学校から借りたり、余っている机を使ったり、椅子を使ったりして、6月の補正で正確な数を上げるというふうな現状がございます。

以上でございます。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

コミュニティ助成事業なんですけど、宝くじ関係で、今、名前を変えて一般財団法人自治総合センターというところになっております。

業者選定なんですけど、これは各集落からの申請なので、その業者選定は各集落が行っております。

郷土資料館なんですけど、今、学芸員がしているのは、今ある資料を専門的に分析しております。彼は、生涯学習センターの3階におりますので、いつでもいらしてください。

○8番（幸 千恵子君）

一番後ろのほうから行きますが、今度、学芸員さんにはお会いしに行きたいと思います。

今のコミュニティ助成事業についてですけれども、集落が業者を選定するということですが、担当課として見ていて、業者さんのほうに特に偏りがひどいなというようなことはないのか、納入する町内の業者が幾つかあると思うんですけども、満遍なくいつているのか偏ってはいないのかということで、再度確認したいと思います。

それから、東京の関係ですが、私、一応議員ですので、町民の声をやっぱりちゃんと届けて

確認するのが仕事となっておりますし、今回、ちょうどいい機会でしたので、しっかり頑張っているんだということを、その町民にちゃんとお知らせしますので、職員の皆さんにも多分聞こえたと思いますので、お知らせしときたいと思います。

ぜひ、成果を上げていただくよう頑張ってもらいたいと思います。応援しております。

それから、大体、当初予算に間に合うような形でしょうと、各課頑張ってやっていたらいいんだと思いますので、こうして3月の予算審議の後から、まだ3カ月になるんですが、こうした新しいものがいろいろ入ってきたりする関係等ありますので、高額なものが出てきたりしますので、そういうところをもっと考えてもらいたいかなというところの確認をしたかったので、一応、言わせていただきました。

以上、3回目の質問を終わります。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

各集落が選定していますので、こちらとしては何も言えない状態であります。

○議長（福岡兵八郎君）

しばらく休憩いたします。

4時40分から再開いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時40分

○議長（福岡平八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、日程第14、議案第47号、補正（第1号）、ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、平成29年度一般会計補正予算（第1号）について採決をいたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第48号 平成29年度国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第15、議案第48号、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第48号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,805万9,000円とするものであります。

歳入は、国庫支出金123万5,000円、繰入金76万4,000円の増額であります。

歳出は、総務費110万1,000円、前期高齢者納付金等62万5,000円、保険事業費27万3,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階でご説明申し上げます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第49号 平成29年度農業集落排水事業特別会計
補正予算（第1号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第16、議案第49号、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第49号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決
を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ335万5,000円を減額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ1,028万8,000円とするものであります。

歳入は、繰入金335万5,000円の減額であります。

歳出は、事業費335万5,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階でご説明申し上げます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを
採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第50号 平成29年度介護保険事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第17、議案第50号、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第50号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,629万7,000円とするものであります。

歳入は、繰入金38万3,000円、国庫支出金35万8,000円、県支出金17万9,000円の増額であります。

歳出は、地域支援事業費92万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階でご説明申し上げます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決

します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第51号 平成29年度公共下水道事業特別会計補
正予算（第1号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第18、議案第51号、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第51号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を
求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ1億8,397万9,000円とするものであります。

歳入は、地方債150万円、繰入金136万7,000円の増額であります。

歳出は、事業費256万7,000円、総務費30万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階でご説明申し上げます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第52号 平成29年度水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第19、議案第52号、平成29年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第52号の提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的支出におきまして、営業費用の組み替えであります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階でご説明申し上げます。

何とぞご審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号、平成29年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 報告第1号 繰越明許費について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第20、報告第1号、繰越明許費について報告を求めます。

○総務課長（岡元秀希君）

報告第1号、繰越明許費について、ご報告いたします。

繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり議会にご報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます、平成28年度徳之島町繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

次に、総務費、戸籍住民登録費、個人番号カード交付事業費、翌年度繰越額89万円、個人番号カード関連事務負担金でございます。

次に、民生費、社会福祉費、介護基盤整備事業費、翌年度繰越額3,200万円、介護整備基盤事業補助金でございます。

次に、民生費、社会福祉費、臨時福祉金経済対策事業費、翌年度繰越額6,259万6,200円、臨時福祉給付金経済対策事業に係る賃金、需用費、役務費、補助金等でございます。

次に、衛生費、保健衛生費、環境整備作業委託事業費、翌年度繰越額1,000万円、環境整備委託料でございます。

次に、農林水産業費、農業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費、翌年度繰越額1,370万円、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金でございます。

次に、農林水産業費、農業費、ヘルシーブランド確立拠点整備事業費、翌年度繰越額5,662万9,000円、ヘルシーブランド確立拠点整備事業に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、社会資本整備道路事業費、翌年度繰越額1億4,477万6,554円、亀津19号線、新里橋、花徳新村線など社会資本整備道路事業に係る委託料、工事請負費、補償金でございます。

次に、土木費、河川費、急傾斜地対策事業費、翌年度繰越額601万円、県単急傾斜地対策事業に係る工事請負費でございます。

次に、教育費、保健体育費、総合運動公園弓道場屋根改修事業費、翌年度繰越額558万7,920

円、総合運動公園弓道場の屋根改修に係る委託料及び工事請負費でございます。

次に、公共下水道事業特別会計、公共下水道事業費、効率的汚水処理整備計画策定事業費、翌年度繰越額650万円、効率的汚水処理整備計画策定業務委託料でございます。

以上、一般会計9件、特別会計1件、計10件でございます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○5番（勇元勝雄君）

中身を見たら、これはもう明許繰越をしなければいけないという事業もあります。

当初予算、また、6月、9月補正でとった分も明許繰越になっている分がありますけど、今後はこのような明許繰越が多く出ないように手当をしてもらいたいと思います。

これは、要望でよろしいです。

○議長（福岡兵八郎君）

これで質疑は終わります。

以上で、報告第1号については終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は6月8日午後4時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時55分

平成29年第 2 回徳之島町議会定例会

第 3 日

平成29年 6 月 8 日

平成29年第2回徳之島町議会定例会会議録

平成29年6月8日（木曜日） 午後4時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 陳情第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の
1復元、複式学級解消をはかるための、2018
年度政府予算に係る意見書採択の要請について
……………（総務文教厚生委員長報告）

○日程第 2 発議第 1号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分
の1復元、複式学級解消をはかるための、201
8年度政府予算に係る意見書 ……（木原良治 外1名）

○日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
……………（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松田太志君	2番	鶴野将光君
3番	富田良一君	4番	宮之原順子君
5番	勇元勝雄君	6番	徳田進君
7番	行沢弘栄君	8番	幸千恵子君
9番	池山富良君	10番	是枝孝太郎君
11番	保岡盛寿君	12番	木原良治君
14番	大沢章宏君	15番	住田克幸君
16番	福岡兵八郎君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 宮之原剛君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	秋武喜一郎君	総務課長	岡元秀希君
企画課長	住田和也君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	東弘明君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	幸田智博君
農委事務局長	元山吉二君	学校教育課長	向井久貴君
社会教育課長	深川千歳君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	秋丸典之君
税務課長	安田敦君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	川野加州年君	水道課長	琉好実君

△ 開 議 午後 4時00分

○議長（福岡兵八郎君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担
制度2分の1復元、複式学級解消をは
かるための、2018年度政府予算に係る
意見書採択の要請について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（木原良治君）

お疲れさまです。

ただいま議題となりました陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について、総務文教厚生常任委員会における審査結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る6月7日の本会議再開後、委員会を開催し審査いたしました。

陳情の趣旨は、子供たちの豊かな学びを実現するためには教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であるが、教職員の働き方、労働時間に関する報告書によると、7割～8割の教職員が一月の時間外労働が80時間となっているなど明らかにされ、学校現場において長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせないとしています。

また、離島山間部の多い鹿児島県においては、2学年の子供が1つの教室で学ぶ複式学級が多く、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えないとして、複式学級の解消を求めています。

さらに、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、幾つかの自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置も行われております。

子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、こうした観点から国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、2018年度政府予算編成において地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう措置を講ずることなど、国の関係機関に意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、昨年と同趣旨の内容の陳情があり、当町議会として意見書の提出をして

いることから、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第2 発議第1号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書

○議長（福岡兵八郎君）

日程第2、発議第1号、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

○決算審査特別委員長（木原良治君）

ただいま議題となりました発議第1号、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書を説明いたします。

先ほど、採択していただきました陳情第1号に関する意見書の提出であります。

皆様に配付してあります意見書（案）の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思います。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回徳之島町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 福岡兵八郎

徳之島町議会議員 富田良一

徳之島町議会議員 住田克幸

徳之島町議会議員 大沢章宏